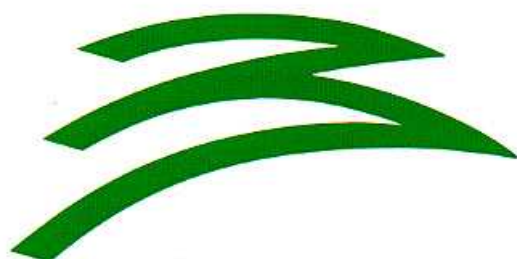


令和5年度版

(令和4年度実績)

宮崎市国民健康保険の概要



宮崎市

※グラフについては、四捨五入により 100%とならない場合があります。

目 次

I 財政状況

1	令和5年度当初予算総括表	1
2	令和4年度予算決算総括表	3
3	年度別決算状況(事業年報)	5
4	令和4年度決算状況(事業年報)	7
5	保険給付費、事業費納付金の年度別推移	7
6	国民健康保険運営基金の状況	8

II 被保険者(加入者)の状況

1	国民健康保険被保険者(加入者)の状況	9
2	年齢区分別被保険者(加入者)状況	10
3	所得段階別世帯数、被保険者の状況	11

III 医療費(保険給付)の状況

1	保険給付の概要	12
2	医療費の状況	13
3	療養の給付等の状況	14
4	療養費の状況	19
5	高額療養費の状況	20
6	その他の給付の状況	20
7	医療費適正化の取組	21

IV 保健事業の状況

1	特定健康診査及び特定保健指導	22
2	はり・きゅう・あんま助成事業	23

V 国民健康保険税の状況

1	保険税の概要と税率等の推移	24
2	保険税賦課状況(賦課確定時)	26
3	保険税の収納状況	29

VI 関係資料

1	宮崎市国民健康保険事業の沿革	35
2	宮崎市国民健康保険事業の事務機構	46
3	宮崎市国民健康保険運営協議会	47
4	国民健康保険事業状況報告書(事業年報)	48
5	関係条例規則等	62
	宮崎市国民健康保険条例	62
	宮崎市国民健康保険規則	68
	宮崎市国民健康保険税条例	70
	宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則	92
	宮崎市国民健康保険運営基金条例	95
	宮崎市国民健康保険はり・きゅう・あんま施術規則	96

I 財政状況

1 令和5年度当初予算総括表

【歳入】

(単位:千円、%)

①国民健康保険税
国民健康保険事業費納付金等の財源として、所要額を算定。令和2年度に税率改定。

⑤県支出金
○普通交付金
平成30年度から導入された国保の都道府県単位化によって、市町村の保険給付費等の財源として県から交付されるもの。
○保険者努力支援分
国が示す評価指標に基づき実績に応じて交付されるもの。
○県繰入金(2号分)
資格管理・給付の適正化、保健事業等に対し県から交付されるもの。

⑦繰入金
○保険基盤安定繰入金
国保の財政基盤の安定に資するために、保険税軽減相当分や低所得者を多く抱える保険者に対し助成される支援分を繰り入れるもの。
○出産育児一時金等繰入金
出産育児一時金歳出額の3分の2を繰り入れるもの。
○運営基金繰入金
国保事業の円滑な運営を図るために保有している運営基金より歳入不足分について繰り入れるもの。

科目	当初予算額(1)	令和5年度		令和4年度 当初予算額(2)
		構成比	増減額(1)-(2)	
①国民健康保険税	7,304,411	17.5	△ 26,222	7,330,633
医療給付費分	5,045,905	12.1	△ 21,480	5,067,385
後期高齢者支援金分	1,704,518	4.1	1,305	1,703,213
介護納付金分	553,988	1.3	△ 6,047	560,035
②一部負担金	2	0.0	0	2
③使用料及び手数料	6,787	0.0	△ 619	7,406
④国庫支出金	1	0.0	0	1
⑤県支出金	30,127,084	72.1	434,969	29,692,115
普通交付金	29,463,700	70.5	439,570	29,024,130
保険者努力支援分	199,526	0.5	2,061	197,465
特別調整交付金分	199,796	0.5	5,404	194,392
県繰入金(2号分)	177,260	0.4	△ 11,075	188,335
特定健康診査等負担金分	86,802	0.2	△ 991	87,793
⑥財産収入	782	0.0	194	588
⑦繰入金	4,284,306	10.2	24,004	4,260,302
一般会計繰入金	3,983,021	9.5	△ 35,895	4,018,916
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	1,560,751	3.7	△ 88,492	1,649,243
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	827,187	2.0	△ 46,900	874,087
未就学児均等割保険税繰入金	26,319	0.1	△ 8,966	35,285
職員給与費等繰入金	665,845	1.6	36,844	629,001
出産育児一時金等繰入金	99,240	0.2	0	99,240
財政安定化支援事業繰入金	550,122	1.3	△ 2,748	552,870
その他の一般会計繰入金	253,557	0.6	74,367	179,190
後期特別会計繰入金	5,091	0.0	351	4,740
運営基金繰入金	296,194	0.7	59,548	236,646
⑧繰越金	1	0.0	0	1
⑨諸収入	86,625	0.2	14,674	71,951
⑩市債	1	0.0	0	1
合計	41,810,000	100.0	447,000	41,363,000

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

【歳出】

(単位:千円、%)

科目	令和5年度			令和4年度
	当初予算額(1)	構成比	増減額(1)-(2)	当初予算額(2)
①総務費	676,199	1.6	36,132	640,067
職員給与費	370,619	0.9	27,007	343,612
事務費	305,580	0.7	9,125	296,455
②保険給付費	29,715,723	71.1	448,721	29,267,002
療養諸費	25,790,313	61.7	483,751	25,306,562
療養給付費	25,500,500	61.0	500,000	25,000,500
療養費	207,050	0.5	△ 16,000	223,050
審査支払手数料	82,763	0.2	△ 249	83,012
高額療養費	3,756,040	9.0	△ 44,430	3,800,470
高額療養費	3,750,500	9.0	△ 45,000	3,795,500
高額介護合算療養費	5,540	0.0	570	4,970
出産育児諸費	148,860	0.4	0	148,860
葬祭諸費	10,400	0.0	400	10,000
移送費	110	0.0	0	110
傷病手当金	10,000	0.0	9,000	1,000
③国民健康保険事業費納付金	10,961,621	26.2	△ 55,369	11,016,990
医療給付費分	7,559,467	18.1	△ 162,814	7,722,281
後期高齢者支援金等分	2,535,814	6.1	174,705	2,361,109
介護納付金分	866,340	2.1	△ 67,260	933,600
④保健事業費	320,328	0.8	△ 9,106	329,434
特定健診・特定保健指導事業	234,159	0.6	△ 6,878	241,037
特定健診定着化事業	19,227	0.0	2,672	16,555
生活習慣病重症化予防事業	623	0.0	△ 1	624
適正服薬促進事業	30	0.0	△ 4,770	4,800
その他の給付費	66,289	0.2	△ 129	66,418
⑤基金積立金	783	0.0	195	588
⑥公債費	160	0.0	0	160
⑦諸支出金	85,186	0.2	△ 3,215	88,401
還付金	41,000	0.1	△ 1,000	42,000
償還金	43,102	0.1	△ 2,214	45,316
還付加算金	1,030	0.0	0	1,030
直営診療施設勘定繰出金	54	0.0	△ 1	55
⑧予備費	50,000	0.1	29,642	20,358
合計	41,810,000	100.0	447,000	41,363,000

①総務費

職員の給与のほか、医療費適正化特別対策事業及びジェネリック医薬品使用促進事業等に係る費用。

②保険給付費

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡の保険事故に対する費用。
※法定給付（療養の給付等とその他の給付）と任意給付（傷病手当金の支給等）がある。

③国民健康保険事業費納付金

現行の国保制度では、宮崎県が県内全体の保険給付費等を負担し、国・県等からの収入と差引きした分を事業費納付金として各市町村に請求する仕組みとなっている。その仕組みの中で、宮崎市に請求された負担金。

④保健事業費

被保険者の健康増進を目的とした特定健康診査事業等を実施するための費用。

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

2 令和4年度予算決算総括表

【歳入】

(単位:円)

科目	令和4年度				令和3年度 決算額(参考)
	当初予算額	最終予算額①	決算額②	増減額②-①	
①国民健康保険税	7,330,633,000	7,548,724,000	7,697,127,100	148,403,100	8,015,489,981
医療給付費分	5,067,385,000	5,221,545,000	5,338,915,026	117,370,026	5,560,429,126
後期高齢者支援金分	1,703,213,000	1,760,851,000	1,796,742,771	35,891,771	1,865,460,534
介護納付金分	560,035,000	566,328,000	561,469,303	△ 4,858,697	589,600,321
②一部負担金	2,000	2,000	0	△ 2,000	0
③使用料及び手数料	7,406,000	6,762,000	6,215,311	△ 546,689	6,602,970
④国庫支出金	1,000	25,000	25,000	0	17,743,000
国民健康保険災害臨時特例補助金	1,000	25,000	25,000	0	17,743,000
⑤県支出金	29,692,115,000	29,415,436,000	29,494,217,517	78,781,517	29,445,175,750
普通交付金	29,024,130,000	29,008,130,000	28,838,722,634	△ 169,407,366	28,727,346,944
保険者努力支援分	197,465,000	197,936,000	193,913,000	△ 4,023,000	188,890,000
特別調整交付金分	194,392,000	41,813,000	237,598,883	195,785,883	275,438,806
県繰入金(2号分)	188,335,000	88,335,000	144,761,000	56,426,000	177,260,000
特定健康診査等負担分	87,793,000	79,222,000	79,222,000	0	76,240,000
⑥財産収入	588,000	588,000	587,755	△ 245	1,068,067
⑦繰入金	4,260,302,000	4,201,895,000	4,134,487,826	△ 67,407,174	4,093,839,781
一般会計繰入金	4,018,916,000	4,197,410,000	4,130,030,341	△ 67,379,659	4,089,261,630
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	1,649,243,000	1,705,375,000	1,705,374,010	△ 990	1,725,994,540
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	874,087,000	880,189,000	880,188,893	△ 107	893,547,527
未就学児均等割保険税繰入金	35,285,000	26,317,000	26,319,890	2,890	0
職員給与費等繰入金	629,001,000	627,240,000	565,367,535	△ 61,872,465	592,455,019
出産育児一時金等繰入金	99,240,000	83,334,000	77,825,013	△ 5,508,987	93,524,544
財政安定化支援事業繰入金	552,870,000	673,607,000	673,607,000	0	630,713,000
その他の一般会計繰入金	179,190,000	201,348,000	201,348,000	0	153,027,000
後期特別会計繰入金	4,740,000	4,484,000	4,457,485	△ 26,515	4,578,151
運営基金繰入金	236,646,000	1,000	0	△ 1,000	0
⑧繰越金	1,000	63,420,000	63,421,879	1,879	53,129,822
⑨諸収入	71,951,000	101,731,000	84,591,893	△ 17,139,107	99,590,748
⑩市債	1,000	1,000	0	△ 1,000	0
⑪繰越事業費	0	0	0	0	15,774,000
合 計	41,363,000,000	41,338,584,000	41,480,674,281	142,090,281	41,748,414,119

【歳出】

(単位:円)

科目	令和4年度				令和3年度
	当初予算額	最終予算額①	決算額②	不用額①-②	決算額(参考)
①総務費	640,067,000	638,470,000	610,101,364	28,368,636	612,399,203
職員給与費	343,612,000	353,902,000	350,144,042	3,757,958	334,209,570
事務費	296,455,000	284,568,000	259,957,322	24,610,678	278,189,633
総務管理費	187,435,000	181,706,000	165,596,314	16,109,686	184,971,299
徴税费	108,592,000	102,678,000	94,322,200	8,355,800	93,179,526
運営協議会費	428,000	184,000	38,808	145,192	38,808
②保険給付費	29,267,002,000	29,242,130,000	29,056,146,741	185,983,259	28,973,511,240
療養諸費	25,306,562,000	25,287,810,000	25,182,882,619	104,927,381	25,095,206,326
療養給付費	25,000,500,000	25,000,500,000	24,922,221,487	78,278,513	24,822,046,645
療養費	223,050,000	205,310,000	186,471,875	18,838,125	198,026,863
審査支払手数料	83,012,000	82,000,000	74,189,257	7,810,743	75,132,818
高額療養費	3,800,470,000	3,800,470,000	3,739,867,585	60,602,415	3,726,652,624
高額療養費	3,795,500,000	3,795,500,000	3,735,813,855	59,686,145	3,722,395,792
高額介護合算療養費	4,970,000	4,970,000	4,053,730	916,270	4,256,832
出産育児諸費	148,860,000	125,000,000	116,737,369	8,262,631	140,286,816
葬祭諸費	10,000,000	11,740,000	11,140,000	600,000	9,620,000
移送費	110,000	110,000	0	110,000	0
傷病手当金	1,000,000	17,000,000	5,519,168	11,480,832	1,745,474
③国民健康保険事業費納付金	11,016,990,000	11,016,990,000	11,016,988,913	1,087	11,072,634,869
④保健事業費	329,434,000	319,358,000	254,354,945	65,003,055	261,439,431
特定健康診査等事業費	263,016,000	253,071,000	197,535,045	55,535,955	200,740,451
特定健診・特定保健指導事業	241,037,000	235,862,000	182,162,905	53,699,095	181,316,796
特定健診定着化事業	16,555,000	16,555,000	14,990,254	1,564,746	14,255,273
生活習慣病重症化予防事業	624,000	624,000	365,166	258,834	399,497
適正服薬促進事業	4,800,000	30,000	16,720	13,280	4,768,885
その他の給付費	66,418,000	66,287,000	56,819,900	9,467,100	60,698,980
⑤基金積立金	588,000	588,000	587,755	245	1,068,067
⑥公債費	160,000	160,000	0	160,000	0
⑦諸支出金	88,401,000	100,530,000	64,609,788	35,920,212	78,165,591
還付金	42,000,000	35,500,000	26,070,678	9,429,322	37,648,236
償還金	45,316,000	63,418,800	37,290,510	26,128,290	37,557,155
還付加算金	1,030,000	511,200	148,600	362,600	210,200
直営診療施設勘定繰出金	55,000	1,100,000	1,100,000	0	2,750,000
⑧予備費	20,358,000	20,358,000	0	20,358,000	0
⑨繰越事業費	0	0	0	0	15,773,839
合 計	41,363,000,000	41,338,584,000	41,002,789,506	335,794,494	41,014,992,240

歳入歳出差引残 477,884,775

3 年度別決算状況(事業年報)

【歳入】

(単位:千円、%)

		平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度		令和4年度			
					決算額	構成比	決算額	構成比	伸率	
国民健康 保険税	一般	医療給付費分	5,177,331	5,071,764	5,683,621	5,558,154	13.3	5,337,538	12.9	-4
		後期高齢者支援金分	1,965,039	1,933,960	1,903,859	1,864,835	4.5	1,796,370	4.3	-3.7
		介護納付金分	661,990	648,061	617,091	589,017	1.4	561,192	1.4	-4.7
	退職	医療給付費分	33,255	10,053	4,264	2,275	0.0	1,377	0.0	-39.5
		後期高齢者支援金分	12,155	3,205	1,237	625	0.0	372	0.0	-40.5
		介護納付金分	10,050	2,766	1,064	583	0.0	277	0.0	-52.5
計		7,859,820	7,669,809	8,211,137	8,015,490	19.2	7,697,127	18.6	-4	
国庫 支出金	国民健康保険災害臨時特例補助金	462	640	27,032	17,743	0.0	25	0.0	-99.9	
	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	0	1,408	0	0	-	0	-	-	
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	3,256	30,640	0	-	0	-	-	
	計	462	5,304	57,672	17,743	0.0	25	0.0	-99.9	
県支 出金	普通交付金	29,155,335	29,506,872	27,799,415	28,727,347	68.8	28,838,723	69.5	0.4	
	特定健康診査等負担金	69,896	84,760	82,446	76,240	0.2	79,222	0.2	3.9	
	都道府県繰入金(2号分)	117,280	164,167	207,685	177,260	0.4	144,761	0.3	-18.3	
	保険者努力支援分	204,690	178,324	188,342	188,890	0.5	162,485	0.4	-14	
	特別調整交付金分	436,727	473,761	399,326	275,439	0.7	269,027	0.6	-2.3	
	計	29,983,928	30,407,884	28,677,214	29,445,176	70.5	29,494,218	71.1	0.2	
繰入 金	一般会計 繰入金	保険基盤安定(保険税軽減分)	1,595,998	1,575,407	1,714,293	1,725,995	4.1	1,705,374	4.1	-1.2
		保険基盤安定(保険者支援分)	829,785	824,422	902,674	893,548	2.1	880,189	2.1	-1.5
		未就学児均等割保険税繰入金	0	0	0	0	-	26,320	0.1	皆増
		職員給与費等	655,297	653,888	651,638	592,455	1.4	565,368	1.4	-4.6
		出産育児一時金等	99,622	95,738	94,888	93,525	0.2	77,825	0.2	-16.8
		財政安定化支援事業	633,421	670,739	598,914	630,713	1.5	673,607	1.6	6.8
		その他	247,305	231,526	178,055	153,027	0.4	201,348	0.5	31.6
	計	4,061,428	4,051,720	4,140,462	4,089,262	9.8	4,130,030	10.0	1	
	直診勘定	0	0	0	0	-	0	-	-	
	基金繰入金	0	270,000	185,000	0	-	0	-	-	
繰越金	1,117,691	589,973	47,681	53,130	0.1	63,422	0.2	19.4		
その他の収入	180,187	100,261	136,554	111,840	0.3	95,852	0.2	-14.3		
繰越事業費	0	0	0	15,774	-	0	-	-		
合 計	43,222,793	43,094,950	41,455,719	41,748,414	-	41,480,674	-	-0.6		

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

【歳出】

(単位:千円、%)

		平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	構成比	令和4年度 決算額	構成比	伸率	
総務費		655,558	696,235	688,081	612,399	1.5	610,101	1.5	△ 0.4	
保険給付費	一般被保険者分	療養給付費	24,992,139	25,420,894	23,920,834	24,822,012	60.5	24,922,206	60.8	0.4
		療養費	216,387	217,339	201,366	198,027	0.5	186,472	0.5	△ 5.8
		高額療養費	3,754,476	3,839,160	3,685,667	3,722,385	9.1	3,735,814	9.1	0.4
		高額介護合算療養費	2,727	3,792	4,151	4,257	0.0	4,054	0.0	△ 4.8
		移送費	110	0	0	0	-	0	-	-
		出産育児諸費	149,433	143,606	142,333	140,287	0.3	116,737	0.3	△ 16.8
		葬祭諸費	9,620	9,940	10,080	9,620	0.0	11,140	0.0	15.8
		その他	0	0	323	1,745	0.0	5,519	0.0	216.3
		小計	29,124,892	29,634,732	27,964,754	28,898,333	70.5	28,981,942	70.7	0.3
	退職被保険者等分	療養給付費	173,925	36,551	393	35	0.0	16	0.0	△ 54.3
		療養費	1,724	303	0	0	-	0	-	-
		高額療養費	34,643	8,782	151	10	0.0	0	-	皆減
		高額介護合算療養費	287	0	0	0	-	0	-	-
		移送費	0	0	0	0	-	0	-	-
小計	210,579	45,637	544	45	0.0	16	0.0	△ 64.4		
審査支払手数料	81,556	77,450	71,444	75,133	0.2	74,189	0.2	△ 1.3		
計	29,417,026	29,757,818	28,036,742	28,973,511	70.6	29,056,147	70.9	0.3		
国民健康保険事業費納付金		11,091,678	12,214,282	12,291,279	11,072,635	27.0	11,016,989	26.9	△ 0.5	
保健事業	特定健康診査等事業費	147,552	188,489	170,700	181,317	0.4	182,163	0.4	0.5	
	保健事業費	79,986	75,550	69,124	80,123	0.2	72,192	0.2	△ 9.9	
	計	227,538	264,039	239,824	261,439	0.6	254,355	0.6	△ 2.7	
保険給付費等交付金償還金		0	29,911	45,315	37,557	0.1	29,804	0.1	△ 20.6	
直診勘定繰出金		41	1,041	0	2,750	0.0	1,100	0.0	△ 60.0	
基金等積立金		203	205	217	1,068	0.0	588	0.0	△ 44.9	
前年度繰上充用金		0	0	0	0	-	0	-	-	
公債費(組合債費)		0	0	0	0	-	0	-	-	
その他の支出		640,777	33,738	25,357	37,858	0.1	33,706	0.1	△ 11.0	
繰上充用金		0	0	0	0	-	0	-	-	
繰越事業費		0	0	0	15,774	0.0	0	-	皆減	
合計		42,032,820	42,997,269	41,326,815	41,014,992	-	41,002,790	-	0.0	

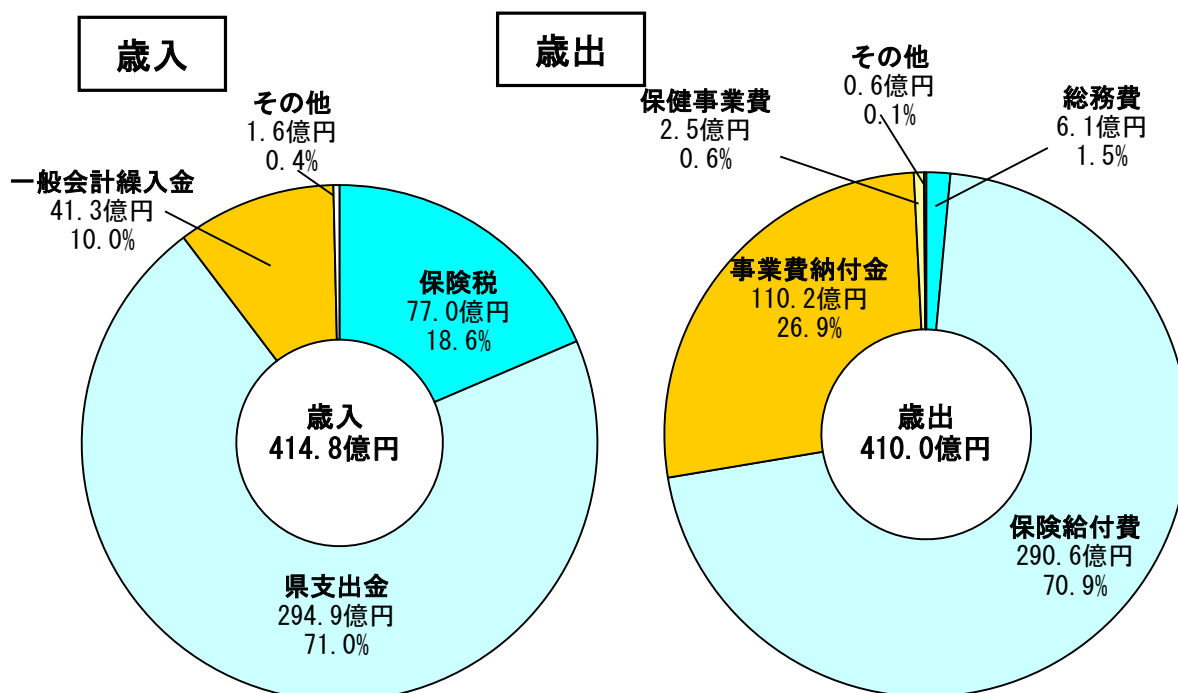
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収支差引残(歳入合計-歳出合計)	1,189,973	97,681	128,904	733,422	477,885
うち次年度への繰越金	589,973	47,681	68,904	63,422	57,885
うち基金積立金	600,000	50,000	60,000	670,000	420,000
基金繰入金	0	270,000	185,000	0	0
基金運用利息	203	205	217	1,068	588
年度末基金保有額	2,220,203	2,000,407	1,875,624	2,546,692	2,967,280

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

※基金積立金は、決算時の積み立てを含む。

4 令和4年度決算状況(事業年報)



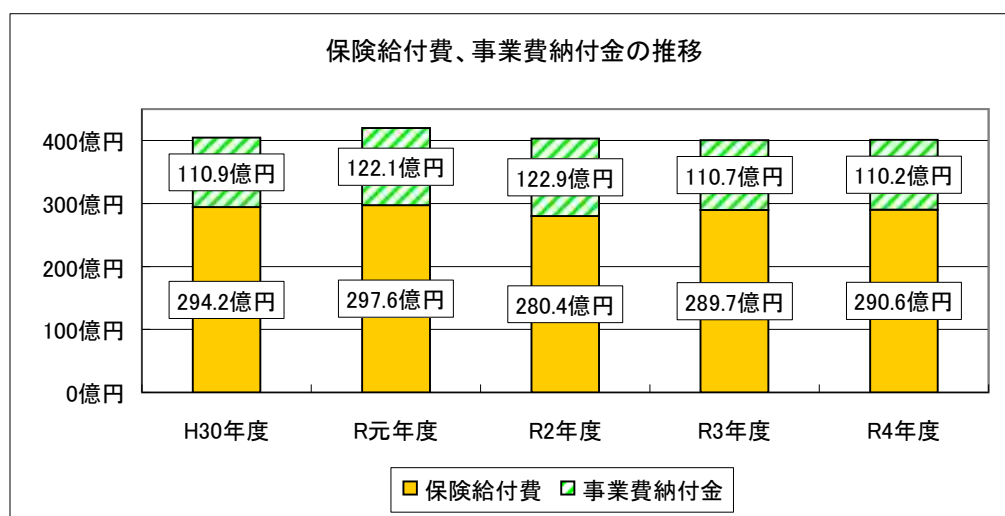
※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

5 保険給付費、事業費納付金の年度別推移

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保険給付費	29,417,026	29,757,818	28,036,742	28,973,511	29,056,147
対前年度伸び(金額)	△ 238,388	340,792	△ 1,721,076	936,769	82,636
対前年度伸び(率)	△ 0.8%	+1.2%	△ 5.8%	+3.3%	+0.3%
事業費納付金	11,091,678	12,214,282	12,291,279	11,072,635	11,016,989
対前年度伸び(金額)	11,091,678	1,122,604	76,997	△ 1,218,644	△ 55,646
対前年度伸び(率)	皆増	+10.1%	+0.6%	△ 9.9%	△ 0.5%

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。



6 国民健康保険運営基金の状況

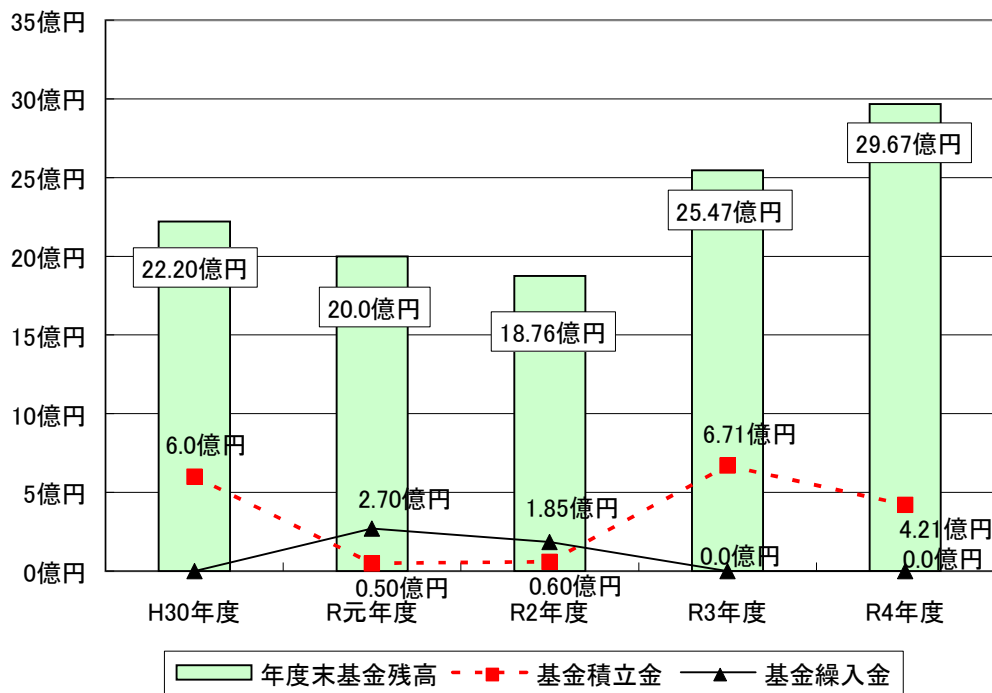
(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度末残高	1,620,000	2,220,203	2,000,407	1,875,624	2,546,692
基金積立金	600,203	50,205	60,217	671,068	420,588
基金繰入金	0	270,000	185,000	0	0
当該年度末残高	2,220,203	2,000,407	1,875,624	2,546,692	2,967,280

※基金積立金は、決算時の積み立て及び基金運用利息を含む。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

国民健康保険運営基金残高・基金積立額・基金繰入額の推移



II 被保険者（加入者）の状況

1 国民健康保険被保険者（加入者）の状況

(1) 国民健康保険加入状況（年度末）

（単位：世帯、人）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	市全体(住民基本台帳)	195,392	196,998	198,901	200,166	201,123
	国民健康保険加入世帯	57,969	57,156	56,792	55,743	53,992
	加入率	29.67%	29.01%	28.55%	27.85%	26.85%
被保険者数	市全体(住民基本台帳)	401,987	401,293	400,816	399,876	397,898
	国民健康保険被保険者	91,363	88,824	87,510	84,734	80,784
	加入率	22.73%	22.13%	21.83%	21.19%	20.30%

※国民健康保険加入世帯・被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報) A表より。

※住民基本台帳数は、翌年度4月1日時点の数値で(月末時点の統計情報がないため)、外国人登録を含む。

(2) 被保険者（加入者）の内訳

（単位：世帯、人）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数		58,868	58,093	57,316	56,826	55,545
被保険者(加入者)数		93,274	90,982	88,627	87,038	83,811
前期高齢者	前期高齢者	38,855	38,873	38,564	38,861	37,228
	70歳以上一般	17,907	19,376	20,586	21,928	21,316
	70歳以上現役並所得者	962	1,044	1,079	1,104	1,027
	未就学児	3,043	2,835	2,656	2,487	2,350
	前期高齢者以外	54,419	52,109	50,063	48,177	46,583
	一般被保険者	92,672	90,875	88,626	87,038	83,811
前期高齢者	前期高齢者	38,855	38,873	38,564	38,861	37,228
	70歳以上一般	17,907	19,376	20,586	21,928	21,316
	70歳以上現役並所得者	962	1,044	1,079	1,104	1,027
	未就学児	3,042	2,835	2,656	2,487	2,350
	前期高齢者以外	53,817	52,002	50,062	48,177	46,583
	退職被保険者等	602	107	1	0	0

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報) A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※前期高齢者は、65歳～74歳の年齢区分。前期高齢者以外は、64歳までの年齢区分。

(3) 被保険者（加入者）全体と、前期高齢者、前期高齢者以外の推移

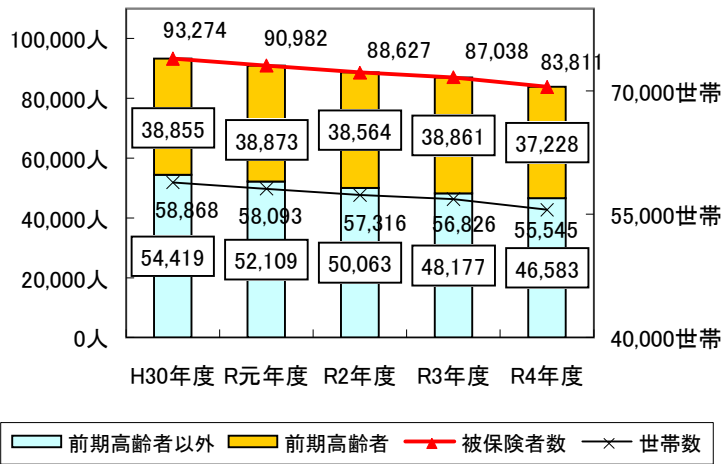
（単位：人）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保険者(加入者)数		93,274	90,982	88,627	87,038	83,811
前期高齢者	対前年度比伸び(人数)	△ 3,142	△ 2,292	△ 2,355	△ 1,589	△ 3,227
	対前年度比伸び(率)	△3.26%	△2.46%	△2.59%	△1.79%	△3.71%
前期高齢者	前期高齢者	38,855	38,873	38,564	38,861	37,228
	構成割合(率)	41.66%	42.73%	43.51%	44.65%	44.42%
	対前年度比伸び(人数)	+78	+18	△ 309	+297	△ 1,633
前期高齢者以外	対前年度比伸び(率)	+0.20%	+0.05%	△0.79%	+0.77%	△4.20%
	前期高齢者以外	54,419	52,109	50,063	48,177	46,583
	構成割合(率)	58.34%	57.27%	56.49%	55.35%	55.58%
前期高齢者以外	対前年度比伸び(人数)	△ 3,220	△ 2,310	△ 2,046	△ 1,886	△ 1,594
	対前年度比伸び(率)	△5.59%	△4.24%	△3.93%	△3.77%	△3.31%

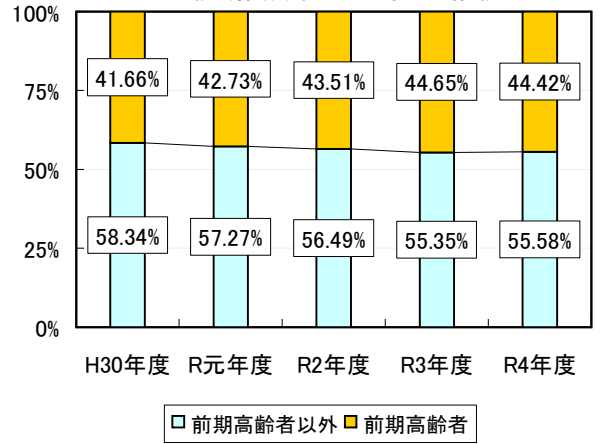
※国民健康保険事業状況報告書(事業年報) A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※前期高齢者は、65歳～74歳の年齢区分。前期高齢者以外は、64歳までの年齢区分。

被保険者数及び世帯数の推移



前期高齢者区分割合の推移



2 年齢区分別被保険者(加入者)状況

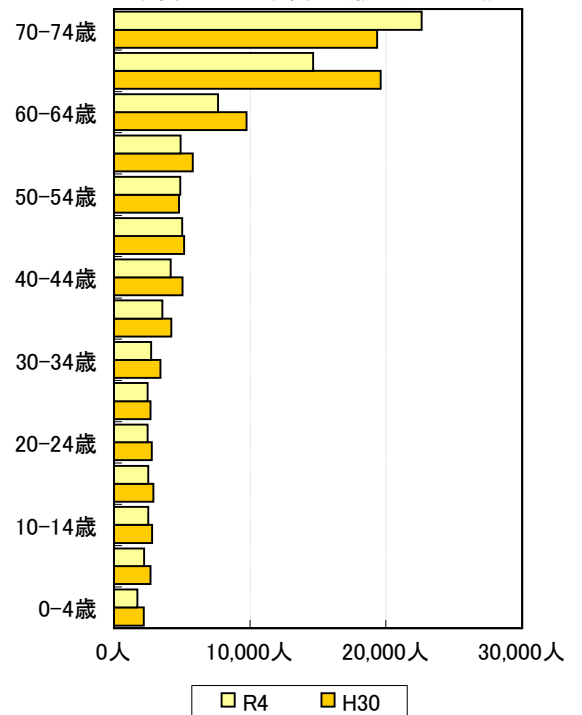
(単位:人、歳)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
70-74歳	19,348	20,884	21,993	23,482	22,634
65-69歳	19,600	18,006	16,515	15,531	14,648
60-64歳	9,758	9,185	8,634	8,178	7,647
55-59歳	5,792	5,532	5,251	4,871	4,898
50-54歳	4,757	4,690	4,670	4,901	4,886
45-49歳	5,160	5,136	5,161	5,114	5,018
40-44歳	5,049	4,827	4,596	4,381	4,172
35-39歳	4,213	3,990	3,816	3,680	3,554
30-34歳	3,408	3,177	3,064	2,891	2,741
25-29歳	2,689	2,611	2,502	2,461	2,470
20-24歳	2,786	2,725	2,625	2,455	2,461
15-19歳	2,896	2,815	2,639	2,544	2,514
10-14歳	2,816	2,675	2,596	2,564	2,516
5-9歳	2,690	2,592	2,462	2,363	2,201
0-4歳	2,185	2,065	1,921	1,834	1,712
計	93,147	90,910	88,445	87,250	84,072
平均年齢	52.05	52.89	53.30	53.37	53.02

※国民健康保険実態調査より(各年度9月末時点の被保険者数)。

※平均年齢は、各年齢区分の中間年齢に被保険者数を乗じて平均を算出した。

H30年度及びR4年度の5歳区分別比較



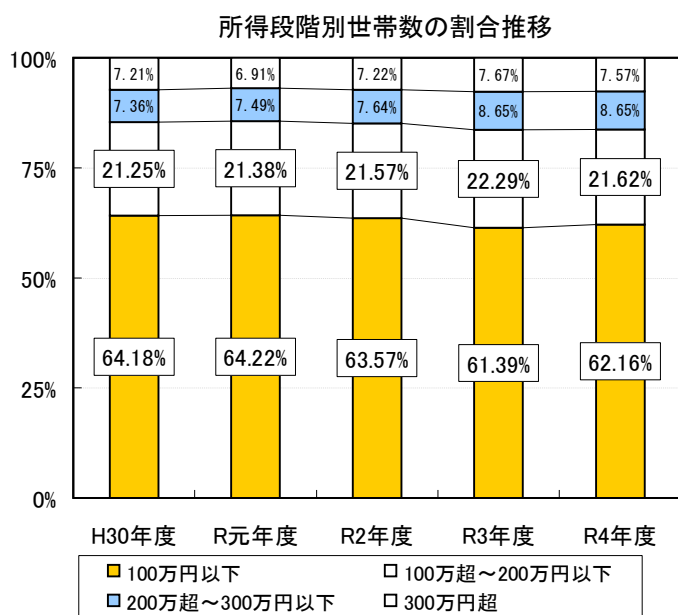
3 所得段階別世帯数、被保険者の状況

(単位:世帯、人)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
世帯数	57,969	100.00%	57,156	100.00%	56,792	100.00%	55,743	100.00%	53,992	100.00%
基礎控除額以下	25,441	43.89%	25,029	43.79%	24,266	42.73%	24,611	44.15%	24,479	45.34%
40万円以下	1,586	2.74%	1,549	2.71%	1,537	2.71%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
60万円以下	3,768	6.50%	3,773	6.60%	3,894	6.86%	3,278	5.88%	2,988	5.53%
80万円以下	3,284	5.67%	3,237	5.66%	3,343	5.89%	3,391	6.08%	3,259	6.04%
100万円以下	3,119	5.38%	3,121	5.46%	3,056	5.38%	2,943	5.28%	2,834	5.25%
150万円以下	7,541	13.01%	7,483	13.09%	7,507	13.22%	7,355	13.19%	6,777	12.55%
200万円以下	4,778	8.24%	4,738	8.29%	4,744	8.35%	5,074	9.10%	4,896	9.07%
250万円以下	2,674	4.61%	2,701	4.73%	2,732	4.81%	3,040	5.45%	3,006	5.57%
300万円以下	1,592	2.75%	1,575	2.76%	1,608	2.83%	1,782	3.20%	1,664	3.08%
400万円以下	1,647	2.84%	1,566	2.74%	1,643	2.89%	1,812	3.25%	1,665	3.08%
500万円以下	807	1.39%	757	1.32%	786	1.38%	844	1.51%	823	1.52%
500万円超	1,732	2.98%	1,627	2.85%	1,676	2.95%	1,613	2.91%	1,601	2.97%
被保険者(加入者)数	91,363	100.00%	88,824	100.00%	87,510	100.00%	84,734	100.00%	80,784	100.00%
基礎控除額以下	32,579	35.66%	31,760	35.76%	30,372	34.71%	30,734	36.27%	30,300	37.51%
40万円以下	2,402	2.63%	2,309	2.60%	2,230	2.55%	0.00%	0.00%	0.00%	
60万円以下	5,831	6.38%	5,752	6.48%	5,755	6.58%	4,714	5.56%	4,272	5.29%
80万円以下	5,309	5.81%	5,108	5.75%	5,173	5.91%	5,142	6.07%	4,888	6.05%
100万円以下	5,141	5.63%	5,042	5.68%	4,860	5.55%	4,599	5.43%	4,444	5.50%
150万円以下	12,656	13.85%	12,404	13.96%	12,413	14.18%	11,711	13.82%	10,775	13.34%
200万円以下	8,720	9.54%	8,616	9.70%	8,563	9.79%	8,817	10.41%	8,313	10.29%
250万円以下	5,318	5.82%	5,253	5.91%	5,177	5.92%	5,628	6.64%	5,463	6.76%
300万円以下	3,398	3.72%	3,277	3.69%	3,301	3.77%	3,537	4.17%	3,181	3.94%
400万円以下	3,645	3.99%	3,431	3.86%	3,569	4.08%	3,860	4.56%	3,428	4.24%
500万円以下	1,870	2.05%	1,782	2.01%	1,848	2.11%	1,926	2.27%	1,892	2.34%
500万円超	4,494	4.92%	4,090	4.60%	4,249	4.85%	4,066	4.80%	3,828	4.74%

※各年度末時点の世帯合計所得及び、被保険者合計所得を所得段階別に分類したものの。

※基礎控除額は33万円（令和2年度まで）。令和3年度は43万円



Ⅲ 医療費（保険給付）の状況

1 保険給付の概要

(1) 給付割合(令和4年度)

		負担割合	
		保険者	被保険者
小学校就学前		8割	2割
小学校就学～70歳未満		7割	3割
70～ 75歳未満	一般所得者	8割	2割
	現役並み所得者	7割	3割

(2) 高額療養費自己負担限度額(令和4年度)

【70歳未満の人の場合】

	基礎控除後の所得	通常	多数該当	合算対象基準	特定疾病
住民税非課税世帯	-	35,400円	24,600円	21,000円	10,000円
一般	210万円以下	57,600円	44,400円		
	210万円～600万円以下	80,100円+1%	44,400円		
上位所得者	①600万円～901万円以下	167,400円+1%	93,000円	20,000円	
	② 901万円超	252,600円+1%	140,100円		

※上位所得者は、基礎控除後の所得600万円超。

※「+1%」は総医療費が一般267,000円、上位所得者①558,000円、②842,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算。

※多数該当は、過去12月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

※特定疾病は、人工透析を必要とする慢性腎不全、先天性血液凝固因子障害、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症。

※特定疾病の上位所得者適用は、慢性腎不全のみ。

【70歳以上の人の場合】

	外来	外来+入院	多数該当	外来年間上限
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—	—
低所得者Ⅱ		24,600円	—	—
一般	18,000円	57,600円	44,400円	144,000円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+1%		44,400円	—
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+1%		93,000円	—
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+1%		140,100円	—

※低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税であって、その世帯の総所得金額が0円の時(ただし、公的年金収入が80万円を超える人が世帯にいるときは対象外の場合あり)。

※低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である人。

※「+1%」は総医療費が現役並み所得者Ⅰ267,000円、現役並み所得者Ⅱ558,000円、現役並み所得者Ⅲ842,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算。

※多数該当は、過去12月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

※一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限あり。

(3) 出産育児一時金(令和4年度)

		金額	実績
出産育児一時金	産科医療補償制度加入の医療機関での出産①	420,000円	260件
	①以外での出産(～R3.12.31)	404,000円	4件
	①以外での出産(R4.1.1～)	408,000円	15件
	計		279件

(4) 葬祭費(令和4年度)

	金額	実績
葬祭費	20,000円	557件

2 医療費の状況

(1) 医療費全体の状況

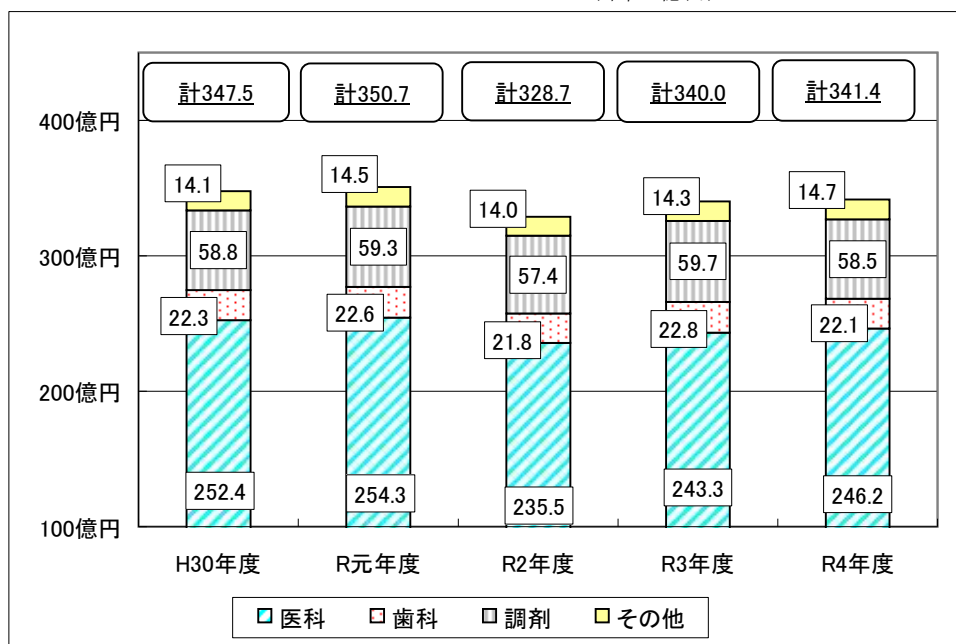
(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医科	25,236,999,734	25,434,304,313	23,552,262,780	24,324,968,464	24,615,679,690
歯科	2,228,854,662	2,256,211,320	2,174,702,836	2,275,572,690	2,212,249,133
調剤	5,876,921,185	5,932,756,846	5,743,045,999	5,970,647,417	5,846,566,369
その他	1,410,076,310	1,450,373,099	1,404,063,035	1,427,089,249	1,466,850,612
計	34,752,851,891	35,073,645,578	32,874,074,650	33,998,277,820	34,141,345,804

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1)、C表(3)及びF表(2)より。

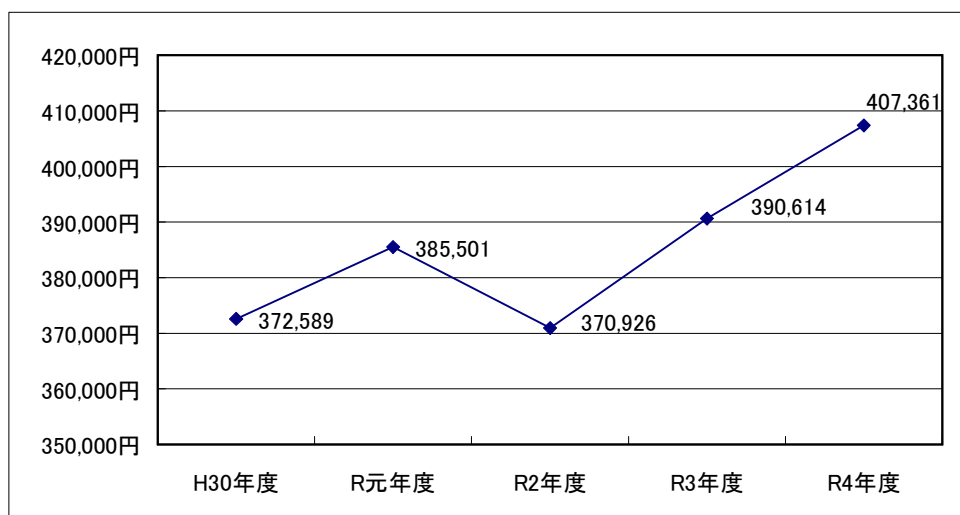
(単位:億円)



(2) 一人あたり医療費の状況

(単位:円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
372,589	385,501	370,926	390,614	407,361



3 療養の給付等の状況

(1) 療養の給付(診療費)の状況

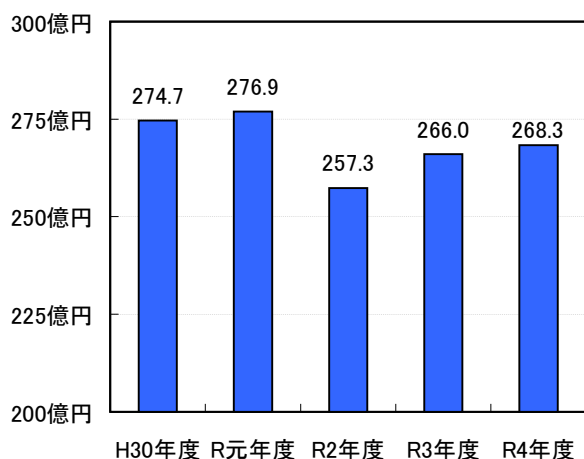
(単位:件、日、円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
診療費	件数	1,000,993	990,635	908,995	922,232	928,039	
	日数	2,080,948	2,037,444	1,830,797	1,860,763	1,800,440	
	費用額	27,465,854,396	27,690,515,633	25,726,965,616	26,600,541,154	26,827,928,823	
	入院	件数	24,798	24,484	22,164	22,003	21,113
		日数	405,567	400,078	358,920	351,368	342,772
		費用額	13,098,415,192	13,238,801,853	12,181,045,989	12,273,542,908	12,147,744,815
	入院外	件数	815,230	801,599	737,573	742,427	750,910
		日数	1,352,725	1,318,046	1,185,058	1,220,313	1,182,648
		費用額	12,138,584,542	12,195,502,460	11,371,216,791	12,051,425,556	12,467,934,875
歯科	件数	160,965	164,552	149,258	157,802	156,016	
	日数	322,656	319,320	286,819	289,082	275,020	
	費用額	2,228,854,662	2,256,211,320	2,174,702,836	2,275,572,690	2,212,249,133	

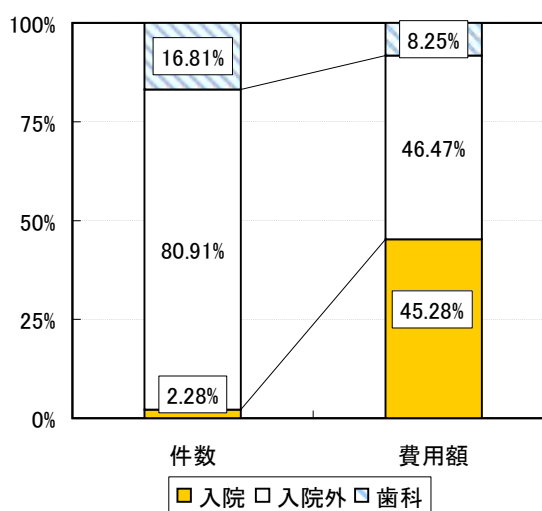
※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

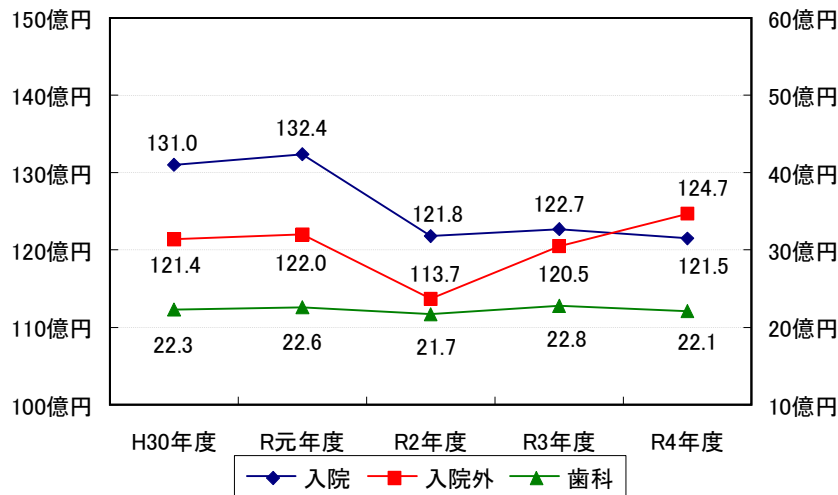
診療費(費用額)の推移



令和4年度診療費の件数と費用額の割合



診療費各項目別費用額の推移



(2) 各区分別 療養の給付(診療費)の状況

(単位:件、日、円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
前期高齢者		件数	577,928	581,675	539,388	555,277	548,586
		日数	1,179,422	1,174,002	1,052,005	1,092,515	1,050,287
		費用額	15,683,298,526	16,209,851,945	14,845,726,929	15,783,892,643	15,632,219,365
	入院	件数	13,682	13,820	12,442	12,877	12,406
		日数	208,121	210,390	185,441	191,016	187,062
		費用額	7,427,613,156	7,726,639,689	7,057,525,927	7,430,007,667	7,259,516,625
	入院外	件数	477,656	477,275	445,951	455,726	450,006
		日数	794,507	784,680	709,351	740,065	708,319
		費用額	7,040,500,560	7,231,202,798	6,599,966,097	7,085,026,116	7,144,178,828
	歯科	件数	86,590	90,580	80,995	86,674	86,174
		日数	176,794	178,932	157,213	161,434	154,906
		費用額	1,215,184,810	1,252,009,458	1,188,234,905	1,268,858,860	1,228,523,912
70歳以上一般		件数	298,513	319,178	316,028	343,101	338,536
		日数	618,738	650,132	617,941	670,003	650,859
		費用額	7,951,369,655	8,780,148,928	8,500,978,150	9,401,463,073	9,586,651,249
	入院	件数	6,975	7,674	7,247	7,901	7,827
		日数	104,429	114,060	104,826	114,473	117,625
		費用額	3,779,983,178	4,258,335,110	4,022,240,228	4,390,376,562	4,594,099,498
	入院外	件数	248,548	263,874	263,307	283,981	279,394
		日数	426,139	441,994	424,494	459,803	440,384
		費用額	3,559,599,157	3,854,816,010	3,812,705,979	4,257,509,441	4,256,260,829
	歯科	件数	42,990	47,630	45,474	51,219	51,315
		日数	88,170	94,078	88,621	95,727	92,850
		費用額	611,787,320	666,997,808	666,031,943	753,577,070	736,290,922
70歳以上現役並み所得者		件数	16,509	17,789	16,746	17,150	16,764
		日数	29,303	30,894	28,707	30,776	30,426
		費用額	378,485,200	445,467,837	385,925,910	439,739,058	461,223,350
	入院	件数	279	307	261	318	346
		日数	3,521	3,581	3,135	3,997	4,193
		費用額	151,464,830	182,531,475	157,500,420	208,513,240	201,657,450
	入院外	件数	13,857	14,646	13,957	13,927	13,680
		日数	20,960	21,627	20,679	21,378	21,380
		費用額	193,668,340	222,503,262	191,490,490	191,220,958	222,766,180
	歯科	件数	2,373	2,836	2,528	2,905	2,738
		日数	4,822	5,686	4,893	5,401	4,853
		費用額	33,352,030	40,433,100	36,935,000	40,004,860	36,799,720
未就学児		件数	34,189	32,400	24,831	25,848	25,065
		日数	54,010	50,139	37,466	38,912	36,379
		費用額	518,471,420	435,677,060	416,361,420	404,378,200	455,181,340
	入院	件数	402	372	304	306	315
		日数	2,893	2,151	2,174	1,718	1,987
		費用額	201,527,400	142,899,520	174,862,240	122,664,100	155,560,650
	入院外	件数	30,079	28,444	21,327	22,279	21,688
		日数	45,822	43,074	30,958	32,956	30,623
		費用額	276,453,330	255,770,610	209,242,390	249,398,850	270,013,540
	歯科	件数	3,708	3,584	3,200	3,263	3,062
		日数	5,295	4,914	4,334	4,238	3,769
		費用額	40,490,690	37,006,930	32,256,790	32,315,250	29,607,150
前期高齢者以外		件数	423,065	327,320	382,844	366,955	379,453
		日数	901,526	656,795	808,758	768,248	750,153
		費用額	11,782,555,870	9,517,113,671	11,754,814,225	10,816,648,511	11,195,709,458
	入院	件数	11,116	8,344	9,561	9,126	8,707
		日数	197,446	148,530	165,927	160,352	155,710
		費用額	5,670,802,036	4,454,406,300	5,216,016,981	4,843,535,241	4,888,228,190
	入院外	件数	337,574	260,298	296,476	286,701	300,904
		日数	558,218	400,378	510,962	480,248	474,329
		費用額	5,098,083,982	4,140,013,993	5,451,459,459	4,966,399,440	5,323,756,047
	歯科	件数	74,375	58,678	76,807	71,128	69,842
		日数	145,862	107,887	131,869	127,648	120,114
		費用額	1,013,669,852	922,693,378	1,087,337,785	1,006,713,830	983,725,221

(3) 療養の給付(診療費)の各区分別指標

(単位:人、円、件、日)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
被保険者数		93,274	90,982	88,627	87,038	83,811	
前期高齢者		38,855	38,873	38,564	38,861	37,228	
前期高齢者以外		54,419	52,109	50,063	48,177	46,583	
診療費 (入院+入院外+歯科)	一人あたり費用額	294,464	304,352	300,140	305,620	320,100	
	前期高齢者	403,637	416,995	384,963	406,163	419,905	
	前期高齢者以外	216,515	220,320	234,800	224,519	240,339	
	一人あたり件数	10.73	10.89	10.41	10.60	11.07	
	前期高齢者	14.87	14.96	13.99	14.29	14.74	
	前期高齢者以外	7.77	7.85	7.65	7.62	8.15	
	一件あたり費用額	27,439	27,952	28,844	28,844	28,908	
	前期高齢者	27,137	27,868	27,523	28,425	28,495	
	前期高齢者以外	27,850	28,073	30,704	29,477	29,505	
	一件あたり日数	2.08	2.06	2.02	2.02	1.94	
	前期高齢者	2.04	2.02	1.95	1.97	1.91	
	前期高齢者以外	2.13	2.11	2.11	2.09	1.98	
入院	一人あたり費用額	140,429	145,510	138,485	141,014	144,942	
	前期高齢者	191,162	198,766	183,008	191,194	195,002	
	前期高齢者以外	104,206	105,781	104,189	100,536	104,936	
	一人あたり件数	0.27	0.27	0.25	0.25	0.25	
	前期高齢者	0.35	0.36	0.32	0.33	0.33	
	前期高齢者以外	0.20	0.20	0.19	0.19	0.19	
	一件あたり日数	16.35	16.34	15.97	15.97	16.24	
	前期高齢者	15.21	15.22	14.90	14.83	15.08	
	前期高齢者以外	17.76	17.79	17.35	17.57	17.88	
	入院外	一人あたり費用額	130,139	134,043	135,979	138,462	148,763
		前期高齢者	181,199	186,021	171,143	182,317	191,903
		前期高齢者以外	93,682	95,268	108,892	103,087	114,285
一人あたり件数		8.74	8.81	8.38	8.53	8.96	
前期高齢者		12.29	12.28	11.56	11.73	12.09	
前期高齢者以外		6.20	6.22	5.92	5.95	6.46	
一件あたり日数		1.66	1.64	1.64	1.64	1.57	
前期高齢者		1.66	1.64	1.59	1.62	1.57	
前期高齢者以外		1.65	1.64	1.72	1.68	1.58	
歯科		一人あたり費用額	23,896	24,798	25,676	26,145	26,396
		前期高齢者	31,275	32,208	30,812	32,651	33,000
		前期高齢者以外	18,627	19,271	21,719	20,896	21,118
	一人あたり件数	1.73	1.81	1.78	1.81	1.86	
	前期高齢者	2.23	2.33	2.10	2.23	2.31	
	前期高齢者以外	1.37	1.42	1.53	1.48	1.50	
	一件あたり日数	2.00	1.94	1.83	1.83	1.76	
	前期高齢者	2.04	1.98	1.94	1.86	1.80	
	前期高齢者以外	1.96	1.90	1.72	1.79	1.72	

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※前期高齢者は65歳～74歳の年齢区分。前期高齢者以外は64歳までの年齢区分。

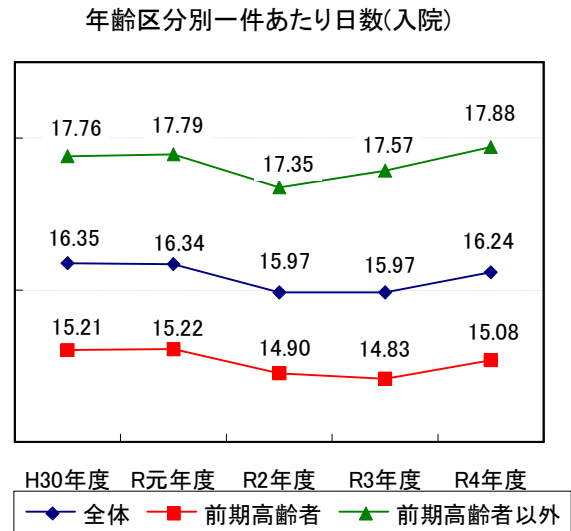
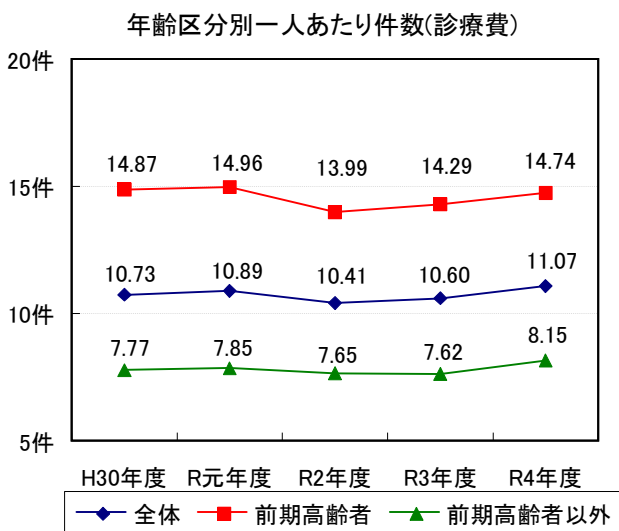
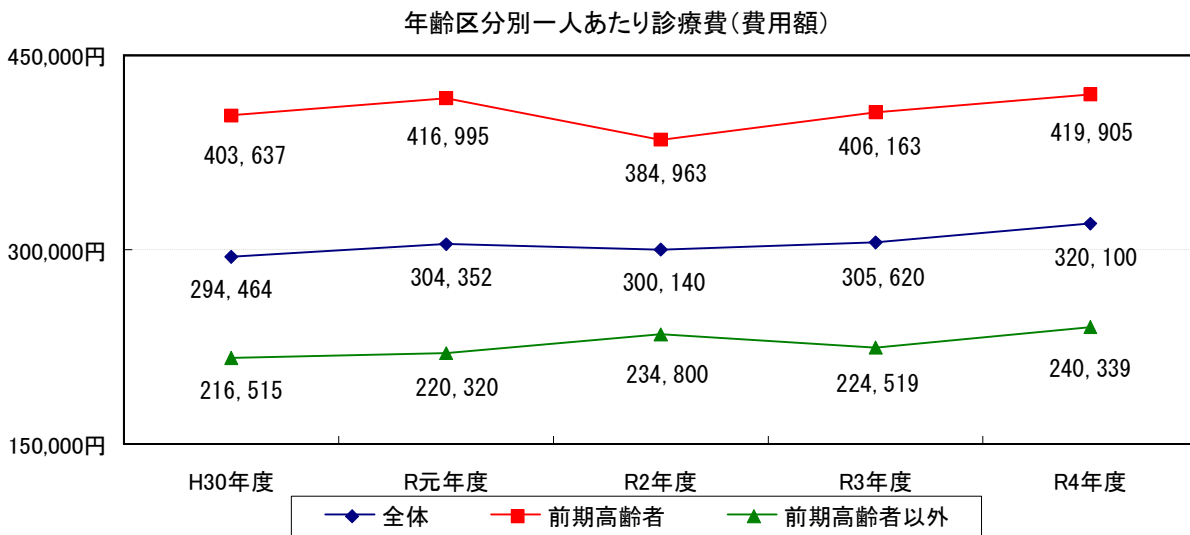
※費用額、件数、日数等は国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

■第五次宮崎市総合計画前期基本計画(参考)

基本目標 1	
良好な生活機能が確保されている都市	
重点目標 1-2	
2025年問題に対応した「医療・福祉の充実」	
主要施策	
3	健康づくりの推進 重要業績評価指標：特定健診受診率
6	社会保障の確保 重要業績評価指標：1人あたりの診療費 ：ジェネリック医薬品の使用率

■重要業績評価指標（目標の達成度を測る指標）

指標6-1	現状 R4(2022)年度	目標値(最終年度) R6(2024)年度
一人当たりの診療費	320,100円	342,000円



(4) 各区分別 調剤、食事療養、訪問看護の状況

(単位:件、日、円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
全体	調剤	件数	567,575	556,144	518,875	534,723	529,970
		日数	689,150	671,894	613,570	631,970	621,443
		費用額	5,876,921,185	5,932,756,846	5,743,045,999	5,970,647,417	5,846,566,369
	食事療養	件数	23,590	23,358	20,755	20,580	19,986
		日数	1,073,595	1,062,083	959,726	949,701	923,099
		費用額	708,766,202	701,334,461	633,990,342	626,763,679	609,003,613
	訪問看護	件数	5,967	6,557	6,952	7,331	8,044
		日数	35,574	39,375	42,660	44,945	50,799
		費用額	402,441,500	451,382,530	494,829,290	529,300,630	602,383,720
前期高齢者	調剤	件数	334,339	331,491	315,596	328,680	319,107
		日数	397,821	392,261	365,041	380,309	368,230
		費用額	3,544,855,553	3,577,820,048	3,447,979,608	3,607,941,701	3,509,745,038
	食事療養	件数	13,051	13,197	11,681	12,118	11,814
		日数	546,637	551,811	487,839	510,184	497,872
		費用額	364,903,999	368,104,225	326,194,840	340,837,351	332,248,461
	訪問看護	件数	1,608	1,752	1,800	2,014	2,204
		日数	10,263	11,933	11,900	14,067	15,620
		費用額	119,339,070	138,614,760	140,455,020	168,136,220	190,869,280
70歳以上一般	調剤	件数	173,962	183,525	186,134	202,979	197,929
		日数	207,788	217,785	215,516	234,877	228,062
		費用額	1,855,180,413	1,957,838,898	2,012,775,940	2,209,735,317	2,155,861,262
	食事療養	件数	6,678	7,338	6,799	7,425	7,432
		日数	273,282	298,913	272,737	305,758	311,696
		費用額	182,597,040	199,148,298	182,481,690	203,331,099	207,636,041
	訪問看護	件数	768	891	1,023	1,280	1,329
		日数	4,638	5,883	6,342	8,504	9,066
		費用額	53,807,690	70,282,230	76,257,480	102,539,540	110,057,390
70歳以上現役並み所得者	調剤	件数	9,489	9,972	9,886	10,019	9,627
		日数	11,011	11,582	11,246	11,437	10,971
		費用額	99,881,970	105,031,524	100,117,450	99,098,150	102,825,380
	食事療養	件数	273	290	233	283	330
		日数	9,328	9,402	7,265	9,535	10,618
		費用額	6,040,304	6,202,248	4,789,457	6,413,225	7,212,712
	訪問看護	件数	5	16	23	6	32
		日数	56	256	250	27	98
		費用額	645,180	2,953,100	2,891,110	429,730	1,363,110
未就学児	調剤	件数	24,018	22,929	17,026	17,845	17,443
		日数	35,200	33,404	23,655	25,498	23,519
		費用額	131,581,880	121,657,080	90,690,970	87,785,300	76,298,140
	食事療養	件数	292	265	206	215	202
		日数	5,094	3,154	3,149	2,511	2,931
		費用額	3,270,037	2,035,736	2,013,042	1,617,595	1,901,246
	訪問看護	件数	90	75	169	127	106
		日数	462	391	983	614	490
		費用額	5,949,660	5,128,600	12,717,370	8,167,550	6,746,710
前期高齢者以外	調剤	件数	233,236	224,653	203,279	206,043	210,863
		日数	291,329	279,633	248,529	251,661	253,213
		費用額	2,332,065,632	2,354,936,798	2,295,066,391	2,362,705,716	2,336,821,331
	食事療養	件数	10,539	10,161	9,074	8,462	8,172
		日数	526,958	510,272	471,887	439,517	425,227
		費用額	343,862,203	333,230,236	307,795,502	285,926,328	276,755,152
	訪問看護	件数	4,359	4,805	5,152	5,317	5,840
		日数	25,311	27,442	30,760	30,878	35,179
		費用額	283,102,430	312,767,770	354,374,270	361,164,410	411,514,440

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

4 療養費の状況

(1) 各項目別 療養費の状況

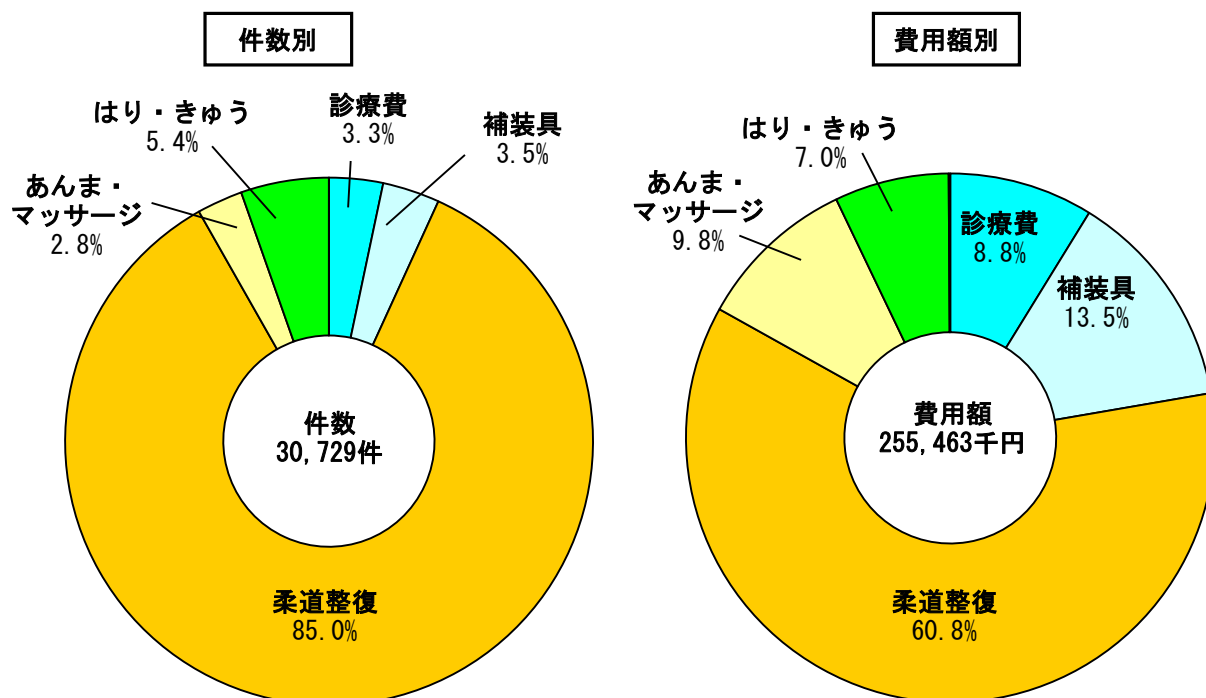
(単位:人、円、件、日)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	37,309	36,440	31,869	31,949	30,729
診療費	994	1,082	851	1,121	1,016
補装具	1,199	1,126	1,107	1,203	1,084
柔道整復	32,662	31,426	27,328	27,031	26,122
あんま・マッサージ	609	888	930	890	856
はり・きゅう	1,845	1,917	1,646	1,704	1,650
その他	0	1	7	0	1
費用額	298,718,992	297,656,108	275,243,403	271,024,940	255,463,279
診療費	14,549,466	19,991,621	23,455,739	23,965,094	22,376,558
補装具	37,219,790	36,161,661	33,822,435	36,607,545	34,602,924
柔道整復	210,326,426	196,785,686	173,366,679	166,412,931	155,277,695
あんま・マッサージ	20,249,240	23,906,200	25,502,490	24,914,810	25,124,665
はり・きゅう	16,374,070	20,631,830	18,424,460	19,124,560	17,872,368
その他	0	179,110	671,600	0	209,069

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1)及びF表(1)より。

(2) 令和4年度療養費の項目別割合



5 高額療養費の状況

(1) 各区分別 高額療養費の状況

(単位:件、円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	72,109	75,990	71,132	73,005	74,802
前期高齢者	54,127	57,534	54,305	56,523	57,828
70歳以上一般	41,933	45,618	44,685	47,702	48,838
70歳以上現役並み所得者	564	477	599	440	582
未就学児	337	279	254	244	247
前期高齢者以外	17,982	18,456	16,827	16,482	16,974
高額療養費	3,777,641,622	3,841,898,255	3,678,652,007	3,713,059,747	3,730,767,984
前期高齢者	2,036,244,412	2,108,315,384	1,980,641,991	2,058,896,285	2,045,455,003
70歳以上一般	875,122,896	989,890,825	981,488,634	1,076,800,493	1,126,888,765
70歳以上現役並み所得者	41,195,341	42,900,407	40,477,056	43,336,269	52,579,684
未就学児	32,771,327	17,698,062	28,204,365	15,062,885	21,335,743
前期高齢者以外	1,741,397,210	1,733,582,871	1,698,010,016	1,654,163,462	1,685,312,981
一件あたり高額療養費	52,388	50,558	51,716	50,860	49,875
前期高齢者	37,620	36,645	36,473	36,426	35,371
70歳以上一般	20,870	21,700	21,965	22,573	23,074
70歳以上現役並み所得者	73,041	89,938	67,574	98,492	90,343
未就学児	97,244	63,434	111,041	61,733	86,380
前期高齢者以外	96,841	93,931	100,910	100,362	99,288

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2)及びF表(1)より。

(2) 高額介護合算療養費の状況

(単位:件、円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	133	149	184	189	170
高額介護合算療養費	3,014,545	3,792,201	4,151,277	4,256,832	4,053,730

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2)及びF表(1)より。

6 その他の給付の状況

(1) 移送費の状況

(単位:件、円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	2	0	0	0	0
移送費	149,616	0	0	0	0

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1)及びF表(1)より。

(2) 出産育児一時金及び葬祭費の状況

(単位:件、円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
出 産 育 児 一 時 金	件数	357	340	337	335	279
	出産育児一時金	149,492,000	142,512,000	140,460,000	139,688,000	116,936,000
葬 祭 費	件数	480	497	503	481	557
	葬祭費	9,600,000	9,940,000	10,060,000	9,620,000	11,140,000

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2)の数値であり、出産育児一時金及び葬祭費は決算書の給付費とは異なる。

7 医療費適正化の取組

(1) 第三者行為等の処理状況(年度内収納金額)

(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第三者行為求償収納額	59,976,234	41,129,111	57,132,388	31,894,484	24,807,809
返納金収納額	12,519,988	14,223,319	15,504,614	22,351,203	21,514,979
計	72,496,222	55,352,430	72,637,002	54,245,687	46,322,788

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※各年度決算時点の収納額

(2) 保健指導(重複頻回受診及び重複服薬者)

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者	19	21	15	8	9
実施実人数	19	21	15	8	9
実施延べ人数	19	21	15	8	9

※平成30年度以降は、対象者の抽出条件を変更し、より改善効果の高い対象者に保健指導等を実施。

(3) 医療費通知

(単位:回、件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間通知回数	6	6	6	4	3
通知件数	296,624	293,297	272,107	199,060	167,176

(4) 後発医薬品差額通知

(単位:回、件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間通知回数	3	4	3	3	3
通知件数	17,031	19,232	18,887	17,150	15,051
後発医薬品使用率	76.3%	80.2%	81.2%	81.5%	83.1%

※後発医薬品使用率は、各年度(3月から2月調剤)の医薬品数ベースで算定したもの。

※令和2年度から通知対象差額を100円で年3回送付(令和元年度までは、通知対象差額を200円で年4回送付)

(5) レセプト点検(内容点検)財政効果の推移

(単位:円、人、件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保険者負担額	28,864,796,688	29,142,151,609	27,578,651,880	28,299,363,245	28,550,345,260
被保険者数	93,274	90,982	88,627	87,038	83,811
減点件数	5,274	7,079	7,839	6,030	4,862
減点額	11,076,802	19,385,877	12,599,398	11,666,416	9,811,678
内容点検財政効果率 ④÷①	0.04%	0.07%	0.05%	0.04%	0.03%
被保険者一人あたり 財政効果額 ④÷②	118.8	213.1	142.2	134.0	117.1
1件あたり財政効果額 ④÷③	2,100.3	2,738.5	1,607.3	1,934.7	2,018.0

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※保険者負担額は、診療報酬明細書点検結果報告書より。

IV 保健事業の状況

1 特定健康診査及び特定保健指導

(1) 各区分別特定健康診査受診率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診率	24.5%	28.4%	25.4%	28.1%	29.2%
男性	21.7%	25.5%	23.3%	25.7%	26.5%
女性	26.9%	30.8%	27.2%	30.0%	31.5%

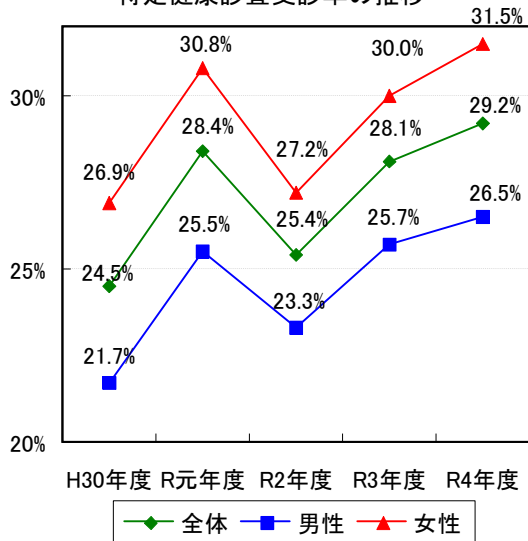
※令和4年度については、令和5年4月の速報値。

(2) 各年齢区分別特定健康診査受診率の推移

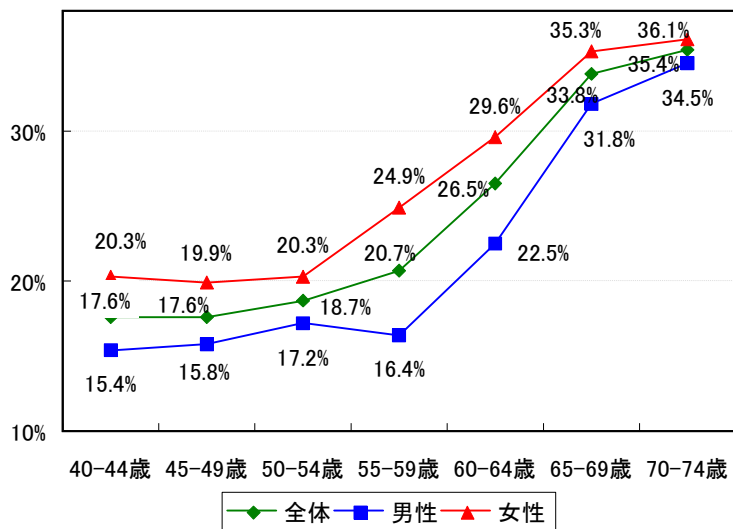
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全体	40-44歳	12.5%	14.7%	13.3%	16.6%	17.6%
	45-49歳	12.1%	15.0%	13.0%	16.9%	17.6%
	50-54歳	14.9%	17.0%	14.6%	17.7%	18.7%
	55-59歳	17.6%	19.3%	17.5%	19.1%	20.7%
	60-64歳	21.9%	25.7%	23.1%	24.8%	26.5%
	65-69歳	28.9%	32.9%	28.9%	31.5%	33.8%
	70-74歳	31.2%	35.8%	32.1%	33.9%	35.4%
男性	40-44歳	12.1%	13.8%	13.2%	15.1%	15.4%
	45-49歳	11.7%	14.2%	12.2%	15.4%	15.8%
	50-54歳	12.8%	15.8%	14.0%	17.5%	17.2%
	55-59歳	15.5%	16.1%	14.3%	16.1%	16.4%
	60-64歳	18.4%	22.4%	20.3%	21.6%	22.5%
	65-69歳	26.0%	30.2%	27.2%	30.0%	31.8%
	70-74歳	28.9%	33.8%	30.8%	33.3%	34.5%
女性	40-44歳	13.0%	15.8%	13.5%	18.5%	20.3%
	45-49歳	12.5%	16.0%	14.0%	19.4%	19.9%
	50-54歳	17.3%	18.2%	15.3%	18.4%	20.3%
	55-59歳	19.5%	22.4%	20.6%	22.7%	24.9%
	60-64歳	24.6%	28.1%	25.2%	27.9%	29.6%
	65-69歳	31.2%	35.0%	30.2%	33.2%	35.3%
	70-74歳	33.0%	37.3%	33.1%	35.0%	36.1%

※令和4年度については、令和5年4月の速報値。

特定健康診査受診率の推移



令和4年度 5歳年齢区分別受診率



(3) 各区分別特定保健指導実施率の推移

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
積極的支援	対象者数	392	463	381	446	-
	初回実施者数	46	50	25	39	-
	最終実施者数	48	37	20	26	-
	最終実施率	12.2%	8.0%	5.2%	5.8%	2.2%
動機付け支援	対象者数	1,506	1,583	1,429	1,510	-
	初回実施者数	375	269	219	259	-
	最終実施者数	438	288	210	250	-
	最終実施率	29.1%	18.2%	14.7%	16.6%	6.9%
合計	対象者数	1898	2,046	1,810	1,956	-
	初回実施者数	421	319	244	298	-
	最終実施者数	486	325	230	276	-
	最終実施率	25.6%	15.9%	12.7%	14.1%	5.8%

※令和4年度については、令和5年4月の速報値。

(4) 特定健診定着化事業（ハガキ・電話により受診勧奨を実施した人数）

(単位：人)

勧奨方法	対象者	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ハガキ勧奨	健診未受診者	54,363	31,500	37,615	42,506
	特定保健指導未利用者	337	749	805	766
電話勧奨	健診未受診者	6,335	0	3,300	3,044
	特定保健指導未利用者	337	749	805	766

(5) 特定健診定着化事業（35～39歳の男女別健診受診率の推移）

(単位：人)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
受診券送付数	2,050	1,851	3,901	1,919	1,792	3,711	1,883	1,770	3,653	1,784	1,718	3,502
受診者数	182	203	385	152	161	313	191	201	392	175	213	388
受診率	8.9%	11.0%	9.9%	7.9%	9.0%	8.4%	10.1%	11.4%	10.7%	9.8%	12.4%	11.1%

2 はり・きゅう・あんま助成事業

(単位：人、回、千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者証交付数		4,541	4,476	4,108	4,093	3,905
実利用者数		3,636	3,471	3,344	3,068	3,032
延利用者数		16,345	16,410	14,986	16,010	15,749
延利用回数	1術	10,588	-	-	-	-
	2術	41,080	-	-	-	-
	計	51,668	52,788	47,956	50,449	47,250
助成金額	1術	11,647	-	-	-	-
	2術	57,512	-	-	-	-
	計	69,159	64,041	57,548	60,539	56,700
平均利用回数		14.2	15.2	14.3	16.4	15.6
施術担当者数		185	196	203	205	201

※令和元年度から助成額1回1,200円に変更（1術・2術方式廃止）

V 国民健康保険税の状況

1 保険税の概要と税率等の推移

(1) 保険税の概要

- ①賦課期日 当該年度の4月1日
- ②賦課方式 3方式(所得割、均等割、平等割)
- ③軽減 7割、5割、2割軽減
- ④納期 10期(6～3月)

(2) 保険税率の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療分	所得割	7.4%	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%
	均等割	23,500円	27,000円	27,000円	27,000円	27,000円
	平等割	16,600円	19,800円	19,800円	19,800円	19,800円
	課税限度額	61万円	63万円	63万円	65万円	65万円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	均等割	9,200円	9,100円	9,100円	9,100円	9,100円
	平等割	6,500円	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円
	課税限度額	19万円	19万円	19万円	20万円	22万円
介護納付金分	所得割	2.3%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
	均等割	9,300円	9,100円	9,100円	9,100円	9,100円
	平等割	4,800円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	課税限度額	16万円	17万円	17万円	17万円	17万円
合計	所得割	12.7%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%
	均等割	42,000円	45,200円	45,200円	45,200円	45,200円
	平等割	27,900円	31,400円	31,400円	31,400円	31,400円
	課税限度額	96万円	99万円	99万円	102万円	104万円

(3) 保険税軽減措置(令和5年度)

世帯の総所得金額等が各区分以下の場合、均等割、平等割がそれぞれ7割・5割・2割軽減される。

- ①7割軽減 基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
- ②5割軽減 基礎控除額(43万円)+29万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
- ③2割軽減 基礎控除額(43万円)+53.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定のとき、15万円の特別控除がある。

※給与所得者等の数とは一定の給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の合計数

(4) 賦課割合(賦課確定時)の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療分	所得割	49.2%	49.1%	48.9%	49.0%	48.6%
	均等割	35.5%	35.0%	35.1%	34.8%	34.9%
	平等割	15.3%	15.9%	16.0%	16.2%	16.5%
後期高齢者 支援金分	所得割	48.9%	49.2%	49.0%	49.1%	49.1%
	均等割	35.7%	35.1%	35.1%	34.8%	34.7%
	平等割	15.4%	15.7%	15.9%	16.1%	16.2%
介護納付金分	所得割	49.0%	49.0%	48.7%	48.2%	47.5%
	均等割	35.6%	34.8%	35.0%	35.3%	35.7%
	平等割	15.4%	16.2%	16.3%	16.5%	16.8%

※一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

(5) 被保険者(加入者)一人あたり所得額と調定額(賦課確定時)

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一人あたり平均所得額	604,185	612,005	661,319	663,500	650,683
一人あたり平均調定額	76,815	86,143	85,498	85,212	84,736
保険税負担率	12.7%	14.1%	12.9%	12.8%	13.0%

※一人あたり平均所得額は、所得総額を被保険者総数で除したものの。

※一人あたり平均調定額は、現年分保険税調定額(令和元年度までは退職被保険者等含む)で、介護納付金分を除く。

(6) 本市の標準保険税率の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療分	所得割	7.39%	7.57%	7.70%
	均等割	24,599円	25,208円	25,824円
	平等割	17,826円	17,914円	18,699円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.90%	2.84%	3.16%
	均等割	9,437円	9,226円	10,368円
	平等割	6,765円	6,488円	7,428円
介護納付金分	所得割	2.62%	2.67%	2.56%
	均等割	11,930円	11,882円	11,261円
	平等割	6,448円	6,479円	6,286円
合計	所得割	12.91%	13.08%	13.42%
	均等割	45,966円	46,316円	47,453円
	平等割	31,039円	30,881円	32,413円

2 保険税賦課状況(賦課確定時)

(1) 医療給付費分

(単位:円、世帯、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所得総額	55,973,550,525	55,103,116,601	58,756,180,912	57,264,710,188	53,609,767,981
所得割課税対象額	45,710,187,935	45,001,478,090	44,272,346,654	43,264,120,883	40,657,953,505
保険税算定額	6,500,615,280	7,450,016,149	7,349,536,782	7,153,482,644	6,788,207,093
所得割	3,382,537,930	3,915,112,699	3,851,678,682	3,763,963,394	3,537,227,543
均等割	2,177,110,500	2,430,999,000	2,398,869,000	2,309,953,950	2,206,400,850
平等割	940,966,850	1,103,904,450	1,098,989,100	1,079,565,300	1,044,578,700
法令に基づく減税額	1,378,200,280	1,645,675,149	1,665,323,582	1,653,927,944	1,580,115,093
均等割軽減額	688,989,450	769,235,400	776,420,100	768,109,500	742,200,300
平等割軽減額	316,196,800	371,087,145	377,684,505	376,281,180	367,893,405
課税限度超過額	370,635,268	502,991,422	508,854,957	507,193,547	467,760,529
税額の端数整理	2,378,762	2,361,182	2,364,020	2,343,717	2,260,859
調定額	5,122,415,000	5,804,341,000	5,684,213,200	5,499,554,700	5,208,092,000
一般被保険者	5,114,982,195	5,804,341,000	5,684,213,200	5,499,554,700	5,208,092,000
退職被保険者等	7,432,805	—	—	—	—
世帯数	58,863	58,005	57,705	56,783	55,076
保険税軽減	35,738	35,283	35,599	35,346	34,646
(割合)	60.7%	60.8%	61.7%	62.2%	62.9%
7割軽減	19,822	19,426	20,063	20,155	19,876
(割合)	33.7%	33.5%	34.8%	35.5%	36.1%
5割軽減	9,145	9,230	9,055	8,929	8,574
(割合)	15.5%	15.9%	15.7%	15.7%	15.6%
2割軽減	6,771	6,627	6,481	6,262	6,196
(割合)	11.5%	11.4%	11.2%	11.0%	11.2%
限度額超過	728	919	842	791	717
被保険者	92,643	90,037	88,847	86,307	82,390
保険税軽減	55,712	54,071	54,176	53,216	51,419
(割合)	60.1%	60.1%	61.0%	61.7%	62.4%
7割軽減	26,341	25,416	26,172	26,130	25,460
(割合)	28.4%	28.2%	29.5%	30.3%	30.9%
5割軽減	16,686	16,560	16,117	15,801	14,917
(割合)	18.0%	18.4%	18.1%	18.3%	18.1%
2割軽減	12,685	12,095	11,887	11,285	11,042
(割合)	13.7%	13.4%	13.4%	13.1%	13.4%
限度額超過	2,062	2,595	2,365	2,082	1,964
一世帯あたり所得額	950,912	949,972	1,018,216	1,008,483	973,378
一人あたり所得額	604,185	612,005	661,319	663,500	650,683
一世帯あたり調定額	87,023	100,066	98,505	96,852	94,562
一人あたり調定額	55,292	64,466	63,978	63,721	63,213

※調定額を除き、一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。(退職被保険者等は令和元年度で終了。)

※表示単位未満四捨五入。

※一世帯あたり所得額・一人あたり所得額は、所得総額をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※一世帯あたり調定額・一人あたり調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※平成29年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象を拡大した。

※平成30年度に税額(率)改定を行った。

※平成30年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(54万円→58万円)を行った。

※平成31年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(58万円→61万円)を行った。

※令和2年度に税額(率)改定を行った。

※令和2年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(61万円→63万円)を行った。

※令和3年度に基礎控除の改定(33万円→43万円)等を行った。

※令和4年度に課税限度額改定(63万円→65万円)を行った。

(2) 後期高齢者支援金分

(単位:円、世帯、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所得総額	55,973,550,525	55,103,116,601	58,756,180,912	57,264,710,188	53,609,767,981
所得割課税対象額	45,710,187,935	45,001,478,090	44,272,346,654	43,264,120,883	40,657,953,505
保険税算定額	2,592,058,315	2,537,335,545	2,502,994,364	2,436,305,616	2,311,557,961
所得割	1,371,291,840	1,350,030,695	1,328,156,964	1,297,910,481	1,219,726,256
均等割	852,315,600	819,336,700	808,507,700	778,540,035	743,638,805
平等割	368,450,875	367,968,150	366,329,700	359,855,100	348,192,900
法令に基づく減税額	598,115,115	585,572,345	591,039,064	581,488,416	538,244,461
均等割軽減額	269,732,040	259,260,820	261,682,330	258,881,350	250,148,990
平等割軽減額	123,812,191	123,695,715	125,894,835	125,427,060	122,631,135
課税限度超過額	202,483,307	200,791,030	201,649,282	195,391,974	163,745,943
税額の端数整理	2,087,577	1,824,780	1,812,617	1,788,032	1,718,393
調定額	1,993,943,200	1,951,763,200	1,911,955,300	1,854,817,200	1,773,313,500
一般被保険者	1,990,981,221	1,951,763,200	1,911,955,300	1,854,817,200	1,773,313,500
退職被保険者等	2,961,979	—	—	—	—
世帯数	58,863	58,005	57,705	56,783	55,076
保険税軽減	35,738	35,283	35,599	35,346	34,646
(割合)	60.7%	60.8%	61.7%	62.2%	62.9%
7割軽減	19,822	19,426	20,063	20,155	19,876
(割合)	33.7%	33.5%	34.8%	35.5%	36.1%
5割軽減	9,145	9,230	9,055	8,929	8,574
(割合)	15.5%	15.9%	15.7%	15.7%	15.6%
2割軽減	6,771	6,627	6,481	6,262	6,196
(割合)	11.5%	11.4%	11.2%	11.0%	11.2%
限度額超過	1,184	1,186	1,133	975	746
被保険者総数	92,643	90,037	88,847	86,307	82,390
保険税軽減	55,712	54,071	54,176	53,216	51,419
(割合)	60.1%	60.1%	61.0%	61.7%	62.4%
7割軽減	26,341	25,416	26,172	26,130	25,460
(割合)	28.4%	28.2%	29.5%	30.3%	30.9%
5割軽減	16,686	16,560	16,117	15,801	14,917
(割合)	18.0%	18.4%	18.1%	18.3%	18.1%
2割軽減	12,685	12,095	11,887	11,285	11,042
(割合)	13.7%	13.4%	13.4%	13.1%	13.4%
限度額超過	3,306	3,316	3,106	2,579	2,027
一世帯あたり所得額	950,912	949,972	1,018,216	1,008,483	973,378
一人あたり所得額	604,185	612,005	661,319	663,500	650,683
一世帯あたり調定額	33,874	33,648	33,133	32,665	32,198
一人あたり調定額	21,523	21,677	21,520	21,491	21,523

※調定額を除き、一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。(退職被保険者等は令和元年度で終了。)

※表示単位未満四捨五入。

※一世帯あたり所得額・一人あたり所得額は、所得総額をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したものです。

※一世帯あたり調定額・一人あたり調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したものです。

※平成29年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成30年度に税額(率)改定を行った。

※平成30年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成31年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※令和2年度に税額(率)改定を行った。

※令和2年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※令和3年度に基礎控除の改定(33万円→43万円)等を行った。

※令和4年度に課税限度額改定(19万円→20万円)を行った。

※令和5年度に課税限度額改定(20万円→22万円)を行った。

(3) 介護納付金分

(単位:円、世帯、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所得総額	23,403,398,640	23,319,359,712	24,003,972,142	22,943,031,754	21,505,627,119
所得割課税対象額	19,286,159,075	19,416,909,311	18,268,340,223	17,747,399,041	16,549,679,635
保険税算定額	841,438,996	810,717,265	773,341,595	751,026,567	712,951,788
所得割	443,575,996	427,166,465	401,898,395	390,437,867	364,088,288
均等割	277,493,400	261,970,800	253,453,200	245,763,700	237,373,500
平等割	120,369,600	121,580,000	117,990,000	114,825,000	111,490,000
法令に基づく減税額	180,292,296	171,642,765	164,132,195	167,851,067	159,532,088
均等割軽減額	80,871,870	75,762,050	76,242,530	75,819,380	74,988,550
平等割軽減額	36,899,520	37,045,000	37,271,500	37,085,500	36,819,000
課税限度超過額	61,618,999	57,932,217	49,742,940	54,092,578	46,904,260
税額の端数整理	901,907	903,498	875,225	853,609	820,278
調定額	661,146,700	639,074,500	609,209,400	583,175,500	553,419,700
一般被保険者	658,545,064	639,074,500	609,209,400	583,175,500	553,419,700
退職被保険者等	2,601,636	—	—	—	—
世帯数	25,077	24,316	23,598	22,965	22,298
保険税軽減	13,922	13,433	13,285	13,083	12,946
(割合)	55.5%	55.2%	56.3%	57.0%	58.1%
7割軽減	7,625	7,328	7,581	7,657	7,682
(割合)	30.4%	30.1%	32.1%	33.3%	34.5%
5割軽減	3,635	3,528	3,356	3,240	3,112
(割合)	14.5%	14.5%	14.2%	14.1%	14.0%
2割軽減	2,662	2,577	2,348	2,186	2,152
(割合)	10.6%	10.6%	9.9%	9.5%	9.7%
限度額超過	475	388	357	353	334
被保険者総数	29,838	28,788	27,852	27,007	26,085
保険税軽減	16,092	15,423	15,215	14,985	14,773
(割合)	53.9%	53.6%	54.6%	55.5%	56.6%
7割軽減	8,303	7,912	8,234	8,305	8,314
(割合)	27.8%	27.5%	29.6%	30.8%	31.9%
5割軽減	4,420	4,283	4,061	3,941	3,763
(割合)	14.8%	14.9%	14.6%	14.6%	14.4%
2割軽減	3,369	3,228	2,920	2,739	2,696
(割合)	11.3%	11.2%	10.5%	10.1%	10.3%
限度額超過	818	660	608	585	562
一世帯あたり所得額	933,262	959,013	1,017,204	999,043	964,464
一人あたり所得額	784,349	810,038	861,840	849,522	824,444
一世帯あたり調定額	26,365	26,282	25,816	25,394	24,819
一人あたり調定額	22,158	22,199	21,873	21,593	21,216

※調定額を除き、一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。(退職被保険者等は令和元年度で終了。)

※表示単位未満四捨五入。

※一世帯あたり所得額・一人あたり所得額は、所得総額をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※一世帯あたり調定額・一人あたり調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※平成29年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成30年度に税額(率)改定を行った。

※平成30年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成31年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※令和2年度に税額(率)改定を行った。

※令和2年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(16万円→17万円)を行った。

※令和3年度に基礎控除の改定(33万円→43万円)等を行った。

3 保険税の収納状況

(1) 年度別決算状況

【全体(一般被保険者分+退職被保険者等分)】

(単位:円、世帯、人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
現年課税分	調定額	7,881,752,100	7,714,793,200	8,372,565,600	8,151,148,700	7,849,785,100	
	収入済額	7,305,488,347	7,129,204,973	7,734,725,837	7,597,506,825	7,307,842,584	
	還付未済額	10,714,200	10,409,900	16,329,838	9,652,000	12,205,800	
	不納欠損額	896,500	569,900	798,175	895,945	622,800	
	収入未済額	575,367,253	585,018,327	637,041,588	552,745,930	541,319,716	
	居所不明調定額	532,500	365,500	0	0	186,000	
	収納率①	92.82%	92.54%	92.58%	93.33%	93.25%	
	収納率②	92.69%	92.41%	92.38%	93.21%	93.10%	
	医療給付費分	調定額	5,186,688,118	5,083,572,884	5,793,389,643	5,650,362,027	5,439,932,543
		収入済額	4,817,833,510	4,708,245,357	5,363,345,207	5,277,274,654	5,074,143,569
		還付未済額	8,504,334	8,674,669	14,792,337	8,057,994	10,191,432
		不納欠損額	602,051	387,334	590,524	599,856	451,368
		収入未済額	368,252,557	374,940,193	429,453,912	372,487,517	365,337,606
	後期高齢者支援金分	居所不明調定額	343,900	223,000	0	0	122,500
		調定額	2,016,942,875	1,977,394,791	1,950,684,768	1,901,570,538	1,834,912,251
		収入済額	1,873,841,994	1,829,726,839	1,803,887,334	1,774,896,348	1,710,954,301
		還付未済額	1,525,865	1,256,643	957,028	1,156,724	1,419,038
		不納欠損額	231,027	153,194	200,133	206,575	152,689
	介護納付金分	収入未済額	142,869,854	147,514,758	146,597,301	126,467,615	123,805,261
居所不明調定額		134,500	88,100	0	0	42,000	
調定額		678,121,107	653,825,525	628,491,189	599,216,135	574,940,306	
収入済額		613,812,843	591,232,777	567,493,296	545,335,823	522,744,714	
還付未済額		684,001	478,588	580,473	437,282	595,330	
滞納繰越分	不納欠損額	63,422	29,372	7,518	89,514	18,743	
	収入未済額	64,244,842	62,563,376	60,990,375	53,790,798	52,176,849	
	居所不明調定額	54,100	54,400	0	0	21,500	
	調定額	3,211,434,205	2,898,590,109	2,591,861,262	2,442,840,097	2,321,244,471	
	収入済額	543,404,243	529,674,804	459,752,339	408,131,725	376,896,416	
	還付未済額	213,400	518,901	328,800	199,431	182,300	
	不納欠損額	314,378,421	332,456,183	295,313,557	250,048,331	228,716,764	
	収入未済額	2,353,651,541	2,036,459,122	1,836,795,366	1,784,660,041	1,715,631,291	
	居所不明調定額	999,500	265,900	0	0	0	
	収納率①	16.93%	18.29%	17.75%	16.72%	16.24%	
	収納率②	16.93%	18.28%	17.74%	16.71%	16.24%	
	医療給付費分	調定額	2,256,656,935	1,994,048,608	1,749,727,710	1,642,816,312	1,555,036,899
		収入済額	384,052,241	364,424,860	309,452,844	274,904,996	254,427,581
		還付未済額	196,375	471,917	294,460	191,482	152,444
		不納欠損額	226,581,160	235,754,965	206,026,399	174,528,576	157,632,833
		収入未済額	1,646,023,534	1,393,868,783	1,234,248,467	1,193,382,740	1,142,976,485
	後期高齢者支援金分	居所不明調定額	708,200	189,000	0	0	0
		調定額	591,958,526	570,996,380	544,359,352	528,773,565	515,533,847
		収入済額	101,810,493	106,141,530	100,219,474	89,400,313	84,340,493
還付未済額		15,525	40,188	32,231	7,149	28,939	
不納欠損額		55,129,276	60,930,676	54,639,823	46,557,007	44,293,936	
介護納付金分	収入未済額	435,018,757	403,924,174	389,500,055	392,816,245	386,899,418	
	居所不明調定額	192,400	62,100	0	0	0	
	調定額	362,818,744	333,545,121	297,774,200	271,250,220	250,673,725	
	収入済額	57,541,509	59,108,414	50,080,021	43,826,416	38,128,342	
	還付未済額	1,500	6,796	2,109	800	917	
計	不納欠損額	32,667,985	35,770,542	34,647,335	28,962,748	26,789,995	
	収入未済額	272,609,250	238,666,165	213,046,844	198,461,056	185,755,388	
	居所不明調定額	98,900	14,800	0	0	0	
	調定額	11,093,186,305	10,613,383,309	10,964,426,862	10,593,988,797	10,171,029,571	
	収入済額	7,848,892,590	7,658,879,777	8,194,478,176	8,005,638,550	7,684,739,000	
	還付未済額	10,927,600	10,928,801	16,658,638	9,851,431	12,388,100	
	不納欠損額	315,274,921	333,026,083	296,111,732	250,944,276	229,339,564	
	収入未済額	2,929,018,794	2,621,477,449	2,473,836,954	2,337,405,971	2,256,951,007	
	居所不明調定額	1,532,000	631,400	0	0	186,000	
	収納率①	70.85%	72.27%	74.89%	75.66%	75.68%	
	収納率②	70.76%	72.17%	74.74%	75.57%	75.56%	

※収納率①=(収入済額+還付未済額)÷調定額、収納率②=収入済額÷(調定額-居所不明調定額)。

【一般被保険者分】

(単位:円、世帯、人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
現年課税分	調定額	7,834,106,060	7,707,820,147	8,372,550,709	8,151,137,895	7,849,785,100		
	収入済額	7,260,721,425	7,122,574,670	7,734,717,609	7,597,496,020	7,307,842,584		
	還付未済額	10,714,200	10,409,017	16,329,838	9,652,000	12,205,800		
	不納欠損額	868,500	569,900	798,175	895,945	622,800		
	収入未済額	572,516,135	584,675,577	637,034,925	552,745,930	541,319,716		
	居所不明調定額	532,500	365,500	0	0	186,000		
	収納率①	92.82%	92.54%	92.58%	93.33%	93.25%		
	収納率②	92.69%	92.41%	92.38%	93.21%	93.10%		
	医療給付費分	調定額	5,158,661,384	5,079,447,296	5,793,380,787	5,650,355,102	5,439,932,543	
		収入済額	4,791,495,950	4,704,325,977	5,363,340,309	5,277,267,729	5,074,143,569	
		還付未済額	8,504,334	8,674,284	14,792,337	8,057,994	10,191,432	
		不納欠損額	585,851	387,334	590,524	599,856	451,368	
		収入未済額	366,579,583	374,733,985	429,449,954	372,487,517	365,337,606	
		居所不明調定額	343,900	223,000	0	0	122,500	
後期高齢者支援金分		調定額	2,005,995,057	1,975,769,422	1,950,681,233	1,901,567,758	1,834,912,251	
		収入済額	1,863,560,170	1,828,180,842	1,803,885,404	1,774,893,568	1,710,954,301	
		還付未済額	1,525,865	1,256,493	957,028	1,156,724	1,419,038	
		不納欠損額	224,727	153,194	200,133	206,575	152,689	
		収入未済額	142,210,160	147,435,386	146,595,696	126,467,615	123,805,261	
		居所不明調定額	134,500	88,100	0	0	42,000	
		介護納付金分	調定額	669,449,619	652,603,429	628,488,689	599,215,035	574,940,306
			収入済額	605,665,305	590,067,851	567,491,896	545,334,723	522,744,714
	還付未済額		684,001	478,240	580,473	437,282	595,330	
	不納欠損額		57,922	29,372	7,518	89,514	18,743	
	収入未済額		63,726,392	62,506,206	60,989,275	53,790,798	52,176,849	
	居所不明調定額		54,100	54,400	0	0	21,500	
	滞納繰越分	調定額	3,152,324,347	2,857,355,034	2,563,626,125	2,426,096,350	2,312,019,222	
		収入済額	532,711,255	520,281,875	453,194,420	404,659,149	374,870,285	
還付未済額		213,400	518,901	328,800	199,431	182,300		
不納欠損額		304,541,195	328,506,424	290,373,423	246,002,409	226,000,577		
収入未済額		2,315,071,897	2,008,566,735	1,820,058,282	1,775,434,792	1,711,148,360		
居所不明調定額		999,500	265,900	0	0	0		
収納率①		16.91%	18.23%	17.69%	16.69%	16.22%		
収納率②		16.90%	18.21%	17.68%	16.68%	16.21%		
医療給付費分		調定額	2,217,602,736	1,966,928,677	1,731,171,093	1,631,746,646	1,548,882,365	
		収入済額	377,134,825	358,291,790	305,193,424	272,636,705	253,050,838	
		還付未済額	196,375	471,917	294,460	191,482	152,444	
		不納欠損額	220,011,029	233,118,513	202,794,910	171,881,735	155,848,527	
		収入未済額	1,620,456,882	1,375,518,374	1,223,182,759	1,187,228,206	1,139,983,000	
		居所不明調定額	708,200	189,000	0	0	0	
	後期高齢者支援金分	調定額	581,735,561	563,605,717	539,235,428	525,757,205	513,854,554	
		収入済額	99,937,480	104,482,385	98,984,068	88,777,764	83,968,188	
		還付未済額	15,525	40,188	32,231	7,149	28,939	
		不納欠損額	53,546,916	60,243,710	53,766,060	45,842,489	43,799,033	
		収入未済額	428,251,165	398,879,622	386,485,300	391,136,952	386,087,333	
		居所不明調定額	192,400	62,100	0	0	0	
		介護納付金分	調定額	352,986,050	326,820,640	293,219,604	268,592,499	249,282,303
			収入済額	55,638,950	57,507,700	49,016,928	43,244,680	37,851,259
還付未済額			1,500	6,796	2,109	800	917	
不納欠損額			30,983,250	35,144,201	33,812,453	28,278,185	26,353,017	
収入未済額			266,363,850	234,168,739	210,390,223	197,069,634	185,078,027	
居所不明調定額			98,900	14,800	0	0	0	
計		調定額	10,986,430,407	10,565,175,181	10,936,176,834	10,577,234,245	10,161,804,322	
		収入済額	7,793,432,680	7,642,856,545	8,187,912,029	8,002,155,169	7,682,712,869	
	還付未済額	10,927,600	10,927,918	16,658,638	9,851,431	12,388,100		
	不納欠損額	305,409,695	329,076,324	291,171,598	246,898,354	226,623,377		
	収入未済額	2,887,588,032	2,593,242,312	2,457,093,207	2,328,180,722	2,252,468,076		
	居所不明調定額	1,532,000	631,400	0	0	186,000		
	収納率①	71.04%	72.44%	75.02%	75.75%	75.73%		
収納率②	70.95%	72.34%	74.87%	75.65%	75.61%			

※収納率①=(収入済額+還付未済額)÷調定額、収納率②=収入済額÷(調定額-居所不明調定額)。

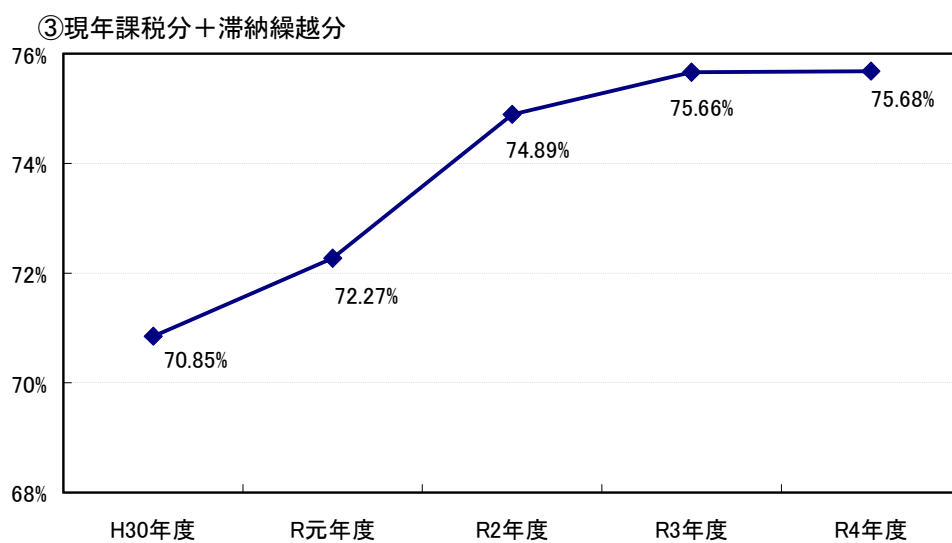
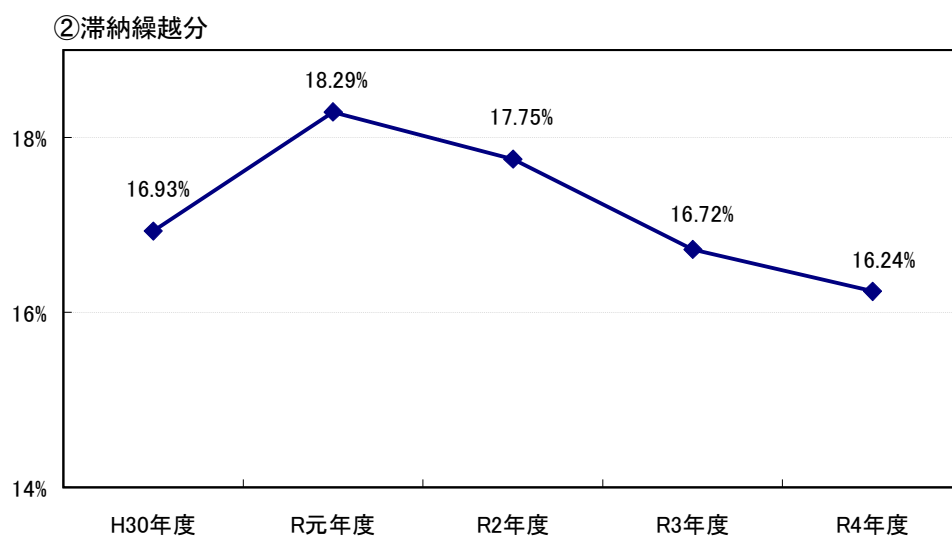
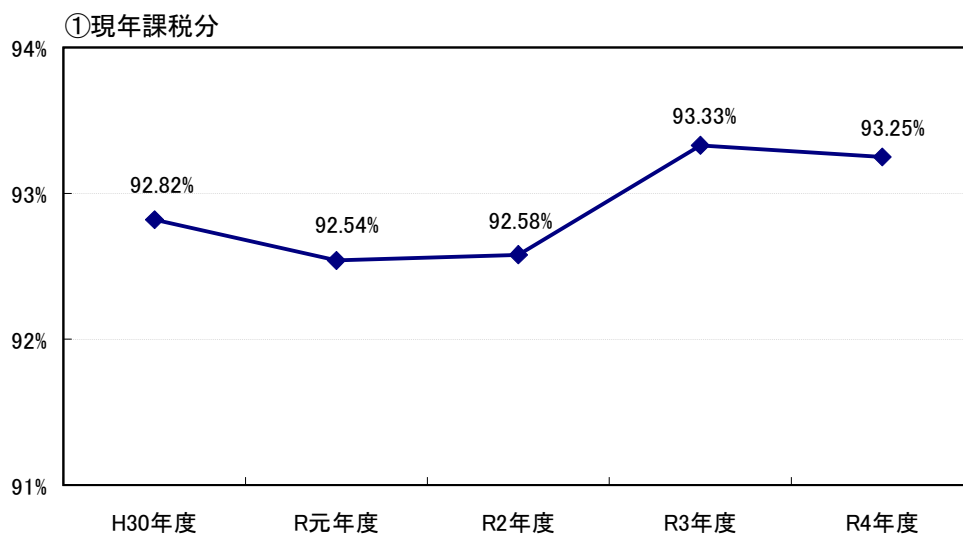
【退職被保険者等分】

(単位:円、世帯、人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
現年課税分	調定額	47,646,040	6,973,053	14,891	10,805	0	
	収入済額	44,766,922	6,630,303	8,228	10,805	0	
	還付未済額	0	883	0	0	0	
	不納欠損額	28,000	0	0	0	0	
	収入未済額	2,851,118	342,750	6,663	0	0	
	居所不明調定額	0	0	0	0	0	
	収納率①	93.96%	95.10%	55.25%	100.00%	-	
	収納率②	93.96%	95.08%	55.25%	100.00%	-	
	医療給付費分	調定額	28,026,734	4,125,588	8,856	6,925	0
		収入済額	26,337,560	3,919,380	4,898	6,925	0
		還付未済額	0	385	0	0	0
		不納欠損額	16,200	0	0	0	0
		収入未済額	1,672,974	206,208	3,958	0	0
	後期高齢者支援金分	調定額	10,947,818	1,625,369	3,535	2,780	0
		収入済額	10,281,824	1,545,997	1,930	2,780	0
		還付未済額	0	150	0	0	0
		不納欠損額	6,300	0	0	0	0
		収入未済額	659,694	79,372	1,605	0	0
	介護納付金分	調定額	8,671,488	1,222,096	2,500	1,100	0
		収入済額	8,147,538	1,164,926	1,400	1,100	0
還付未済額		0	348	0	0	0	
不納欠損額		5,500	0	0	0	0	
収入未済額		518,450	57,170	1,100	0	0	
滞納繰越分	調定額	59,109,858	41,235,075	28,235,137	16,743,747	9,225,249	
	収入済額	10,692,988	9,392,929	6,557,919	3,472,576	2,026,131	
	還付未済額	0	0	0	0	0	
	不納欠損額	9,837,226	3,949,759	4,940,134	4,045,922	2,716,187	
	収入未済額	38,579,644	27,892,387	16,737,084	9,225,249	4,482,931	
	居所不明調定額	0	0	0	0	0	
	収納率①	18.09%	22.78%	23.23%	20.74%	21.96%	
	収納率②	18.09%	22.78%	23.23%	20.74%	21.96%	
	医療給付費分	調定額	39,054,199	27,119,931	18,556,617	11,069,666	6,154,534
		収入済額	6,917,416	6,133,070	4,259,420	2,268,291	1,376,743
		還付未済額	0	0	0	0	0
		不納欠損額	6,570,131	2,636,452	3,231,489	2,646,841	1,784,306
		収入未済額	25,566,652	18,350,409	11,065,708	6,154,534	2,993,485
	後期高齢者支援金分	調定額	10,222,965	7,390,663	5,123,924	3,016,360	1,679,293
		収入済額	1,873,013	1,659,145	1,235,406	622,549	372,305
		還付未済額	0	0	0	0	0
		不納欠損額	1,582,360	686,966	873,763	714,518	494,903
		収入未済額	6,767,592	5,044,552	3,014,755	1,679,293	812,085
	介護納付金分	調定額	9,832,694	6,724,481	4,554,596	2,657,721	1,391,422
		収入済額	1,902,559	1,600,714	1,063,093	581,736	277,083
還付未済額		0	0	0	0	0	
不納欠損額		1,684,735	626,341	834,882	684,563	436,978	
収入未済額		6,245,400	4,497,426	2,656,621	1,391,422	677,361	
計	調定額	106,755,898	48,208,128	28,250,028	16,754,552	9,225,249	
	収入済額	55,459,910	16,023,232	6,566,147	3,483,381	2,026,131	
	還付未済額	0	883	0	0	0	
	不納欠損額	9,865,226	3,949,759	4,940,134	4,045,922	2,716,187	
	収入未済額	41,430,762	28,235,137	16,743,747	9,225,249	4,482,931	
	居所不明調定額	0	0	0	0	0	
	収納率①	51.95%	33.24%	23.24%	20.79%	21.96%	
	収納率②	51.95%	33.24%	23.24%	20.79%	21.96%	

※収納率①=(収入済額+還付未済額)÷調定額、収納率②=収入済額÷(調定額-居所不明調定額)。

(2) 収納率の推移



※収納率は、(収入済額＋還付未済額)÷調定額。

(3) 収納状況

① 納付方法別収納額(現年課税分)

(単位:円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
口座振替		3,056,142,600	2,851,346,600	3,080,503,100	2,996,095,600	2,854,568,900
	(割合)	41.83%	40.00%	39.83%	39.44%	39.06%
自主納付	銀行・窓口納付	1,480,416,737	1,376,055,728	1,416,199,050	1,304,476,227	1,179,399,683
	(割合)	20.26%	19.30%	18.31%	17.17%	16.14%
	コンビニ納付	1,665,744,088	1,732,436,314	2,061,525,399	2,146,647,503	2,174,500,601
	(割合)	22.80%	24.30%	26.65%	28.25%	29.76%
	ペイジー	25,225,300	29,736,200	55,983,022	60,989,300	60,615,900
(割合)	0.35%	0.42%	0.72%	0.80%	0.83%	
PayB(ペイビー)	375,500	10,750,600	18,045,500	28,796,500	36,379,600	
(割合)	0.01%	0.15%	0.23%	0.38%	0.50%	
特別徴収		934,132,700	1,021,687,600	1,087,751,800	1,051,690,700	991,549,800
(割合)		12.79%	14.33%	14.06%	13.84%	13.57%
徴収嘱託員		143,451,422	107,191,931	14,717,966	8,810,995	10,828,100
(割合)		1.96%	1.50%	0.20%	0.12%	0.14%
合計		7,305,488,347	7,129,204,973	7,734,725,837	7,597,506,825	7,307,842,584
(割合)		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したものの。

② 口座振替利用状況

(単位:世帯、円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用状況	国保加入世帯数	57,969	57,156	56,792	55,743	53,992
	利用世帯数	16,906	16,133	15,849	15,487	14,994
	利用率	29.16%	28.23%	27.91%	27.78%	27.77%
収納状況	口座振替調定額	3,241,050,900	3,034,581,434	3,234,039,400	3,153,486,000	2,986,587,900
	口座振替収納額	3,056,142,600	2,851,346,600	3,080,503,100	2,996,095,600	2,854,568,900
	収納率	94.29%	93.96%	95.25%	95.01%	95.58%

※利用状況は各年度末(3月末)時点。

③ コンビニ納付件数と納付額の推移

(単位:件、円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
納付件数		159,292	161,887	174,468	180,309	180,445
	(前年比)	+2.89%	+1.63%	+7.77%	+3.35%	+0.08%
納付金額		1,798,402,419	1,868,917,068	2,219,145,534	2,305,501,508	2,316,904,859
	(前年比)	△8.48%	+3.92%	+18.74%	+3.89%	+0.49%

※H27年9月からコンビニ利用可能納付拡大(滞納繰越分もコンビニ納付可能)

(4) 不納欠損の状況

① 不納欠損の推移

(単位:人、件、円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	6,024	6,361	5,738	4,912	4,440
件(期)数	22,515	24,765	22,283	19,547	18,111
不納欠損額	315,274,921	333,026,083	296,111,732	250,944,276	229,339,564

※人数は不納欠損を行った年度分合算しており、同一の納税者で複数年度ある場合は該当年度分計上している。

② 令和4年度不納欠損事由別状況

(単位:人、件、円)

	執行停止				時効	執行停止中 時効	計
	法第15条の7 第1項第1号	法第15条の7 第1項第2号	法第15条の7 第1項第3号	法第15条の7 第5項	法第18条 第1項		
人数	496	336	53	672	0	2,883	4,440
件(期)数	1,995	1,433	232	3,205	0	11,246	18,111
不納欠損額	26,475,966	21,317,065	2,085,066	35,348,369	0	144,113,098	229,339,564

※人数については、同一の納税者で複数の事由により不納欠損を行っているため、事由毎に計上している。

(5) 督促、滞納処分、執行停止

① 督促状発送状況

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発送件数	104,516	101,670	87,581	85,361	81,810

② 滞納処分状況

(単位:件、円)

差押	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預金	3,613	745,224,308	2,954	586,960,356	1,490	276,986,944	1,503	367,073,094	1,688	429,518,077
給与	96	58,075,551	97	43,511,860	93	39,435,978	83	29,720,333	44	14,475,055
不動産	35	29,525,012	30	37,266,234	26	27,958,112	11	11,272,084	18	18,029,976
生命保険	184	68,902,170	211	128,484,639	85	25,676,331	108	28,724,129	111	34,068,928
その他	26	19,672,925	24	34,696,862	15	7,357,745	8	10,303,684	7	4,836,500
国税還付金	181	51,972,353	29	5,463,209	43	11,478,894	29	6,158,358	21	5,088,149
小計	4,135	973,372,319	3,345	836,383,160	1,752	388,894,004	1,742	453,251,682	1,889	506,016,685
交付要求	73	22,489,951	51	20,102,932	41	9,813,516	56	20,033,486	71	39,276,417
合計	4,208	995,862,270	3,396	856,486,092	1,793	398,707,520	1,798	473,285,168	1,960	545,293,102

換価	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預金	3,627	132,709,359	2,951	107,952,941	1,390	63,328,728	1,498	55,877,063	1,693	61,744,909
給与	846	24,076,330	691	29,196,904	693	25,224,661	747	16,037,510	519	16,823,179
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	1	245,000
生命保険	51	9,511,781	99	28,193,451	45	9,321,435	37	8,445,430	39	8,136,231
その他	135	6,189,216	134	6,433,978	122	5,182,137	96	5,491,305	71	4,177,461
国税還付金	148	13,585,438	65	8,095,965	64	9,023,542	12	2,100,441	15	1,940,151
小計	4,807	186,072,124	3,940	179,873,239	2,314	112,080,503	2,390	87,951,749	2,338	93,066,931
交付要求	22	4,989,815	9	1,739,597	11	2,255,353	14	4,160,343	8	2,338,233
合計	4,829	191,061,939	3,949	181,612,836	2,325	114,335,856	2,404	92,112,092	2,346	95,405,164

③ 執行停止状況

(単位:人、件、円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法第15条の7 第1項第1号	人数	8,895	9,260	9,709	9,972	10,272
	件(期)数	173,201	188,530	201,943	209,650	218,192
	金額	2,173,213,655	2,368,195,567	2,558,918,866	2,664,564,629	2,770,830,393
法第15条の7 第1項第2号	人数	1,632	2,072	2,455	2,659	2,832
	件(期)数	16,787	20,211	25,038	26,101	27,672
	金額	249,034,120	339,757,595	438,481,449	476,517,998	522,135,308
法第15条の7 第1項第3号	人数	515	556	568	578	597
	件(期)数	9,954	10,491	10,842	10,940	11,549
	金額	105,562,606	110,211,069	113,977,345	114,097,323	120,145,153
法第15条の7 第5項	人数	1,434	1,826	2,099	2,414	2,665
	件(期)数	15,041	19,536	22,856	26,434	29,605
	金額	193,619,442	241,255,424	278,027,848	311,741,054	347,201,323
合計	人数	12,476	13,714	14,831	15,623	16,366
	件(期)数	214,983	238,768	260,679	273,125	287,018
	金額	2,721,429,823	3,059,419,655	3,389,405,508	3,566,921,004	3,760,312,177

※各年度末に執行停止中であった人数、件(期)数、金額の合計。

VI 関係資料

1 宮崎市国民健康保険事業の沿革

年月日	内 容
昭和 19. 8	国民健康保険組合設立の準備に着手
20. 3. 31	国民健康保険組合の発足
9. 1	国民健康保険組合の事業開始
23. 9. 24	国民健康保険条例制定
10. 1	国民健康保険事業開始(公営) 衛生課保険係設置(職員 27 人、保健婦 3 人)、国民健康保険運営協議会設置(定員 7 人) (世帯数)21,240 世帯、(被保険者数)82,410 人、(助産費)150 円 (給付期間)一般疾病 1 年、結核・精神病 2 年(世帯主・世帯員とも 5 割給付)
24. 2. 1	助産費 300 円に引上げ
7. 1	一部負担金の事後徴収を窓口徴収に改める
8. 10	国民健康保険運営協議会委員の定数を 7→10 人に改正 使用人一人につき割増金 30 円を加算
9. 1	国民健康保険料徴収員を徴収課に統合
10. 1	健康保険・共済組合・その他の保険の被扶養者を除外
25. 6. 1	保険課の設置(職員 35 人、保健婦 4 人)
26. 4. 1	木花村と合併、木花診療所を市直営の直診勘定として発足
27. 10. 1	休止していた農業会運営の倉岡地区、国保組合廃止中の瓜生野地区国保事業を公営として開始
28. 10. 1	国保組合休止中の青島地区の国保事業を公営として開始
11. 1	給付期間を結核・精神病 3 年、一般疾病を転帰までに変更
30. 8. 1	初診料の給付制限徹底
31. 4. 1	往診・患者移送の給付制限撤廃、課税限度額 50,000 円に引上げ
33. 4. 1	住吉支所管内国民健康保険を開始
34. 3. 16	国民健康保険運営協議会委員の定数を 10→12 人に改正
4. 1	助産費 500 円に引上げ、給付資格取得後の待期間及び看護の給付制限撤廃
35. 3. 31	木花診療所の直営を休止
4. 1	保険税に改める
36. 1. 1	医師への支払を国保連合会へ委託
4. 1	国民健康保険が全体に普及し、国民皆保険の達成
10. 1	世帯主の結核性疾患、精神障害に対する 7 割給付実施
37. 4. 1	給食、歯科補てつ、寝具設備の給付制限撤廃、葬祭費 1,000 円の給付開始
12. 1	助産費 1,000 円に引上げ
38. 3. 22	木花診療所の廃止
4. 1	助産費・葬祭費とも 2,000 円に引上げ、生目村と合併
10. 1	世帯主 7 割給付の実施
39. 7. 1	はり・きゅう施術料の一部負担金給付の実施(1 施術料 45 円、2 施術料 60 円)
42. 6. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 80 円に引上げ
7. 1	機構改革により収税係を収納課へ移管(人件費 15 名分負担)※移管前収税係職員数 24 名
10. 1	薬価基準の改正により、医科 3.97%、歯科 0.21%引下げ
12. 1	診療報酬引上げ(医科 7.68%、歯科 12.65%)
43. 1. 1	世帯員数 7 割給付の実施
7. 1	歯科材料費引上げ 1.99%
44. 6. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 100 円に引上げ
45. 2. 1	診療報酬引上げ(医科 8.77%、歯科 9.73%)
4. 1	助産費 10,000 円、葬祭費 5,000 円に引上げ、診療報酬引上げ(医科 0.97%)

年月日	内 容
昭和 45. 7. 1	課税限度額 80,000 円に引上げ
46. 4. 1	高齢者(85 歳以上) 給付付加金の開始
10. 1	高齢者(70 歳以上) 給付付加金の開始
47. 2. 1	診療報酬引上げ(医科及び歯科 13.70%、調剤 6.54%)
3.31	高齢者(70 歳以上) 給付付加金の廃止
4. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 150 円に引上げ
48. 1. 1	老人医療無料制度実施
12. 1	高額療養費支給の開始(自己負担限度額 30,000 円)
49. 2. 1	診療報酬引上げ(医科 19.0%、歯科 19.9%、調剤 8.5%)
4. 1	助産費 20,000 円、課税限度額 120,000 円に引上げ
10. 1	診療報酬引上げ(医科 16.0%、歯科 16.2%、調剤 6.6%)
50. 4. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 200 円に引上げ
7. 1	助産費 40,000 円に引上げ
10. 1	高額療養費法定給付、診療報酬全国決済制度発足
51. 4. 1	診療報酬引上げ(医科 9.0%、歯科 4.9%)、課税限度額 150,000 円に引上げ 保険税の納期を 4→5 期に改正
8. 1	診療報酬引上げ(歯科 9.6%)、高額療養費の自己負担限度額 39,000 円に引上げ はり・きゅう施術料負担金を一律 300 円に引上げ
52. 4. 1	葬祭費 10,000 円、課税限度額 170,000 円に引上げ、擬制世帯主の所得割課税廃止
10. 1	助産費 60,000 円に引上げ
53. 2. 1	診療報酬引上げ(医科 9.3%、歯科 12.5%)
4. 1	葬祭費 20,000 円、課税限度額 190,000 円、はり・きゅう施術料負担金を一律 500 円に引上げ はり・きゅう施術料負担金の点字による申請書採用、高額療養費委託払い制度開始
11. 6	宮崎市国保 30 周年記念行事として健康優良家庭を表彰 (5 人世帯 2 世帯、4 人世帯 5 世帯、3 人世帯 25 世帯、2 人世帯 168 世帯、単身世帯 655 世帯)
54. 4. 1	課税限度額 220,000 円に引上げ 保健婦(9 名)を市民部衛生課へ移管、高額療養費委任払い制度を国立赤江療養所と協定
55. 3. 1	医療用 X 線フィルム価格、歯科材料価格基準引上げ
4. 1	助産費 80,000 円、課税限度額 240,000 円に引上げ
56. 4. 1	課税限度額 260,000 円に引上げ、はり・きゅう施術に「あんま」を追加 はり・きゅう・あんま施術料補助として、一般会計より 1,000 万円繰り入れ
6. 1	高額療養費委任払い制度を宮崎県立病院と協定 診療報酬引上げ 8.1%(医科 8.4%、歯科 5.9%、調剤 3.8%) 薬価基準引下げ 18.6%(医科 6.7%、歯科 0.7%、調剤 13.2%)
6.30	すべての外国人を被保険者とする
11. 1	機構改革により収納係を納税課から移管(13 名)
57. 3. 1	助産費 100,000 円に引上げ
4. 1	課税限度額 270,000 円、はり・きゅう・あんま施術料負担金を一律 600 円に引上げ
4.12	職員 1 名増員(収納係)
9. 1	高額療養費自己負担限度額改正(S57. 9.1 から 45,000 円、S58. 1.1 から 51,000 円、ただし市民 税非課税世帯、70 歳以上は 39,000 円に据置)
58. 1. 1	薬価基準改定 4.9%引下げ
2. 1	老人保健制度施行(老人保健法公布 S57. 8. 17)
4. 1	課税限度額 280,000 円、はり・きゅう・あんま施術料負担金 2 術 800 円に引上げ 徴収嘱託員制度採用(基本給)
8. 1	助産費支給事務を保険課にて取扱(市民課取扱分のみ)
59. 3. 1	診療報酬引上げ 2.79%(医科 3.0%、歯科 1.1%、調剤 1.0%)、薬価基準引下げ 16.6%
4. 1	課税限度額 350,000 円に引上げ

年月日	内 容
昭和 59. 7. 18 7. 30 10. 1	高額療養費共同事業の実施(7月診療分から適用) 高額療養費委任払い制度を宮崎医科大学病院と協定 退職者医療制度施行(S59. 8. 14 公布) 一部負担金 退職者本人…医療費の2割、扶養家族…外来は医療費の3割、入院は医療費の2割 高額療養費自己負担限度額改正 (一般)51,000円(据置)、(低所得者)30,000円 一世帯で30,000円(低所得者は21,000円)以上の負担が複数を生じた場合は合算して適用 年間4回以上高額療養費が支給される場合は、4回目以降は30,000円(低所得者21,000円) 長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析について1ヶ月の限度額が10,000円) 高額療養費委任払い制度を宮崎県富養園と協定
60. 4. 1 8. 1 11. 11	保険税の納期を5→9期に改正 はり・きゅう・あんま施術料負担金 1術700円、2術900円に引上げ 国民健康保険運営協議会委員に新たに被用者保険等保険者代表委員3名増員 保険税徴収嘱託員8→11名に増員
61. 4. 1 5. 1	課税限度額370,000円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料負担金 (1術)はり又はきゅう800円、あんま1,000円、(2術) はり・きゅう1,000円、はり・あんま1,300円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料補助として、一般会計より2,000万円繰り入れ 保険税徴収嘱託員11→25名に増員、宮崎県内国保事業共同電算事業開始 診療報酬引上げ2.3%(医科2.5%、歯科1.5%)、薬価基準引下げ5.1% 高額療養費自己負担限度額(市民税課税世帯)54,000円に引上げ(5月診療分から)
62. 1. 1 4. 1 10. 1	老人保健法一部改正 (1)一部負担金引上げ 外来(1ヶ月)400→800円、入院(1日)300→400円※低所得者は据置 (2)老人保健拠出金加入者按分率の引上げ 昭和62年度から90%(61年度80%)、平成2年度から100% 国民健康保険法一部改正(資格証明書の発行) 課税限度額390,000円に引上げ 保険税徴収嘱託員25→28名に増員
63. 4. 1 6. 1	診療報酬引上げ3.4%(医科3.8%、調剤1.7%)、薬価基準引下げ2.9% 国民健康保険法一部改正(保険基盤安定制度創設等)
平成元. 3. 1 4. 1 6. 1	助産費130,000円に引上げ 課税限度額420,000円に引上げ、診療報酬引上げ0.11%、薬価基準引上げ0.65% 高額療養費自己負担限度額の引上げ(6月診療分から適用) (市民税課税世帯)57,000円、(非課税世帯)31,800円に引上げ 1年間に4回以上高額療養費が支給される場合は4回目以降、(市民税課税世帯)33,000円、 (非課税世帯)22,000円に引上げ 診療報酬引上げ1.0%(歯科)
2. 4. 1	国民健康保険法一部改正(保険基盤安定制度化) はり・きゅう・あんま施術利用限度回数の変更(60回→84回)、保険税の納期を9→12期に変更、診療報酬引上げ3.7%(医科4.0%、歯科1.4%、調剤1.9%)、薬価基準引下げ2.7%
3. 4. 1 5. 1 6. 1	はり・きゅう・あんま施術料負担金 (1術)はり又はきゅう900円、あんま1,100円、(2術) はり・きゅう1,100円、はり・あんま1,400円に引上げ 高額療養費自己負担限度額の引上げ(5月診療分から適用) (市民税課税世帯)60,000円、(非課税世帯)33,600円に引上げ 1年間に4回以上高額療養費が支給される場合は4回目以降、(市民税課税世帯)34,800円、 (非課税世帯)23,400円に引上げ 半日人間ドック健診費助成〔対象30歳以上、助成額14,000円(費用の7割)〕

年月日	内 容
平成 4. 1. 1	老人保健法一部改正(一部負担金他) 保険税改定(所得割 7.55%に引下げ、課税限度額 460,000 円に引上げ) 助産費 240,000 円に引上げ 人件費等一般財源化(普通交付税算入)…一般会計からの繰入金 診療報酬引上げ 5.0%(医科 5.4%、歯科 2.7%、調剤 1.9%)、薬価基準引下げ 2.4%、材料等 0.1%引下げ
6. 1	泊り人間ドック健診費助成〔対象 30 歳以上、助成額 35,000 円(費用の 7 割)〕
5. 4. 1	はり・きゅう・あんま施術料負担金 (1 術)はり又はきゅう 1,000 円、あんま 1,200 円、(2 術)はり・きゅう 1,200 円、はり・あんま 1,500 円)引上げ
5. 1	高額療養費自己負担限度額の引上げ(5 月診療分から適用) (市民税課税世帯)63,000 円、(非課税世帯)35,400 円に引上げ 1 年間に 4 回以上高額療養費が支給される場合は 4 回目以降、(市民税課税世帯)37,200 円、(非課税世帯)24,600 円に引上げ
7. 15	歯科検診補助開始(費用 2,300 円全額市負担)
6. 4. 1	課税限度額 500,000 円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料負担金 1 術 1,200 円、2 術 1,500 円に統一 診療報酬引上げ 3.3%(医科 3.5%、歯科 2.1%、調剤 2.0%)、薬価基準引下げ 2.1%
7. 1	脳ドック検診費助成〔対象 30 歳以上、助成額 35,000 円(費用の 7 割)〕
10. 1	国民健康保険法一部改正(出産育児一時金の創設等) 出産育児一時金 1 件 300,000 円 入院時食事療養費の創設 (市民税課税世帯)600 円/日、(非課税世帯)450 円/日、(非課税世帯で、4 ヶ月以上入院の場合)300 円/日、(非課税世帯の老齢福祉年金受給権者)200 円/日
7. 4. 1	課税限度額 520,000 円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料負担金 1 術 1,300 円、2 術 1,600 円に引上げ 診療報酬引上げ 1.5%(医科 1.7%、歯科 0.2%、調剤 0.1%)
8. 4. 1	保険税改定(所得割 7.55→8.55%、均等割 18,630→30,000 円、平等割 20,280→29,000 円) 診療報酬引上げ 3.4%(医科 3.6%、歯科 2.2%、調剤 1.3%)、薬価基準引下げ 2.6% 老人保健法一部改正 (1)一部負担金 外来(1 月)1,010→1,020 円、入院(1 日)700→710 円に引上げ※低所得者は据置 (2)老人保健拠出金加入者按分率 22→24%に引上げ
6. 1	高額療養費自己負担限度額の引上げ(市民税課税世帯)63,600 円(6 月診療分から適用)
10. 1	入院時食事療養費の改定 (市民税課税世帯)760 円/日、(非課税世帯)650 円/日、(非課税世帯で、4 ヶ月以上入院の場合)500 円/日
9. 4. 1	課税限度額 530,000 円に引上げ
9. 1	老人保健法一部改正 (1)一部負担金 外来(1 月)1,020 円→(1 回)500 円(同一保険医療機関等ごとに 1 ヶ月 4 回を限度)、入院(1 日)700→1,000 円に引上げ※低所得者は 300→500 円に引上げ (2)薬剤の一部負担金導入
10. 4. 1	診療報酬引上げ 1.5%(医科 1.5%、歯科 1.5%、調剤 0.7%)、薬価基準引下げ 2.8% 国民健康保険事務費負担金の一般財源化 老人保健法一部改正(一部負担金 入院(1 日)1,000→1,100 円に引上げ)
6. 17	老人保健法一部改正(老人保健拠出金加入者按分率 25→30%に引上げ)
7. 1	国民健康保険法一部改正(退職者に係る老人医療費拠出金の負担見直し)
11. 4. 1	老人保健法一部改正 一部負担金 外来(1 回)500→530 円(同一保険医療機関等ごとに 1 ヶ月 4 回を限度)、入院(1 日)1,100→1,200 円に引上げ

年月日	内 容
平成 12. 4. 1	介護保険制度の施行 保険税改定 (医療分)所得割 8.55→8.20%、均等割 30,000→29,000 円、平等割 29,000→28,000 円 (介護分)所得割 1.00%、均等割 5,600 円、平等割 3,300 円、課税限度額 7 万円 保険税納期の変更 12→10 期 診療報酬引上げ 1.9%(医科 2.0%、歯科 2.0%、調剤 0.8%)、薬価基準引下げ 1.6%、材料価格引下げ 0.1% 国民健康保険の保険者事務が、団体委任事務から自治事務へ 老人医療係が高齢福祉課より移管、収納係を収納第一係と収納第二係に分割
13. 1. 1	国民健康保険法一部改正 (1)高額療養費制度 ①上位所得世帯を設定 自己負担限度額 121,800 円、(多数該当)70,800 円 ②一定の療養費を超えた部分について限度額へ 1%の加算 (一般) 63,600 円 + (医療費 - 318,000 円) × 1% (上位所得)121,800 円 + (医療費 - 609,000 円) × 1% (2)入院時食事療養費標準負担額 760→780 円に引上げ (3)海外療養費制度の創設 老人保健法一部改正 (1)老人医療の一部負担金変更(原則定率 1 割制度の導入) ①外来 (院外)病院1,500 円・薬局1,500 円(200床以上の病院の場合それぞれ2,500 円) (院内)病院3,000 円(200床以上の病院の場合5,000 円) ②入院 (一般)37,200 円、(市民税非課税世帯)24,600 円、 (高齢福祉年金受給者)15,000 円 (2)老人に係る薬剤一部負担金の廃止 (3)入院時食事療養費標準負担額を、760→780 円に引上げ (4)高額医療費支給制度の創設(同一世帯に属する複数の老人が、同一の月に入院した場合) (課税世帯) 30,000 円以上を合算して 37,200 円を越える額 (非課税世帯)21,000 円以上を合算して 24,600 円を越える額
4. 1	保険税改定 (医療分)所得割 8.2→7.9%、均等割 29,000→25,000 円、平等割 28,000→26,000 円
14. 1. 1	出産育児一時金貸付金開始
4. 1	宮崎市国民健康保険税の減免に関する取扱要綱施行 老人医療の外来一部負担金改定 (定額制)850 円/日 (院外)病院 1,600 円・薬局 1,600 円(200 床以上の病院の場合各 2,650 円) (院内)病院 3,200 円(200 床以上の病院の場合 5,300 円)
10. 1	国民健康保険法一部改正 (1)一部負担金見直し (3 歳未満)2 割、(70 歳以上)1 割(一定以上所得者 2 割) (2)高額療養費制度 ①70 歳未満の自己負担限度額 (一般) 72,300 円 + (医療費 - 361,500 円) × 1% (上位所得)139,800 円 + (医療費 - 699,000 円) × 1% 世帯合算対象基準額 21,000 円 多数該当 4 回目以降(一般)40,200 円、(上位所得)77,700 円

年月日	内 容
平成 14. 10. 1	国民健康保険法一部改正 (2)高額療養費制度(続き) ②70 歳以上の自己負担限度額 (一定以上所得) 外来 40,200 円、入院時限度額 72,300 円+(医療費-361,500 円)×1% (多数該当の場合 4 回目以降 40,200 円) (一般) 外来 12,000 円、入院時限度額 40,200 円 (低所得者Ⅱ) 外来 8,000 円、入院時限度額 24,600 円 (低所得者Ⅰ) 外来 8,000 円、入院時限度額 15,000 円 老人保健法一部改正 (1)老人医療受給対象年齢を 75 歳以上に引き上げ(S7.9.30 以前生まれは引き続き対象) (2)一部負担金の見直し(完全定率 1 割(一定以上所得者 2 割)) ※外来・入院の月額上限、外来の診療所での定額制廃止 (3)高額療養費制度(国民健康保険の 70 歳以上の場合と同様)
15. 4. 1	国民健康保険法一部改正 (1)退職被保険者と被扶養者の一部負担金の見直し (3 歳以上 70 歳未満)3 割、退職被保険者の特例療養費の廃止 (2)高額療養費制度(70 歳未満の自己負担限度額) (一般) 72,300 円+(医療費-241,000 円)×1% (上位所得) 139,800 円+(医療費-466,000 円)×1% 保険税改定 (医療分) 所得割 7.9→7.7%、均等割 25,000→24,000 円、平等割 26,000→23,000 円 (介護分) 所得割 1.0→1.3%、均等割 5,600→6,300 円、平等割 3,300→3,800 円、 課税限度額 7→8 万円 地方税法改正(保険税算定方法の見直し) 公的年金等特別控除(17 万円)の廃止、給与所得特別控除(2 万円)の廃止、青色専従者給与等 控除の適用、長期譲渡所得等特別控除の適用
10. 1	国民健康保険被保険者証の個人カード化
16. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正(H17 課税から長期譲渡所得等の特別控除(100 万円)を廃止) はり・きゅう・あんま施術規則の一部改正 施術回数加算廃止(年間 84 回を限度)、滞納世帯への施設利用者証の交付制限の設定
8. 1	国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化
17. 4. 1	保険税改定 (医療分) 所得割 7.7→9.2%、均等割 24,000→27,000 円、平等割 23,000→28,400 円 (介護分) 所得割 1.3→1.9%、均等割 6,300→7,500 円、平等割 3,800→5,700 円 はり・きゅう・あんま施術料負担金改定 1 術 1,300→1,200 円、2 術 1,600→1,500 円に引下げ
18. 1. 1	佐土原町、田野町、高岡町と合併
4. 1	保険税改定 (介護分) 課税限度額 8→9 万円
8. 1	国民健康保険制度「一定以上所得者」、及び老人保健医療制度「現役並み所得者」の判定収入 基準引下げ (70 歳以上が 1 人) 年収 484→383 万円、(70 歳以上が 2 人以上) 年収 621→520 万円未満
10. 1	国民健康保険法及び老人保健法一部改正 (1)自己負担割合の変更 国民健康保険制度「一定以上所得者」、及び老人保健医療制度「現役並み所得者」の自己 負担割合が、2→3 割に引上げ

年月日	内 容
平成 18. 10. 1	<p>国民健康保険法及び老人保健法一部改正(続き)</p> <p>(2)高額療養費及び高額医療費の自己負担限度額の変更 (一定以上所得) 70 歳未満 139,800→150,000 円、70 歳以上 72,300→80,100 円 (一般) 70 歳未満 72,300→80,100 円、70 歳以上 40,200→44,400 円 (住民税非課税) 70 歳未満 35,400 円、70～75 歳未満 24,600 円、75 歳以上 15,000 円</p> <p>(3)特定疾病のうち人工透析を要する一定以上所得者の自己負担額が、月 10,000→20,000 円に引上げ</p> <p>(4)出産育児一時金が 1 子につき、30→35 万円に引き上げ</p>
19. 4. 1	<p>保険税改定 (医療分)課税限度額 53→56 万円</p> <p>はり・きゅう・あんま施術規則一部改正(限度回数を年間 84→60 回へ変更) 「宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則」施行</p>
20. 4. 1	<p>国民健康保険制度一部改正及び後期高齢者医療制度施行 後期高齢者支援金分新設による保険税改定 (医療分)所得割 9.2→7.3%、均等割 27,000→21,500 円、平等割 28,400→22,600 円、 課税限度額 56→45 万円</p> <p>(後期分)所得割 1.9%、均等割 5,500 円、平等割 5,800 円、課税限度額 11 万円</p> <p>高額医療・高額介護合算制度の施行 限度額は、年額 56 万円を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額をふまえ設定</p> <p>特定健康診査・特定保健指導の開始 「高齢者の医療の確保に関する法律」により各医療保険者に対し、40 歳から 74 歳の被保険者を対象とする内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査及び保健指導の実施が義務付け</p> <p>3 歳以上義務教育就学前の自己負担割合が 3→2 割に引下げ</p>
6. 1	<p>コンビニエンスストア収納開始</p>
7. 1	<p>旧国保加入者で後期高齢者医療制度に移行した被保険者について、はり・きゅう・あんま施術助成開始(激変緩和措置) 1 日 1 回の施術につき 1,000 円助成、H20 36 回、H21 24 回、H22 12 回上限</p>
21. 1. 1	<p>産科医療補償制度が実施され、出産育児一時金に 3 万円を加算 (産科医療補償制度下)38 万円、(その他)35 万円</p> <p>資格者証及び短期被保険者証の世帯に属する中学生以下の子どもに対し、6 ヶ月期間の保険証を交付(以後、継続して 6 ヶ月証を交付)</p> <p>資格者証の除外要件に、「当該資格者証の世帯の所得が、世帯員の数に応じた一定所得以下の所得である場合」を追加</p>
10. 1	<p>出産育児一時金の引上げ(産科医療補償制度下)38→42 万円、(その他)35→39 万円</p>
22. 3. 23	<p>清武町との合併</p>
4. 1	<p>保険税改定 (医療分)所得割 7.3→8.7%、均等割 21,500→23,400 円、平等割 22,600→23,000 円、 課税限度額 45→50 万円</p> <p>(後期分)所得割 1.9→2.1%、均等割 5,500→6,100 円、平等割 5,800→6,500 円、 課税限度額 11→13 万円</p> <p>(介護分)所得割 1.9→2.1%、均等割 7,500→9,000 円、平等割 5,700→6,200 円、 課税限度額 9→10 万円</p>
23. 3.	<p>第一期特定健康診査・特定保健指導実施計画の中間評価及び見直し</p>
4. 1	<p>はり・きゅう・あんま施術規則一部改正 (1)施術料負担金の変更(1 術 1,200→1,100 円、2 術 1,500→1,400 円に引下げ) (2)団体に所属せず、施術所を有し、はり師免許等を有する者も、施術担当者として指定</p>

年月日	内 容
平成 24. 4. 1	保険税改定 (医療分)課税限度額 50→51 万円 (後期分)課税限度額 13→14 万円 (介護分)課税限度額 10→12 万円 機構改革により国保収納課を新設
10. 1	2 ヶ月証以下の短期保険証の廃止
25. 3	第二期特定健康診査・特定保健指導実施計画策定
4. 1	国民健康保険制度の改正 国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯のうち、国民健康保険の加入者が一人になった世帯(特定世帯)の世帯別平等割の配慮として、最初の 5 年間 2 分の 1 軽減する現行措置に加え、その後 3 年間「特定継続世帯」として 4 分の 1 軽減
26. 4. 1	保険税改定 (医療分)所得割 8.7→9.9%、均等割 23,400→28,600 円、平等割 23,000→21,600 円、 (後期分)所得割 2.1→2.6%、均等割 6,100→7,900 円、平等割 6,500→5,900 円、 課税限度額 14→16 万円 (介護分)所得割 2.1→2.7%、均等割 9,000→10,300 円、平等割 6,200→5,500 円、 課税限度額 12→14 万円 70～74 歳(一般分)一部負担金特例措置の終了(S19.4.1 までに生まれた人は特例措置継続) 保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×24.5 万円)以下 (2 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×45 万円)以下
6. 1	国保税徴収嘱託員 30→26 名に減員
27. 1. 1	70～74 歳(現役並み所得者)一部負担金割合判定方法の追加 H27 年 1 月以降、新たに 70 歳となる人が同一世帯にいる 70～74 歳の人で、合計所得金額(基礎控除後)が 210 万円以下の場合は、1 割又は 2 割負担 出産育児一時金制度の見直し※総支給額は変更なし 出産育児一時金の引上げ 39→40.4 万円、加算額の引下げ 3→1.6 万円 70 歳未満の高額療養費自己負担限度額の改正 (上位所得)所得 901 万円超 252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%(多数回:140,100 円) 所得 600～901 万円 167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%(多数回:93,000 円) (一般)所得 210～600 万円以下 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%(多数回:44,400 円) 所得 210 万円以下 57,600 円(多数回:44,400 円) 70 歳未満の高額介護合算療養費自己負担限度額の改正 平成 26 年 8 月分～ (上位所得)所得 901 万円超 176 万円、所得 600～901 万円 135 万円 (一般)所得 210～600 万円以下 67 万円、所得 210 万円以下 63 万円 平成 27 年 8 月分～ (上位所得)所得 901 万円超 212 万円、所得 600～901 万円 141 万円 (一般)所得 210～600 万円以下 67 万円、所得 210 万円以下 60 万円 国民健康保険税の減免に関する規則の一部改正(前年中所得からの減少割合 5/10→7/10)
27. 3	宮崎市保健事業実施計画(データヘルス計画)策定
27. 4. 1	保険税改定 (医療分)課税限度額 51→52 万円 (後期分)課税限度額 16→17 万円 (介護分)課税限度額 14→16 万円 保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×26 万円)以下 (2 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×47 万円)以下
6. 1	国保税徴収嘱託員 26→20 名に減員

年月日	内 容
平成 27. 9. 24	新システム導入によりコンビニエンスストア利用可能納付書拡大
28. 4. 1	<p>保険税改定 (医療分)課税限度額 52→54 万円 (後期分)課税限度額 17→19 万円 保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減) (33 万円+(被保険者数(擬主除く)×26.5 万円)以下 (2 割軽減) (33 万円+(被保険者数(擬主除く)×48 万円)以下 入院時食事療養費標準負担額の改定 (市民税課税世帯)260→360 円/食に引上げ ※指定難病患者、小児慢性特定疾病患者及び精神病床に 1 年以上継続して入院している人は 据え置き</p>
6. 1	国保税徴収嘱託員 20→18 名に減員
29. 4. 1	<p>保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減) (33 万円+(被保険者数(擬主除く)×27 万円)以下 (2 割軽減) (33 万円+(被保険者数(擬主除く)×49 万円)以下 国保税徴収嘱託員 18→17 名に減員</p>
8. 1	国民健康保険法一部改正
30. 1. 4	<p>(1)高額療養費制度 70～75 歳未満の自己負担限度額の引上げ 平成 29 年 8 月診療分～平成 30 年 7 月診療分 (現役並み所得者) 限度額 ・ 外来 57,000 円 ・ 外来+入院 80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% (多数回該当 44,000 円) (一般) 限度額 ・ 外来 14,000 円 (年間 14 万 4 千円上限) ・ 外来+入院 57,600 円 (多数回該当 44,400 円) (低所得者Ⅱ) 限度額 ・ 外来 8,000 円 ・ 外来+入院 24,000 円 (低所得者Ⅰ) 限度額 ・ 外来 8,000 円 ・ 外来+入院 15,000 円</p>
4. 1	<p>ページー収納開始 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 国民健康保険法施行令 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令 国保都道府県単位化施行 国民健康保険税条例一部改正 (口座振替の原則化) 保険税改定 (医療分)所得割 9.9→7.4%、均等割 28,600→23,500 円、平等割 21,600→16,600 円、 課税限度額 54→58 万円 (後期分)所得割 2.6→3.0%、均等割 7,900→9,200 円、平等割 5,900→6,500 円 (介護分)所得割 2.7→2.3%、均等割 10,300→9,300 円、平等割 5,500→4,800 円 保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減) (33 万円+(被保険者数(擬主除く))×27.5 万円)以下 (2 割軽減) (33 万円+(被保険者数(擬主除く)×50 万円)以下</p>

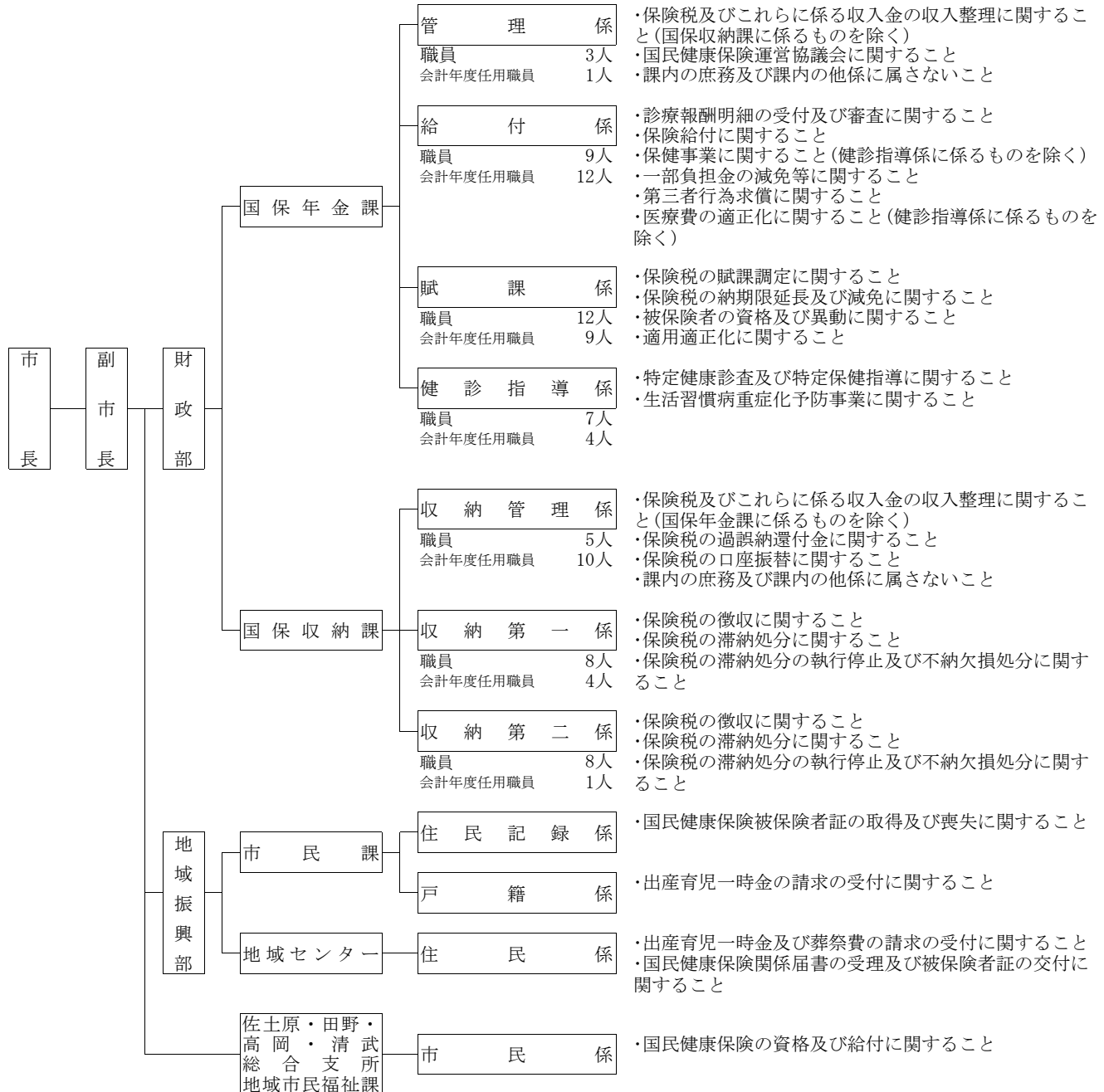
年月日	内 容
平成 30. 6. 1 8. 1	<p>国保税徴収嘱託員 17→13 名に減員</p> <p>高額療養費制度 70 歳～75 歳未満の被保険者の自己負担限度額変更 平成 30 年 8 月診療分～ (現役並み所得者Ⅰ) 限度額 ・外来及び外来+入院 80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% (多数回該当 44,400 円)</p> <p>(現役並み所得者Ⅱ) 限度額 ・外来及び外来+入院 167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% (多数回該当 93,000 円)</p> <p>(現役並み所得者Ⅲ) 限度額 ・外来及び外来+入院 252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% (多数回該当 140,100 円)</p> <p>(一般) 限度額 ・外来 18,000 円</p>
31. 1. 4 4. 1	<p>PayB(ペイビー) 収納開始</p> <p>保険税改定 (医療分)課税限度額 58→61 万円 保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く)×28 万円)以下 (2 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く)×51 万円)以下 はり・きゅう・あんま施術規則一部改正 施術料負担金の変更(1 術 1,100 円、2 術 1,400 円→1 回 1,200 円に変更)</p>
令和元. 6. 1	<p>国保税徴収嘱託員 13→11 名に減員</p> <p>特定健診自己負担無料化の実施</p>
2. 4. 1	<p>国保税徴収員 11→10 名に減員</p> <p>保険税改定 (医療分)所得割 7.4→8.7%、均等割 23,500→27,000 円、平等割 16,600→19,800 円、 課税限度額 61→63 万円 (後期分)均等割 9,200→9,100 円、平等割 6,500→6,600 円 (介護分)所得割 2.3→2.2%、均等割 9,300→9,100 円、平等割 4,800→5,000 円 課税限度額 16→17 万円 保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×28.5 万円)以下 (2 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く)×52 万円)以下</p>
4. 20	<p>国民健康保険税条例一部改正(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p>
6. 26	<p>国民健康保険税の減免に関する規則一部改正(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険税の減免)</p>
9	<p>特定健診受診勧奨事業の実施</p>
3. 1. 1	<p>地方税法施行令改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除額の 10 万円引き上げ(33 万円→43 万円) ・給与所得控除額及び公的年金控除額の 10 万円引き下げ <p>国民健康保険税条例一部改正(保険税軽減措置の判定基準額の改定) (7 割軽減)(43 万円)+10 万円×(給与所得者等の数 ※ -1) (5 割軽減)(43 万円)+28.5 万円×被保険者数+10 万円×(給与所得者等の数 ※ -1) (2 割軽減)(43 万円)+52 万円×被保険者数+10 万円×(給与所得者等の数 ※ -1) ※一定の給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の合計数</p>
1. 18	<p>国保収納課が第二庁舎 3 階に移転</p>
3. 31	<p>宮崎市国民健康保険事業方針を策定</p>

年月日	内 容
令和3. 3. 31 8. 30	第2期宮崎市保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価及び見直し 窓口案内表示システムの運用開始（国保年金課）
4. 1. 1 4. 1	国民健康保険条例一部改正（出産育児一時金の改正） 産科医療補償制度の掛金が16,000円から12,000円に引き下げられたのに合わせ、 404,000円から408,000円に増額（合計は420,000円に変更無し） 地方税法施行令改正 保険税改定 （医療分）課税限度額63→65万円 （後期分）課税限度額19→20万円 未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を10分の5に減額 スマートフォン決済サービス（PayPay, LINEPay）収納開始
5. 1. 4 4. 1	宮崎市 Web 口座振替受付サービス開始 国保税徴収員10→6名に減員 保険税改定 （後期分）課税限度額20→22万円 保険税（均等割・平等割）軽減措置の対象拡大 （5割軽減）43万円+29万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数 ※ -1） （2割軽減）43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数 ※ -1） ※一定の給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の合計数 国民健康保険条例一部改正（出産育児一時金の改正） 408,000円から488,000円に増額（産科医療補償制度掛金12,000円 合計500,000円）

2 宮崎市国民健康保険事業の事務機構

(令和5年4月1日時点)

(所掌事務)



3 宮崎市国民健康保険運営協議会

(1) 国民健康保険運営協議会委員

任期 令和7年5月31日まで

区 分	委員氏名 (敬称略)	役 職 等	備 考
被保険者代表 (1号委員)	長 友 睦 子	宮崎市地域婦人会連絡協議会	
	中 原 ゆみ子	JA 宮崎中央女性部	
	徳 田 俊 博	宮崎市消防団 副団長	
	熊 本 桂 三	宮崎市商店街振興組合連合会 理事	
保険医又は保険 薬剤師代表 (2号委員)	田 中 宏 幸	宮崎市郡医師会 理事	
	玉 置 昇	宮崎市郡医師会 理事	
	濱 田 眞 人	宮崎市郡歯科医師会 副会長	
	清 藤 誠	宮崎市郡薬剤師会 副会長	
公益代表 (3号委員)	倉 真 一	宮崎公立大学 准教授	
	中 村 千穂子	宮崎県立看護大学 准教授	
	宮 本 広 志	宮崎県弁護士会 弁護士	
	上 村 哲 也	宮崎市社会福祉協議会 常務理事	

令和5年7月1日時点

(2) 令和4年度運営協議会等の開催実績（全て書面開催）

① 第1回運営協議会

開催日 令和4年8月10日～24日

議 事

【審議事項】

- ・令和3年度 宮崎市国民健康保険特別会計決算について

② 第2回運営協議会

開催日 令和5年2月3日～2月17日

議 事

【審議事項】

- ・令和4年度 宮崎市国民健康保険特別会計3月補正予算（案）について
- ・令和5年度 宮崎市国民健康保険特別会計当初予算（案）について
- ・宮崎市国民健康保険条例の一部改正（案）について
- ・宮崎市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

【報告事項】

- ・宮崎市国民健康保険事業方針の取組における事業進捗状況について

国民健康保険事業状況報告書（事業年報） A 表
（令和 4 年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

事業開始年月日	
---------	--

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	999,999,999,999円	20,000円	999,999,999,999円	0円	0円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	53,992					
被保険者数	総数	80,784	2,441	35,531	20,400	964
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	80,784	2,441	35,531	20,400	964

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	55,545					
被保険者数	総数	83,811	2,350	37,228	21,316	1,027
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	83,811	2,350	37,228	21,316	1,027

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	25,399	26,236
介護保険第2号世帯数	21,732	22,368

	年度平均
標準負担額の減額状況	3,752

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	4,585	4,432
特定継続世帯数	543	651

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	35

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入		社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
			(再掲) 他県からの転入						
	本年度中減	転 出		社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
			(再掲) 他県への転出						
		2,285	1,793	11,841	201	289	6	1,800	16,422
		2,199	1,392	9,327	412	615	5,226	2,578	20,357

本年度末現在	専 任	兼 任	計
事務職員数	34	17	51

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

備考		作成者 氏名	川野 美加子
----	--	-----------	--------

様式 14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

収入				支出					
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
		円	円	円			円	円	円
保険料 △税 ▽	一般被保 険者分	医療給付費分	5,337,538,283		給 付 費	総 務 費		610,101,364	
		後期高齢者支援金分	1,796,370,466	1,796,370,466		一 般 被 保 険 者 分	療養給付費	24,922,205,884	
		介護納付金分	561,192,220				療 養 費	186,471,875	
		一般被保険者分計	7,695,100,969	1,796,370,466			小 計	25,108,677,759	
		医療給付費分	1,376,743				高額療養費	3,735,813,855	
	後期高齢者支援金分	372,305	372,305	高額介護合算療養費	4,053,730				
	退職被保 険者分	介護納付金分	277,083		移 送 費	0			
		退職被保険者等分計	2,026,131	372,305	出産育児諸費	116,737,369			
		計	7,697,127,100	1,796,742,771	葬 祭 諸 費	11,140,000			
					育 児 諸 費	0			
				そ の 他	5,519,168				
国 庫 支 出 金		25,000		一般被保険者分計	28,981,941,881				
都道府県支出金 △交付金 ▽	保険給付費等交付金(普通交付金)	28,838,722,634		退 職 被 保 険 者 等 分	療養給付費	15,603			
	保険者努力支援分	162,485,000			療 養 費	0			
	特別調整交付金分	269,026,883			小 計	15,603			
	都道府県繰入金(2号分)	144,761,000			高額療養費	0			
	特定健康診査等負担金	79,222,000			高額介護合算療養費	0			
	保険給付費等交付金(特別交付金)計	655,494,883			移 送 費	0			
	財政安定化基金交付金	0			退職被保険者等分計	15,603			
	そ の 他	0			審査支払手数料	74,189,257			
	計	29,494,217,517			計	29,056,146,741			
	連 合 会 支 出 金	0			国 民 健 康 保 険 費 納 付 金	医療給付費分	7,722,280,807		
保険基盤安定(保険料(税)軽減分)	1,705,374,010	398,847,410	118,845,920	一般被保険者分		7,722,280,807			
保険基盤安定(保険者支援分)	880,188,893	207,153,528	58,698,776	退職被保険者等分		0			
未就学児均等割保険料(税)	26,319,890	6,634,688		医療給付費分計		7,722,280,807			
職員給与費等	565,367,535			一般被保険者分		2,361,108,819	2,361,108,819		
出産育児一時金等	77,825,013			退職被保険者等分		0	0		
財政安定化支援事業	673,607,000			後期高齢者支援金等分計		2,361,108,819	2,361,108,819		
そ の 他	201,348,000			介護納付金分		933,599,287	933,599,287		
計	4,130,030,341	612,635,626	177,544,696	計		11,016,988,913	2,361,108,819		
直 診 勘 定 繰 入 金	0			財政安定化基金拠出金		0			
そ の 他 の 収 入	95,852,444			保 健 事 業 費	72,192,040				
				特定健康診査等事業費	182,162,905				
				健康管理センター事業費	0				
				計	254,354,945				
				保険給付費等交付金償還金	29,803,510				
				直 診 勘 定 繰 出 金	1,100,000				
				そ の 他 の 支 出	33,706,278	0			
				小 計 (単 年 度 支 出) B	41,002,201,751	2,361,108,819			
				単 年 度 収 支 差 (A-B)	415,050,651	48,269,578			
						-194,585,288			

基金繰入金 C	0		基金積立金 F	587,755	
繰越金 D	63,421,879		前年度繰上充用金 G	0	
市町村債 E	0		公債費 H	0	
うち財政安定化基金貸付金	0		うち財政安定化基金償還金	0	
収入合計 (A+C+D+E)	41,480,674,281		支出合計 (B+F+G+H)	41,002,789,506	
			収支差引残(収入合計-支出合計)	477,884,775	
			うち次年度への繰越金 I	57,884,775	
			うち基金積立金 J	420,000,000	

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	2,546,692,089	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	587,755		
収支差引残のうち基金積立金 J	420,000,000		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	2,967,279,844		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産		金額(円)	負 債 及 び 純 資 産		金額(円)
科 目			科 目		
基金保有額	a	2,967,279,844	繰上充用金(当年度赤字額)	e	0
次年度への繰越金	b	57,884,775	市町村債残高	f	0
貸付金等	c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	g	0
その他の資産	d	0	その他の負債	g	0
資産合計 (a+b+c+d)		3,025,164,619	負債合計 (e+f+g)		0
			純資産(資産合計-負債合計)		3,025,164,619

備考	作成者氏名	川野 美加子
----	-------	--------

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村)
(令和4年度)

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

○経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	7,849,785,100	7,307,842,584	12,205,800	622,800	541,319,716	186,000
	滞納繰越分	2,312,019,222	374,870,285	182,300	226,000,577	1,711,148,360	0
	計	10,161,804,322	7,682,712,869	12,388,100	226,623,377	2,252,468,076	186,000

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
一般被保険者分	療養給付費	計	24,896,381,347	24,922,205,884	25,062,046	762,491	0
		現年度分(再掲)	24,896,381,347	24,922,205,884	25,062,046	762,491	0
	療養費	計	186,166,573	186,471,875	279,959	25,343	0
		現年度分(再掲)	186,166,573	186,471,875	279,959	25,343	0
	高額療養費	3,730,767,984	3,735,813,855	4,794,157	251,714	0	
	高額介護合算療養費	4,053,730	4,053,730	0	0	0	
	移送費	0	0	0	0	0	
	その他の保険給付費	133,396,537	133,396,537	-966,673	966,673	0	

4. 市町村標準保険料(税)率

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
6.56	0.00	27,967	18,952

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.45	0.00	10,165	6,888

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.52	0.00	12,977	6,595

5. 備考

収 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
93.10%	16.21%	75.61%
備考		
	作成者氏名	川野 美加子

入力完了日:2023.07.03-11:17:34

印刷日:2023.07.06-14:20:59

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 7,153,481	千円 1,187,680	千円 19,685	千円 240	千円 8,438	千円 507,193	①増・2減	千円 9,687	千円 5,439,932	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 3,763,963	千円 0	千円 2,309,953	千円 1,079,565	% 8.70	% 0.00	円 27,000	円 19,800		
52.62%	0.00%	32.29%	15.09%						
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数							千円 650
千円 43,263,947	千円 0	56,783	35,791	2,626	10	467	791	86,307	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備考	作成者 氏名	川野 美加子
----	-----------	--------

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	---------------------

保険料 の別 保険税	(1)	(2)	保険料（税） 賦課方式		(1)	(2)	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税	4方式	3方式	4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 2,436,305	千円 398,847	千円 6,634	千円 81	千円 2,836	千円 195,391	①増・2減	千円 2,396	千円 1,834,912		
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 1,297,910	千円 0	千円 778,540	千円 359,855	% 3.00	% 0.00	円 9,100	円 6,600			
53.27 %	0.00 %	31.96 %	14.77 %							
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数								千円 200
千円 43,263,682	千円 0	56,783	35,791	2,626	10	467	975	86,307		
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他			

備考		作成者 氏名	川野 美加子
----	--	-----------	--------

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	---------------------

保険料 の別 保険税	(1)	(2)	保険料（税） 賦課方式		(1)	(2)	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10	
	料	税	4方式	3方式	4方式	3方式	2方式	その他			
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額			
千円 751,025	千円 118,845	千円 0	千円 16	千円 282	千円 54,092	1増・(2)減	千円 2,850	千円 574,940			
保険料（税）算定額内訳					料（税）率						
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 390,437	千円 0	千円 245,763	千円 114,825	% 2.20	% 0.00	円 9,100	円 5,000				
51.99%	0.00%	32.72%	15.29%								
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額		
所得割	資産割	世帯数								千円 170	
千円 17,747,175	千円 0	22,965	13,619	0	5	70	353	27,007			
所得割の 算定基礎	(1) 課税総所得金額 (基礎控除)		(2) 課税総所得金額 (各種控除)		(3) 市町村民税の所得割額		(4) 市町村民税額等		(5) その他		
資産割の 算定基礎	(1) 固定資産税額等		(2) 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				(3) その他				

備 考	作成者	川野 美加子
	氏名	

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）

（令和 4 年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,466,055	33,885,989,526	24,896,293,247	7,675,507,212	1,314,189,067
食事療養・生活療養（再掲）	19,987	609,052,762	363,119,225	240,473,432	5,460,105
食事療養・生活療養	40		88,100	-88,100	0
療養費等					
診療費	1,016	22,376,558	15,964,237	6,412,321	0
補装具	1,084	34,602,924	25,626,709	8,976,215	0
柔道整復師	26,122	155,277,695	113,070,596	42,207,099	0
アンマ・マッサージ	856	25,124,665	18,303,481	6,821,184	0
ハリ・キウウ	1,650	17,872,368	13,055,202	4,817,166	0
その他	1	209,069	146,348	62,721	0
小計	30,729	255,463,279	186,166,573	69,296,706	0
海外療養費（再掲）	5	103,414	72,389	31,025	0
移送費	0	0	0	0	0
計	1,496,824	34,141,452,805	25,082,547,920	7,744,715,818	1,314,189,067

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	869,897	19,665,082,144	14,908,138,493	4,454,070,248	302,873,403
食事療養・生活療養（再掲）	11,814	332,248,461	189,868,469	139,983,762	2,396,230
食事療養・生活療養	19		41,000	-41,000	0
療養費等					
療養費	14,053	118,855,794	90,368,570	28,487,224	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	883,969	19,783,937,938	14,998,548,063	4,482,516,472	302,873,403

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	537,794	12,060,205,942	9,602,289,774	2,338,219,429	119,696,739
食事療養・生活療養（再掲）	7,432	207,636,041	120,236,043	85,793,778	1,606,220
食事療養・生活療養	6		12,900	-12,900	0
療養費等					
療養費	8,105	71,816,190	57,443,198	14,372,992	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	545,905	12,132,022,132	9,659,745,872	2,352,579,521	119,696,739

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	26,423	572,624,552	398,058,013	167,370,883	7,195,656
食事療養・生活療養（再掲）	330	7,212,712	2,269,712	4,912,180	30,820
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	430	3,368,661	2,357,991	1,010,670	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	26,853	575,993,213	400,416,004	168,381,553	7,195,656

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	42,614	540,127,436	431,344,874	19,922,938	88,859,624
食事療養（再掲）	202	1,901,246	763,936	758,265	379,045
食事療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	157	2,819,364	2,255,482	563,882	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	42,771	542,946,800	433,600,356	20,486,820	88,859,624

備考		作成者 川野 美加子 氏名
----	--	------------------

チェック完了日: 2023.07.03-11:17:34

印刷日: 2023.07.06-14:19:32

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（令和 4年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	件数	5,919	32,853	6,442	5,222	10,848	8,424	5,094	74,802	33,364
	高額療養費(円)	100,506,429	217,699,435	656,690,107	491,089,994	1,418,480,847	275,622,310	570,678,862	3,730,767,984	3,273,455,148
(再掲)前期高齢者分	件数	3,164	31,718	2,744	2,265	7,587	7,714	2,636	57,828	
	高額療養費(円)	46,290,472	187,871,224	272,446,586	205,485,856	915,336,753	229,213,998	188,810,114	2,045,455,003	
(再掲)70歳以上一般分	件数	1,766	30,967	542	923	5,441	7,163	2,036	48,838	
	高額療養費(円)	11,783,072	168,408,067	39,501,854	69,892,070	553,207,501	196,502,293	87,593,908	1,126,888,765	
(再掲)70歳以上現役並み所得者分	件数	104	174	80	26	140	20	38	582	
	高額療養費(円)	5,060,245	4,022,359	8,682,198	2,502,961	24,726,819	1,286,919	6,298,183	52,579,684	
(再掲)未就学児分	件数	36	70	14	0	69	2	56	247	
	高額療養費(円)	518,116	2,959,555	761,070	0	3,375,210	2,444	13,719,348	21,335,743	
長期高額特定疾病該当者数								435人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	170
給付額(円)	4,053,730

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	279	557	0	0	0	836
給付額(円)	116,936,000	11,140,000	0	0	0	128,076,000

備考		作成者 氏名	川野 美加子
----	--	-----------	--------

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）
（令和 4年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	21,114 ^件	342,800 ^日	12,147,788,167 ^円
	入院外	750,911	1,182,649	12,467,949,375
	歯科	156,016	275,020	2,212,249,133
	小計	928,041	1,800,469	26,827,986,675
調剤		529,970	(621,443枚)	5,846,566,369
食事療養・生活療養		(19,987)	(923,174回)	609,052,762
訪問看護		8,044	50,799	602,383,720
合計		1,466,055	1,851,268	33,885,989,526

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	12,406 ^件	187,062 ^日	7,259,516,625 ^円
	入院外	450,006	708,319	7,144,178,828
	歯科	86,174	154,906	1,228,523,912
	小計	548,586	1,050,287	15,632,219,365
調剤		319,107	(368,230枚)	3,509,745,038
食事療養・生活療養		(11,814)	(497,872回)	332,248,461
訪問看護		2,204	15,620	190,869,280
合計		869,897	1,065,907	19,665,082,144

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	7,827 ^件	117,625 ^日	4,594,099,498 ^円
	入院外	279,394	440,384	4,256,260,829
	歯科	51,315	92,850	736,290,922
	小計	338,536	650,859	9,586,651,249
調剤		197,929	(228,062枚)	2,155,861,262
食事療養・生活療養		(7,432)	(311,696回)	207,636,041
訪問看護		1,329	9,066	110,057,390
合計		537,794	659,925	12,060,205,942

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	346 ^件	4,193 ^日	201,657,450 ^円
	入院外	13,680	21,380	222,766,180
	歯科	2,738	4,853	36,799,720
	小計	16,764	30,426	461,223,350
調剤		9,627	(10,971枚)	102,825,380
食事療養・生活療養		(330)	(10,618回)	7,212,712
訪問看護		32	98	1,363,110
合計		26,423	30,524	572,624,552

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	315 ^件	1,987 ^日	155,560,650 ^円
	入院外	21,688	30,623	270,013,540
	歯科	3,062	3,769	29,607,150
	小計	25,065	36,379	455,181,340
調剤		17,443	(23,519枚)	76,298,140
食事療養		(202)	(2,931回)	1,901,246
訪問看護		106	490	6,746,710
合計		42,614	36,869	540,127,436

備考	作成者 川野 美加子 氏名
----	------------------

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和 4 年度)

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出		
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)	
保険料 (税) 医療給付費分	1,376,743	医 療 給 付 費	療養給付費	15,603
保険給付費等交付金 (普通交付金)	-10,150		療養費	0
その他の収入	506,478		小 計	15,603
合 計	1,873,071		高額療養費	0
			高額介護合算療養費	0
			移送費	0
			計	15,603
		国民健康保険事業費納付金 (医療給付費分)	0	
		その他の支出	0	
		前年度繰上充用金	0	
		合 計	15,603	

2. 保険料 (税) 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	9,225,249	2,026,131	0	2,716,187	4,482,931	0
計	9,225,249	2,026,131	0	2,716,187	4,482,931	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	-70,150	15,603	85,753	0	0
	現年度分 (再掲)	-70,150	15,603	85,753	0	0
療養費	計	0	0	0	0	0
	現年度分 (再掲)	0	0	0	0	0
高額療養費		0	0	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

収納率	現年分	滞納繰越分	計			
		0.00%	21.96%	21.96%		
備考					作成者氏名	川野 美加子

チェック完了日: 2023.07.03-11:17:34

印刷日: 2023.07.06-14:19:34

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和 4 年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	(1)増・2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳								
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %					
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割	世帯数						
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備 考		作成者	川野 美加子
		氏 名	

チェック完了日: 2023.07.03-11:17:34

印刷日: 2023.07.06-14:19:34

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和 4 年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	①増・2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳								
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備 考	作成者 氏名	川野 美加子
--------	-----------	--------

チェック完了日: 2023.07.03-11:17:34

印刷日: 2023.07.06-14:19:35

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 4年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件 -2	円 -107,001	円 -70,150	円 -36,851	円 0
食事療養（再掲）	-1	-49,149	-29,650	-19,499	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
診療費	0	0	0	0	0
補装具	0	0	0	0	0
柔道整復師	0	0	0	0	0
アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	-2	-107,001	-70,150	-36,851	0

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数							0人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備考		作成者 氏名	川野 美加子
----	--	-----------	--------

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）
 退職者医療にかかる医療給付状況
 （令和 4年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4 5 - 0 0 1

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	件 -1	日 -28	円 -43,352	件 0	日 0	円 0
	入院外	0	0	0	-1	-1	-14,500
	歯科	0	0	0	0	0	0
	小計	-1	-28	-43,352	-1	-1	-14,500
	調剤	0	(0 枚)	0	0	(0 枚)	0
	食事療養	(-1)	(-75 回)	-49,149	(0)	(0 回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	-1	-28	-92,501	-1	-1	-14,500

(2) 未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	件 0	日 0	円 0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	(0 枚)	0
	食事療養	(0)	(0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	川野 美加子
----	--	-----------	--------

5 関係条例規則等 宮崎市国民健康保険条例

昭和 34 年 3 月 16 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、宮崎市が国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づいて行う国民健康保険について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び委員の定数)

第 2 条 国民健康保険法第 11 条第 2 項の規定により市に置かれる国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、宮崎市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の委員の定数は、次に定めるとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 4 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人
- (3) 公益を代表する委員 4 人

(被保険者とししない者)

第 3 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

(出産育児一時金)

第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として 48 万 8,000 円を支給する。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると市長が認めるときは、これに 1 万 2,000 円を加算した額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第 5 条 被保険者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対して葬祭費として 2 万円を支給する。

(保健事業)

第 6 条 市は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業、被保険者の療養環境の向上のために必要な事業及び病院の設置その他の保険給付のために必要な事業を行う。

(国民健康保険税)

第 7 条 市は、世帯主に対して別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

(罰則)

第 8 条 世帯主が、国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。

第 9 条 世帯主又は世帯主であつた者が、正当の理由なしに国民健康保険法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。

第 10 条 偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（過料にあつては、当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する。

第 11 条 前 3 条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前 3 条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

(その他の事項)

第 12 条 この条例に規定するもののほか、国民健康保険の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 34 年 1 月 1 日から適用する。ただし被保険者の資格に関しては国民健康保険法第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず昭和 34 年 3 月 31 日まではなお従前の例による。
(条例の廃止)
- 2 宮崎市国民健康保険条例（昭和 23 年条例第 59 号）は廃止する。
(佐土原町等の編入に伴う経過措置)
- 3 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3 町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に、給付事由の生じた 3 町の被保険者に係る保険給付については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ佐土原町国民健康保険条例（昭和 35 年佐土原町条例第 8 号）、田野町国民健康保険条例（昭和 34 年田野町条例第 7 号）及び高岡町国民健康保険条例（昭和 34 年高岡町条例第 6 号）（以下「3 町条例」という。）の例による。
- 4 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ 3 町条例の例による。
(清武町の編入に伴う経過措置)
- 5 清武町の編入の日前に、給付事由の生じた同町の被保険者に係る保険給付については、この条例の規定にかかわらず、清武町国民健康保険条例（昭和 39 年清武町条例第 36 号）の例による。
- 6 清武町の編入の日前にした行為に対する罰則の適用については、清武町国民健康保険条例の例による。
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)
- 7 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。
- 8 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 9 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)
- 10 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる被保険者に係る傷病手当金は、当該給与等の全部又は一部を受けることができる期間は、支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が附則第 8 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 11 前項に規定する被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 12 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。
(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に関する特例の適用)

13 前6項の規定は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に傷病手当金の支給を始めるものについて適用する。(令和2年4月規則第64号(最終改正:令和4年規則第25号)で、規則で定める日は同4年6月30日とする。)

附 則(昭和35年4月1日条例第9号)

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和36年3月24日条例第6号)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年3月20日条例第7号)

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。ただし、第4条を改正する規定は、昭和37年12月1日から適用する。

附 則(昭和38年3月18日条例第7号)

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年1月6日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年3月23日条例第13号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月30日条例第18号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月19日条例第13号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年9月29日条例第30号)

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年12月25日条例第55号)

1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

2 改正前の宮崎市国民健康保険条例の規定に基づく昭和47年12月31日までの医療受診に係る高齢者給付付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年3月30日条例第18号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第5条の2の改正規定は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日以後の診療分から適用する。

附 則(昭和50年7月14日条例第34号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

2 改正前の条例に基づいて、すでに支給された昭和50年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払とみなす。

附 則(昭和50年12月25日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月29日条例第9号)

1 この条例は、昭和52年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この条例による改正後の宮崎市国民健康保険条例第5条の規定は、施行日以後に生じた死亡に係る保険給付から適用し、同日前に生じた死亡に係る保険給付については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年10月19日条例第52号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

2 改正前の条例に基づいて、すでに支給された昭和52年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払とみなす。

附 則(昭和53年3月31日条例第4号)

1 この条例は、昭和53年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この条例による改正後の宮崎市国民健康保険条例第5条の規定は、施行日以後に生じた死亡に係る保険給付から適用し、同日前に生じた死亡に係る保険給付については、なお従前の例による。

附 則(昭和53年6月27日条例第27号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の宮崎市国民健康保険条例第4条第2項の規定は、この条例の施行の日から6月を経過した日以降の出産から適用する。
附則（昭和55年3月27日条例第13号）
- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の出産に係る助産費の額については、なお従前の例による。
附則（昭和56年6月30日条例第34号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（昭和57年3月29日条例第14号）
- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第4条の規定は、昭和57年3月1日から適用する。
- 2 改正前の条例に基づいて、既に支給された昭和57年3月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払いとみなす。
附則（昭和57年12月21日条例第44号）
- 1 この条例は、昭和58年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第8条及び第9条の規定は、施行日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（昭和59年12月19日条例第35号抄）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附則（昭和60年7月4日条例第25号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（昭和62年7月24日条例第25号）
- 1 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（昭和63年12月16日条例第37号）
- 1 この条例は、昭和64年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る助産費の支給について適用し、施行日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。
附則（平成4年3月17日条例第17号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る助産費の支給について適用し、同日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。
附則（平成6年9月30日条例第22号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。
附則（平成12年3月28日条例第30号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成17年12月20日条例第160号）
この条例は、平成18年1月1日から施行する。
附則（平成18年3月30日条例第27号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 27 日条例第 71 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 12 月 22 日条例第 56 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日条例第 17 号）

この条例中第 3 条の 2 第 2 項の改正規定は平成 21 年 4 月 1 日から、第 2 条第 4 号を削る改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 30 日条例第 45 号）

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 25 日条例第 101 号）

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日条例第 25 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 25 日条例第 112 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 24 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 20 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 23 日条例第 62 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日条例第 32 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

宮崎市国民健康保険規則

昭和 57 年 3 月 23 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「法施行規則」という。）及び宮崎市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項について、審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項

(委員の任命)

第 3 条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

(会長)

第 4 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、その諮問又は請求のあった日から 7 日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、条例第 2 条各号に掲げる委員の各 1 人以上を含む過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第 6 条 議長は、会議録を作成し、会議に出席した 2 人の委員とともに署名しなければならない。

(報告)

第 7 条 会長は、会議を開いたときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第 8 条 第 4 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

(被保険者の資格等に係る添付書類等)

第 9 条 法施行規則第 3 条の届書には、当該被保険者の資格取得の事実が確認できる場合を除き、法第 6 条各号のいずれにも該当しなくなった旨を証する書類を添付しなければならない。

第 10 条 法施行規則第 5 条第 1 項の届書には、当該被保険者の修学する学校の在学又は入学を確認できる書類を添付しなければならない。

第 11 条 法施行規則第 5 条の 2 第 1 項の届書には、当該被保険者に係る施設入所等を証する書類を添付しなければならない。

第 12 条 法施行規則第 7 条第 1 項の規定により再交付するときは、被保険者証の表面上部に、再交付の押印を行うものとする。

第 13 条 法施行規則第 13 条の届書には、法第 6 条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付し、又は提示しなければならない。

(被保険者証の更新)

第 14 条 法施行規則第 7 条の 2 第 1 項の規定による被保険者証の更新は、毎年 8 月 1 日に行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
(宮崎市国民健康保険運営協議会規則の廃止)
- 2 宮崎市国民健康保険運営協議会規則（昭和 36 年規則第 1 号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に協議会の委員である者は、この規則の規定により協議会の委員に委嘱されたものとみなす。
(佐土原町等の編入に伴う経過措置)
- 4 佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日前に、佐土原町国民健康保険給付規則（昭和 47 年佐土原町規則第 13 号）、田野町国民健康保険の給付に関する規則（昭和 53 年田野町規則第 14 号）及び高岡町国民健康保険の給付に関する規則（昭和 49 年高岡町規則第 22 号）の規定によりされた申請、通知その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成 2 年 3 月 29 日規則第 5 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 26 日規則第 16 号）

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成 13 年 12 月 18 日規則第 31 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある被保険者証の更新については、改正後の宮崎市国民健康保険規則第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 9 月 4 日規則第 53 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条、第 13 条、第 17 条及び様式第 4 号の改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある被保険者証の更新については、改正後の宮崎市国民健康保険規則第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 3 号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 18 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日規則第 119 号）

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 25 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎市国民健康保険税条例

昭和35年4月1日条例第4号

(納税義務者)

第1条 国民健康保険税(以下「保険税」という。)は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 被保険者である資格がない世帯主であつて、その世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては当該世帯主を被保険者である世帯主とみなして保険税を課する。

(課税額)

第2条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、宮崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(宮崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(宮崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主(以下「2項世帯主」という。)を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(2項世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(2項世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.7を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について2万7,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 1万9,800円

(2) 特定世帯 9,900円

(3) 特定継続世帯 1万4,850円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,600円

(2) 特定世帯 3,300円

(3) 特定継続世帯 4,950円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,000円とする。

(賦課期日)

第12条 保険税の賦課期日は、当該年度の4月1日とする。

(徴収の方法)

第13条 保険税は、第16条、第20条及び第21条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 普通徴収に係る保険税の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(納期)

第14条 普通徴収の方法によって徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月5日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 次条の規定によって課する保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

- 3 納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその分割金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。
- 4 市長は特別の事情がある場合において、第 1 項の納期により難いと認めるときは、別に納期を定めることができる。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

- 第 15 条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第 2 条第 1 項の額（第 23 条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。
- 2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第 6 条第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第 2 条第 1 項の額を課する。
 - 3 第 1 項の賦課期日後に 2 項世帯主である保険税の納税義務者が同条第 1 項の世帯主（以下次項までにおいて「1 項世帯主」という。）となった場合には、当該 1 項世帯主となった日を第 1 項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額から当該 1 項世帯主となった者を 2 項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該 1 項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
 - 4 第 1 項の賦課期日後に 1 項世帯主である保険税の納税義務者が 2 項世帯主となった場合には、当該 2 項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額を当該 2 項世帯主となった者を 1 項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該 2 項世帯主となった日（国民健康保険法第 6 条第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当することにより 2 項世帯主となった場合において、当該 2 項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の保険税の額から減額する。
 - 5 第 1 項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する国民健康保険の被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
 - 6 第 1 項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する国民健康保険の被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第 6 条第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当することにより国民健康保険の被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の保険税の額から減額する。
 - 7 第 1 項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
 - 8 第 1 項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の保険税の額から減額する。

(特別徴収)

第 16 条 当該年度の初日において、保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 89 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条第 3 項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する保険税を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2 当該年度の初日の属する年の 4 月 2 日から 8 月 1 日までの間に、保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定)

第 17 条 前条の規定による特別徴収に係る保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第 18 条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の 10 日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第 19 条 年金保険者が市長から法第 718 条の 5 第 1 項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険税の徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第 20 条 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間における法第 718 条の 2 第 2 項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税の額として、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 24 条の 36 に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税の額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第 21 条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る保険税の額として、法第 718 条の 8 第 2 項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第 16 条第 2 項に規定する特別徴収対象被保険者の保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の 8 月 2 日から 10 月 1 日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 2 日から 12 月 1 日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の 12 月 2 日からその翌年の 2 月 1 日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の 8 月 1 日から 9 月 30 日までの間

(普通徴収税額への繰入)

第22条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険税の額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第14条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合(徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当するものとする。

(保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超えるときは、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超えるときは、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超えるときは、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について1万8,900円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万3,860円

(ロ) 特定世帯 6,930円

(ハ) 特定継続世帯 1万395円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について6,370円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円

(ロ) 特定世帯 2,310円

(ハ) 特定継続世帯 3,465円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について6,370円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,500円

- (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2 項世帯主を除く。） 1 人について 1 万 3,500 円
 - ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900 円
 - (ロ) 特定世帯 4,950 円
 - (ハ) 特定継続世帯 7,425 円
 - ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2 項世帯主を除く。） 1 人について 4,550 円
 - ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300 円
 - (ロ) 特定世帯 1,650 円
 - (ハ) 特定継続世帯 2,475 円
 - ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2 項世帯主を除く。） 1 人について 4,550 円
 - ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 2,500 円

- (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 53 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2 項世帯主を除く。） 1 人について 5,400 円
- ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960 円
 - (ロ) 特定世帯 1,980 円
 - (ハ) 特定継続世帯 2,970 円
- ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2 項世帯主を除く。） 1 人について 1,820 円
- ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320 円
 - (ロ) 特定世帯 660 円
 - (ハ) 特定継続世帯 990 円
- ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2 項世帯主を除く。） 1 人について 1,820 円
- ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 1,000 円

- 2 保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 4,050円
 - ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 6,750円
 - ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 10,800円
 - ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- イ 前項第1号ハに規定する金額を減額した世帯 1,365円
 - ロ 前項第2号ハに規定する金額を減額した世帯 2,275円
 - ハ 前項第3号ハに規定する金額を減額した世帯 3,640円
 - ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 4,550円

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第23条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

(保険税の申告)

第24条 保険税の納税義務者は、4月15日まで（保険税の賦課期日後に納税義務が生じた者は、当該納税義務が生じた日から15日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者が同項ただし書に規定する者（法第317条の2第1項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(保険税の減免)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認めるものに対しては、保険税を減免する。

- (1) 貧困のため公私の生活扶助を受ける者
- (2) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 被保険者の資格を取得した日（以下この号において「資格取得日」という。）において65歳以上である者であつて、資格取得日の前日において高齢者の医療の確保に関する法律第7条第4項第1号、第2号、第4号、第5号又は第7号に該当する者（資格取得日において、同法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であつたもの（資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者に限る。）
- (4) 前3号に掲げる者を除くほか、特別の事由があるもの

- 2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 年度、納期の別及び税額
 - (2) 減免を受けようとする事由
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に掲げる者については、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条又は第3条の規定による届書の提出をもって、前項の規定による申請書の提出があったものとみなす。
- 4 第1項の規定によって保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
(宮崎市行政手続条例の適用除外)

第26条 宮崎市行政手続条例（平成8年条例第33号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、宮崎市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

- 2 宮崎市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。
(その他)

第27条 この条例に定めるほか、保険税の賦課徴収については、法令及び宮崎市税条例（昭和30年条例第23号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和35年4月1日から施行し、昭和35年度分の保険税から適用する。
(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)
- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。
(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)
- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)
- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及

び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（ ）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 23 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 23 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。
（特例適用配当等に係る保険税の課税の特例）
- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第 23 条第 1 項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 23 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。
（条約適用利子等に係る保険税の課税の特例）
- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」とする。
（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）
- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得

金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

14 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に、3町において被保険者の属する世帯の世帯主であった者で、編入日以後も引き続きこの条例の規定により保険税を課されるべき者に対する保険税の賦課徴収については、平成17年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、それぞれ国民健康保険税条例（昭和41年佐土原町条例第6号）、田野町国民健康保険税条例（昭和26年田野町条例第19号）及び高岡町国民健康保険税条例（昭和35年高岡町条例第18号）（以下「3町条例」という。）の例による。

15 編入日以後に、3町であった区域において、新たに被保険者の属する世帯の世帯主となった者に対する保険税の賦課徴収については、平成17年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、それぞれ3町条例の例による。

(清武町の編入に伴う経過措置)

16 清武町の編入の前日に、同町において被保険者の属する世帯の世帯主であった者で、同日以後も引き続きこの条例の規定により保険税を課されるべき者に対する保険税の賦課徴収については、平成21年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、清武町国民健康保険税条例（昭和38年清武町条例第20号）の例による。

17 清武町の編入の日以後に、同町であった区域において、新たに被保険者の属する世帯の世帯主となった者に対する保険税の賦課徴収については、平成21年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、清武町国民健康保険税条例の例による。

(平成22年度以後の保険税の減免の特例)

18 当分の間、平成22年度以後の第25条第1項第3号の規定による保険税の減免については、同号中「もの（資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者に限る。）」とあるのは、「もの」とする。

附 則（昭和35年12月26日条例第31号）

この条例は、昭和36年1月1日から施行する。

附 則（昭和36年12月23日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年度分の保険税から適用する。

附 則（昭和38年10月10日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和38年10月31日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年度分の保険税から適用する。

附 則（昭和39年7月10日条例第62号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年度の保険税から適用する。

附 則（昭和40年7月24日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年度の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和41年7月7日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和42年6月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和43年3月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和43年6月24日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和44年6月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和44年10月8日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和 45 年 6 月 22 日条例第 34 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 45 年度分の国民健康保険税から適用し、昭和 44 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用）

- 3 新条例附則第 3 項及び第 4 項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について地方税法等の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 16 号）附則第 15 条又は地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）附則第 19 条の規定により適用される法附則第 34 条又は第 35 条の規定の適用がある場合には、昭和 45 年度分の国民健康保険税についても適用する。この場合において、新条例附則第 3 項中「昭和 46 年度から」とあるのは、「昭和 45 年度から」とする。

附 則（昭和 46 年 7 月 15 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和 47 年 6 月 27 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和 48 年 7 月 19 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和 49 年 6 月 12 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和 50 年 7 月 14 日条例第 35 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 50 年度分の国民健康保険税から適用し、昭和 49 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 7 月 13 日条例第 24 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 51 年度分の国民健康保険税から適用し、昭和 50 年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 52 年 3 月 29 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 7 月 13 日条例第 39 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 52 年度分の保険税から適用し、昭和 51 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 53 年 6 月 27 日条例第 28 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 53 年度分の保険税から適用し、昭和 52 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 54 年 6 月 28 日条例第 24 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 54 年度分の保険税から適用し、昭和 53 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 55 年 7 月 12 日条例第 22 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、宮崎市国民健康保険税条例附則第 3 項の改正規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 55 年度分の保険税から適用し、昭和 54 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例に関する規定の適用）

- 3 新条例附則第 3 項の規定は、昭和 56 年度分の保険税から適用し、昭和 55 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 56 年 6 月 30 日条例第 35 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 56 年度分の保険税から適用し、昭和 55 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 57 年 6 月 23 日条例第 29 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 57 年度分の保険税から適用し、昭和 56 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 7 月 4 日条例第 30 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第 2 条、第 4 条、第 8 条第 1 項及び第 11 条の規定は、昭和 58 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和 57 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第 7 項の規定は、昭和 57 年度分の国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則（昭和 59 年 7 月 5 日条例第 29 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、宮崎市国民健康保険税条例附則第 5 項の改正規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第 2 条、第 8 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項並びに第 11 条の規定は、昭和 59 年度以後の年度分の保険税について適用し、昭和 58 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

- 3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第 7 項の規定により読み替えて適用される同条例第 11 条の規定による昭和 58 年度分の保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 12 月 19 日条例第 33 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 7 月 4 日条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 60 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和 59 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例（以下「旧条例」という。）附則第6項の規定により読み替えて適用される旧条例第3条第1項及び第9条第1項の規定による昭和59年度分の国民健康保険税の算定については、なお従前の例による。

4 旧条例附則第7項の規定により読み替えて適用される旧条例第11条の規定による昭和59年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年6月17日条例第17号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和61年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和60年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年7月24日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第2条、第4条及び第11条の規定は、昭和62年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和61年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例（以下「旧条例」という。）附則第6項の規定により読み替えて適用される旧条例第11条の規定による昭和61年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月30日条例第14号）

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和62年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年7月1日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和62年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第11条の2の規定は、昭和64年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第7項の規定により読み替えて適用される同条例第11条の規定による昭和62年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年6月22日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の次に1項を加える改正規定及び附則第3項の規定は、平成2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第2条、第4条、第11条及び附則第2項の規定は、平成元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第5項の規定は、平成2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月29日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第7条第1項の規定は、平成2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成3年6月24日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条第2号の規定は、平成3年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（平成4年6月26日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする改正規定及び附則第3項の規定は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第2条、第4条及び第11条の規定は、平成4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、平成5年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則（平成5年6月24日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条第2号の規定は、平成5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成6年6月23日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条及び第11条の規定は、平成6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成7年6月21日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条、第11条及び附則第2項の規定は、平成7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成8年6月28日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条から第4条の2まで、第8条及び第11条並びに附則第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月25日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条及び第11条の規定は、平成9年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成8年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月25日条例第64号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年3月26日条例第7号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、（中略）第2条の規定は、平成10年4月1日から施行する。

- 3 第2条の規定による改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月26日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第8項を削る改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第11条の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるものを除き、平成10年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月27日条例第38号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月29日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成13年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成12年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第7項の規定は、平成14年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成13年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成14年7月5日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月13日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 3 月 20 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 15 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 14 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日条例第 20 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第 2 条及び第 13 条の規定は、平成 15 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 14 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第 8 項及び第 9 項の規定は、平成 16 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 15 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 4 改正前の宮崎市国民健康保険税条例第 14 条の規定は、平成 16 年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日条例第 18 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 17 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 16 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 22 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 17 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 16 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 12 月 20 日条例第 161 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 49 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項から附則第 10 項までの改正規定（附則第 7 項の改正規定（「第 5 項」を「附則第 9 項」に改める部分に限る。）を除く。）は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 18 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 17 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 21 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 19 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 18 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 12 月 27 日条例第 41 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(宮崎市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の宮崎市国民健康保険税条例第11条第1項の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年12月27日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の宮崎市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第18条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。
- 4 平成19年10月1日において、平成19年度分の国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付(国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成19年政令第324号。以下「改正令」という。)第2条の規定による改正後の地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。)の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(平成20年4月1日までの間において、年齢65歳に達するものを含み、災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他改正令附則第3条第1項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)について、平成20年4月1日から同年9月30日までの間において健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第16条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付(以下「特別徴収対象年金給付」という。)が支払われる場合においては、それぞれの支払に係る国民健康保険税の額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収することができる。
- 5 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成19年度分の国民健康保険税の額に相当する額として改正令附則第3条第2項の規定により算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成20年度における支払の回数で除して得た額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)とする。

附 則 (平成20年4月30日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年12月25日条例第102号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第2項の次に1項を加える改正規定、附則第3項の改正規定(同項を附則第4項とする部分に限る。)、附則第4項の改正規定(同項を附則第5項とする部分に限る。)、附則第5項の改正規定(同項を附則第6項とする部分に限る。)、附則第6項の次に見出し及び1項を加える改正規定、附則第6項の改正規定(「とあるのは」を「とあるのは、」に改める部分を除く。)、附則第7項の改正規定(「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に改める部分及び「とあるのは」を「とあるのは、」に改める部分を除く。)、附則第8項の改正規定(同項を附則第10項とする部分に限る。)、附則第9項の改正規定、附則第10項の改正規定(同項を附則第12項とする部分に限る。)、附則第11項の改正規定(同項を附則第13項とする部分に限る。)、附則第12項の改正規定(同項を附則第14項とする部分に限る。)並びに附則第13項及

び第 14 項の改正規定 平成 22 年 1 月 1 日

(2) 附則に見出し及び 2 項を加える改正規定 平成 22 年 3 月 23 日

(3) 附則第 3 項の改正規定(「第 35 条第 1 項」の次に「、第 35 条の 2 第 1 項」を加える部分に限る。)及び附則第 4 項の改正規定(同項を附則第 5 項とする部分を除く。) 平成 22 年 4 月 1 日

(4) 附則第 8 項の改正規定(「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。) 平成 23 年 1 月 1 日

(5) 前各号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項の規定 公布の日
(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第 23 条の規定は、平成 21 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 20 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 22 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 21 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日条例第 23 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 13 項及び第 14 項の改正規定については、同年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 22 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 21 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 24 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 23 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 7 月 6 日条例第 33 号抄)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 4 条第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の規定 平成 25 年 1 月 1 日

(2) (略)

附 則(平成 25 年 3 月 30 日条例第 36 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 25 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 24 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 18 日条例第 41 号)

改正

平成 27 年 3 月 20 日条例第 2 号

平成 27 年 12 月 21 日条例第 69 号

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 14 項の改正規定 平成 28 年 1 月 1 日

(2) 附則第 3 項、第 6 項及び第 7 項の改正規定、附則第 8 項及び第 9 項を削り、附則第 10 項を

附則第 8 項とする改正規定、附則第 11 項を削り、附則第 12 項を附則第 9 項とし、附則第 13 項を附則第 10 項とする改正規定、附則第 14 項を附則第 11 項とする改正規定、附則第 15 項の前の見出しを削り、同項を附則第 12 項とし、同項の前に見出しを付し、附則第 16 項を附則第 13 項とする改正規定並びに附則第 17 項の前の見出しを削り、同項を附則第 14 項とし、同項の前に見出しを付し、附則第 18 項を附則第 15 項とし、附則第 19 項を附則第 16 項とする改正規定 平成 29 年 1 月 1 日

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例(附則第 1 項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日条例第 80 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日条例第 43 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 21 日条例第 69 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日条例第 32 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 12 月 27 日条例第 53 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(宮崎市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 2 条の規定による改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第 10 項及び第 11 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日条例第 25 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 25 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条第 1 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条から第 11 条まで及び第 23 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 31 日条例第 37 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 30 日条例第 22 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日条例第 21 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 31 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日条例第 52 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 23 条及び附則第 2 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日条例第 35 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 4 項及び第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 12 月 23 日条例第 63 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の見出し、第 4 条の見出し及び第 5 条の見出しの改正規定、第 6 条の改正規定、第 23 条第 1 号イ及びロの改正規定、同条第 2 号イ及びロの改正規定、同条第 3 号イ及びロの改正規定並びに第 23 条の 2 の改正規定（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第 3 号において同じ。」の次に「及び」を加える部分に限る。）並びに附則第 10 項の改正規定（「、第 8 条」を「、第 9 条」に改める部分に限る。）及び附則第 11 項の改正規定（「、第 8 条」を「、第 9 条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 3 1 日条例第 39 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則

平成 19 年 3 月 30 日規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮崎市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 25 条第 1 項の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第 2 条 市長は、納税義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を減免するものとする。

(1) 災害（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 27 号に規定する災害をいう。以下同じ。）により特に著しい被害を受け、保険税の納付が困難であると認められるとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 災害により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 292 条第 1 項第 10 号に規定する障害者となった場合 災害が発生した日の属する月から起算して 1 年を経過するまでの間の保険税の額（以下「税額」という。）（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額）に 10 分の 9 を乗じて得た額

ロ 災害により納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の所有に係る住宅（その者の居住に係るものをいう。）又は家財（以下「住宅等」という。）につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）がその住宅等の評価額の合計額の 10 分の 3 以上であるもので、世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の前年中の法第 292 条第 1 項第 13 号の合計所得金額の合計額（以下「合計所得金額」という。）が 1,000 万円以下である場合 災害が発生した日の属する月から起算して 1 年を経過するまでの間の税額（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額）に、次の表に定める割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額による区分	住宅等が受けた損害の割合	減免の割合
500 万円以下のもの	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	2 分の 1
	10 分の 5 以上	10 分の 10
750 万円以下のもの	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	4 分の 1
	10 分の 5 以上	2 分の 1
1,000 万円以下のもの	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	8 分の 1
	10 分の 5 以上	4 分の 1

ハ 災害による農作物の減収損失額の合計額（農作物の減収価額から農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の 10 分の 3 以上である場合で、前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下であるとき（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が 400 万円を超えるものを除く。） 当該年度分の保険税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額に、前年中の合計所得金額に占める農業所得の割合及び次の表に定める割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額による区分	減免の割合
300 万円以下のもの	10 分の 10
400 万円以下のもの	10 分の 8
550 万円以下のもの	10 分の 6
750 万円以下のもの	10 分の 4
1,000 万円以下のもの	10 分の 2

- (2) その世帯に属する被保険者が国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 59 条の規定により療養の給付等の制限を受けているとき 療養の給付等が制限されている期間の当該被保険者に係る税額に相当する額
- (3) 被保険者の所得が失業（定年退職、早期退職及び優遇退職制度によるもの並びに自発的都合退職及び自己の責めに帰すべき事由による解雇を除く。）、休業、廃業、疾病、負傷等予期することのできない理由により激減し、世帯主等の当該年中の合計所得金額の見積額（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 10 条第 2 項第 1 号に規定する基本手当が給付された場合その他の非課税所得を含む。以下同じ。）が前年中の合計所得金額の 10 分の 5 以下に減少すると認められる場合で、前年中の合計所得金額が 400 万円以下であり、納税が著しく困難であると認められるとき 当該年度分の保険税のうち、申請日以後の保険税に係る所得割額に、次の表に定める割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額による区分	当該年中の合計所得金額の見積額	減免の割合
200 万円以下のもの	前年中の合計所得金額の 10 分の 3 以上 10 分の 5 以下	2 分の 1
	前年中の合計所得金額の 10 分の 3 未満	10 分の 10
300 万円以下のもの	前年中の合計所得金額の 10 分の 3 以上 10 分の 5 以下	4 分の 1
	前年中の合計所得金額の 10 分の 3 未満	2 分の 1
400 万円以下のもの	前年中の合計所得金額の 10 分の 3 以上 10 分の 5 以下	8 分の 1
	前年中の合計所得金額の 10 分の 3 未満	4 分の 1

- (4) その世帯に属する被保険者が条例第 25 条第 1 項第 3 号に該当する者であるとき 次に掲げる額の合計額
- イ 当該被保険者に係る所得割額
- ロ 資格取得日の属する月以後 2 年を経過するまでの間の当該被保険者に係る被保険者均等割額（条例第 23 条第 1 項各号の規定により被保険者均等割額が減額されているときは、減額前の額とする。）に、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該世帯が同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合を除く。）

世帯の区分	減免の割合
条例第 23 条第 1 項各号のいずれにも該当しない世帯	10 分の 5
条例第 23 条第 1 項第 3 号に該当する世帯	10 分の 3

- ハ 資格取得日の属する月以後 2 年を経過するまでの間の当該世帯に係る世帯別平等割額（条例第 23 条第 1 項各号の規定により世帯別平等割額が減額されているときは、減額前の額とする。）に、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該世帯が条例第 25 条第 1 項第 3 号に該当する者のみで構成される世帯に限り、当該世帯が条例第 5 条第 1 号の特定世帯又は条例第 23 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する場合を除く。）

世帯の区分	減免の割合
条例第 23 条第 1 項各号のいずれにも該当しない世帯	10 分の 5
条例第 23 条第 1 項第 3 号に該当する世帯	10 分の 3
条例第 5 条第 1 号の特定継続世帯であって、条例第 23 条第 1 項各号のいずれにも該当しないもの	10 分の 2.5
条例第 5 条第 1 号の特定継続世帯であって、条例第 23 条第 1 項第 3 号に該当するもの	10 分の 1

- 2 納税義務者が前項各号の 2 以上の号に該当するときは、減免の額が最も高いものを適用する。
- 3 第 1 項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者については、その者の実情に応じて減免することができる。

(減免の取消し)

第3条 市長は、虚偽その他の不正の行為により保険税の減免を受けた者がある場合においては、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度以後の年度分の保険税から適用する。
(清武町の編入に伴う経過措置)
- 2 清武町の編入の日前に、清武町国民健康保険税減免に関する規則（平成14年清武町規則第11号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 清武町であった区域における保険税の減免の基準については、平成21年度分までに限り、この規則の規定にかかわらず、清武町国民健康保険税減免に関する規則の例による。
(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険税の減免の特例)
- 4 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により収入が減少した者等に係る保険税の減免については、第2条第1項第3号の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

附 則（平成20年4月30日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（平成22年3月19日規則第20号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日規則第111号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（平成30年3月30日規則第37号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税の減免について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月28日規則第72号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第27号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税の減免について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月26日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月30日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月27日規則第89号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号ハの改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎市国民健康保険運営基金条例

昭和 42 年 3 月 14 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、宮崎市国民健康保険運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、前年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算剰余金の 2 分の 1 を下らない額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、特別会計又は一般会計において財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて（国民健康保険特別会計事業勘定については、利子不要とする。）基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する目的のために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 昭和 41 年度に限り積み立てる額は、予算に定める額とする。

附 則（昭和 46 年 7 月 15 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 8 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 5 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 8 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎市国民健康保険はり・きゅう・あんま施術規則

昭和 39 年 6 月 30 日規則第 14 号

(目的)

第 1 条 この規則は、宮崎市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号）第 6 条の規定に基づく保健事業として行うはり・きゅう・あんまの施術（以下「施術」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(施術の範囲)

第 2 条 国民健康保険指定はり・きゅう・あんま施術担当者（以下「施術担当者」という。）が行う施術の範囲は、末しょう神経疾患又は運動器疾患（現に当該疾患により国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 36 条の規定による療養の給付又は同法第 54 条の規定による療養費の支給を受けているものを除く。）とする。

(施術の制限)

第 3 条 施術は、同一被保険者について 1 日 1 回とし、年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）60 回を限度とする。

(施術担当者の指定)

第 4 条 施術担当者は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が指定する。

- (1) はり師免許、きゅう師免許又はあん摩マッサージ指圧師免許を有する者
- (2) 宮崎市又は東諸県郡内に施術所を有する者
- (3) 次に掲げる施術団体（以下「団体」という。）のいずれかに所属する者又は団体に所属しない者で別に定める誓約書を提出し、市長が適当と認めたもの
 - ア 宮崎市保険鍼灸マッサージ師会
 - イ 宮崎市郡鍼灸師会
 - ウ 一般社団法人宮崎県マッサージ師会
- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者でない者

2 前項の指定を受けようとする者は、別に定める申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) はり師免許証、きゅう師免許証又はあん摩マッサージ指圧師免許証の写し
- (2) 施術所開設届出済証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、施術担当者を指定したときは、施術担当者として指定する旨の証（以下「施術担当者の証」という。）及び標示板を交付する。

4 施術担当者は、第 2 項に規定する申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(施術担当者の表示)

第 5 条 施術担当者は、施術所内に施術担当者の証を掲示するとともに、公衆の見やすい所に標示板を掲出しなければならない。

(施術録の備付け等)

第 6 条 施術担当者は、施術の内容を明らかにするため別に定める施術録を備え必要な事項を記載するとともに、当該施術録を 2 年間保存しなければならない。

(報告徴収等)

第 7 条 市長は、施術料負担金の支給に関し、施術担当者及び団体に対し報告を徴し、関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。

(施術担当者の辞退)

第 8 条 施術担当者を辞退しようとするときは、施術担当者の証及び標示板を添えて別に定める書面により市長に届け出なければならない。

(施術担当者の指定取消し又は停止)

第9条 市長は、施術担当者が次の各号のいずれかに該当する場合は、施術担当者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定を停止することができる。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) この規則の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が施術担当者として不相当と認めたとき。

(施設利用者証の請求等)

第10条 被保険者が施術を受けようとするときは、その被保険者の属する世帯の世帯主は、別に定める申請書により施設利用者証の交付を受けなければならない。この場合において、市長は、当該世帯に属する者が国民健康保険税を滞納しているときは、施設利用者証の交付をしないことができる。

2 施設利用者証の有効期限は、毎年3月31日とする。

3 前項の規定にかかわらず、国民健康保険税を滞納している世帯主及び当該世帯主と同一の世帯に属する被保険者に係る施設利用者証について、市長は、前項に規定する期限より前の期限を定めることができる。

4 被保険者は、施術を受けるときは被保険者証及び施設利用者証を施術担当者に提出しなければ施術を受けることができない。

5 施術担当者が被保険者から施術を求められたときは、被保険者証及び施設利用者証によりその者が施術を受ける資格があることを確かめたのち施術を行わなければならない。

(施術料金)

第11条 施術担当者は、施術料金を施術所の見やすい所に掲示しておかななければならない。

2 施術を受けた被保険者は、施術料金から次条第1項に規定する施術料負担金の額を差し引いた額を施術担当者に支払わなければならない。

(施術料負担金の支給)

第12条 被保険者が施術を受けたときは、施術料負担金として施術1回につき1,200円(当該施術料金が1,200円を下回る場合にあつては、当該施術料金)を支給する。

2 前項に規定する施術料負担金の支給は、施術担当者に支払うことによつて行う。

(施術料負担金の請求等)

第13条 前条第2項の規定により施術料負担金の支払を受けようとする施術担当者は、別に定める請求書に明細書を添付して、当該施術担当者の所属する団体を經由して市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受理した場合において、内容を審査し、相当と認めたときは、当該団体を經由して施術料負担金を当該施術担当者に支払うものとする。

3 前2項の規定は、団体に所属しない施術担当者で第4条第1項の規定による指定を受けたものについて準用する。この場合において、第1項中「当該施術担当者の所属する団体を經由して市長」とあるのは「市長」と、前項中「当該団体を經由して施術料負担金」とあるのは「施術料負担金」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和39年7月1日から施行する。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

2 佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日前に、佐土原町国民健康保険はり、きゅう、あんま、マッサージ施術規則(昭和47年佐土原町規則第14号)、田野町国民健康保険はり、きゅう施術規則(昭和48年田野町規則第3号)及び高岡町国民健康保険はり、きゅう又はあんま施術規則(平成6年高岡町規則第15号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

- 3 清武町の編入の日前に、清武町国民健康保険はり、きゅう又はあんま施術規則（昭和47年清武町規則第13号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（昭和42年6月1日規則第8号）

この規則は、昭和42年6月1日から施行する。

附 則（昭和44年5月30日規則第11号）

この規則は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日規則第15号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年5月27日規則第13号）

この規則は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日規則第7号）

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際、現に存するこの規則による改正前の宮崎市国民健康保険はり・きゅう施術規則（昭和39年規則第14号）に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取りつくり使用することができる。

附 則（昭和51年7月14日規則第18号）

この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日規則第8号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年5月29日規則第20号）

この規則は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月26日規則第2号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日規則第9号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月23日規則第8号）

- 1 この規則は、昭和57年4月1日（以下「施行日」という。）から公布する。

- 2 この規則による改正後の規則の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月24日規則第14号）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月29日規則第10号）

- 1 この規則は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日規則第5号）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月29日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成2年4月1日（以下「施行日」という。）以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月20日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年3月23日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年3月28日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年9月30日規則第34号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年9月18日規則第30号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月26日規則第11号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月25日規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年12月28日規則第120号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成19年2月27日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月29日規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日規則第21号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 29 日規則第 73 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 19 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第 12 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 27 年 9 月 18 日規則第 73 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 9 月 24 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 48 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 31 年 2 月 1 日規則第 3 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の規則（以下「新規則」という。）第 12 条の規定は、この規則の施行の日以後の施術に係る施術料負担金について適用し、同日前の施術に係る施術料負担金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第 4 条第 1 項の規定による指定を受けている施術担当者は、新規則第 4 条第 1 項の規定による指定を受けた施術担当者とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則の相当規定により使用されている書類とみなす。
- 5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

宮崎県国民健康保険イメージキャラクター
「オレンジくん」



宮崎市観光イメージキャラクター
ミッシちゃん

宮崎市国民健康保険の概要
令和5年度版(令和4年度実績)
発行 令和5年9月
編集 宮崎市財政部国保年金課
国保収納課
〒880-8505
宮崎市橘通西一丁目1番1号